

(表紙)

樺山文書

二

樺山文書

二

〇三九三 射礼私記

射禮私記序

夫射礼ハ公家・武家ともに用る事久し、毎年正月十七日、大門弓場殿にをいて羽林中小将の器用を撰て是をおこなはる、木工的をかく、此礼すたれて百餘歳、等持院殿の御代、公家・武家一統の

御的ありといへとも、其例又相次す、今ハしかなから武家の嘉例としておこなはるゝ所也、歩射は根本 神社の礼として、酒饗をそなへ、神事を成とみえたり、是ひとへに國家をおさめ、魔障をしりそくる祭礼也、古禮によて、或ハ鳴弦して皇家の御惱をしつめ、或は矢を發して禁中の異類をたいらく、先蹤これおほし、此通のたつとむべき事既に明かなり、こゝをもて鎌倉右大將家の御代、文治五年正月二日、射礼をおこなはる弓太郎下河邊庄司行平當御代御的はしめ、建武四年正月廿四日、弓太郎曾祖父小笠原六郎長高仕美濃守、又貞和元年正月十五日の御的、祖父小笠原又六氏長仕備前守、かくのことく相続して是をつとむ、此故に我家の所傳、足のふむ所、目のみる所、弓の引矢のはなつ所悉規にあたり、矩にあたる、只百發百中の妙のミにハあらず、各身をたゞしく要旨なり、是につ□て射儀の式目あけてかそふへからず、上古以来面授口訣して具に記する事あたハす、こ

れふかく逼の聊余をいましむるによてなり、然といへとも持長非器短才にして、この通に達をす、<sup>(せ)</sup>況哉後生の子孫いよく僻案を生せしか、是をもてかれをおもふに記せずんハあるへからず、仍末代明鏡のため、粗一卷を撰て、もつて 上覧に備る者也、

一御的の射手の装束の事、きたまれる法あるへからず、右大将家の御時、文治五年正月二日、御弓場始の射手五番の五度弓なり、其時の射手出仕の装束をあらためずして衆勲の間、嘉例としていまに至て水干立烏帽子を用るなり、しかれハ直垂立ゑほしにて勲仕の先例もあり、又ハおりゑほしひたゝれにて仕たる事もあり、此時は沓をはかず、す足たるへし、しかりといへとも、近年ハ皆水干立烏帽子にてつとめ来る者也、時の弓太郎などの年齢宿老なるハぬき白以下おとなしき装束相應せしむる欵、若射手などハ紅梅くれなる等の水干を着する事常の儀なり、いつれもぬひ物を付へき也、

且ハ時代にしたかひ、且ハ人躰によるへき欵、

一弓の事、白木そハしら木むらこきたるへし、五度弓の時は弓の数十張なり、はりてもたすへし、弦ハいつれもしらつるたるへし、

一矢の事、五手用意すへし、篋ハふしかけをぬるへし、おなしく羽は切符中黒以下を用へし、ことに小中黒はむかしより意しきたる物なり、

一ゆかけの事、おなしく五用意あるへし、革の色きたまれる法あるへからず、しかりといへとも無文・むらさき・にしき革などハ斟酌あるへし、ゆひをつく事は略儀なり、つきたるもあなちくるしからず、或ハかひそひにもたせ、或は矢つゝに付てもたするなり、

一ゆかけのさしやうの事、まつ一まき右へまハして、さて手のうちより大ゆひにかけて又引とをして左<sup>右欵</sup>へ帰して三まきにまきとめて、をのさきをひきあハせてひねり、下より上へをしいるゝなり、

一出仕の次第の事、弓十張左右に五張つゝつかひて

もたすへし、射弓はひたり、射弓のはりかへハ右  
なり、いづれもはりてもたすへし、太刀しきか  
は、左、矢つゝ沓ハ右なるへし、かいそひの若黨  
二騎直垂大かたひらなるへし、中間七番みなひ  
たゝれたるへし、

右張替 同同同 射弓ノ張替 矢筒 沓

番次第 一馬

左張替 同同同 射弓 太刀 敷皮

一馬よりおりてハやかて沓をはくへし、そのうち弓  
をとる、次に矢をとりて弓手のかたへとりわたし  
て、かた矢をはゆかけの内へいたつきをさすなり、  
さてしきかハを取へし、四折にしてせおりのかた  
を右へなして白毛を上へなすへし、弓としき皮は  
左のかひそいの役たるへし、矢と沓とハ右のかひ  
そいの役たるへし、

一 小めかりの座あら座とも云につくへき様、しき皮を  
四おりのまゝしきて、せおりの方をまはりて着座  
すへし、とうりうあれハ沓をぬく也、しからすは

ぬくへからす、沓ハはく時もぬく時も左をはしめ  
とすへし、

一式の座につくへき次第、敷皮を前弓も後弓も白毛  
を的のかたへむけてしきて、くしかミをまはりて  
着座して、やかて沓をぬくへし、さてたゝう紙を  
とり出して、あふきをぬきて、たゝうかミの上に  
すこしすちかへてをきて、前も後も右の方に敷皮  
の下へをし入て、すこし見ゆるやうに置へし、

一 かさつかへよるへき様、前弓はゆミのうらはす一  
尺はかりをかす、つかのかとに打かけてかしこま  
るなり、うしろ弓ハうらはす数つかのねにとゝく  
とゝかすに畏るへし、

一 ひもおさむへきやうの事、まつ左のひちにて弓を  
よくかゝゑて、両方の手にてひほをときて、先ひ  
たりの紐を刀の下へまはしてをしかひて、右のひ  
もを左の手にてかたへうちこして、やかて左の手  
にてとりて、左右のひもをひとつになしてくすは  
かまのこしに刀のこしりへまはしてをしかふへし、

打こしたるひも三度までハかきて、それにかきあ  
たらすハ、そのまゝおさむるよしにて仕るへし、  
しき皮へ帰りて式におさむる也、

一 ひとゝれのひほの事、これも左のひもは刀のした  
へまハしてをしかふへし、右のひもハひとゝれと  
内衣とのあハひゑをし入て、さてひとゝれのわき  
よりとりて、はかまのこしにおさむへし、

一 足ふミの事、前もうしろも左よりふミはしめて、  
まへ弓ハかすつかをまハりて三足にふみよりて、  
さて小足をつかひて、そのゝち左のあしを的にむ  
けてふミて、さて右の足をふミきたむへし、後弓  
も左よりふミはしめて、三足にかすつかまでふミ  
よりて、小足をつかひて、ひとりのあしを的にむ  
けて後、右をふみきたむへし、さて能と沓をふミ  
入へきなり、惣して左の足をはしめにふむ事は祝  
の時用る儀也、右の足よりふみそむる事ハ、魔障  
をしりそくる時の事なり、

一 弓場に立へき様の事、まつかすつかと三かなハに

たちて、かすつかの内かるとに弓をたつへし、弓の  
とり所、肩より少たかく持へし、弦をは身とをり  
のかとへむけてたつるなり、さてはたむきて、袖を  
ハ刀のしたよりまハして、くすはかまのこしには  
さむへし、袖のあまりをハもゝたちへをし入る也、  
一 射はてゝはたぬきを入れて、其後あしを引へし、足  
の引やう、前弓ハまゑのあしよりひき、後弓ハう  
しろの足より引て、小足を引あハせて、もと畏た  
る所になをるへし、前弓ハ一あしふミ帰る足あり、  
一 自然弓もおれ、弦もきるゝ事あるへし、凡相手矢  
あらハ、射て畏れといへり、されともつつ立三度  
め・五度めの時、前の射手矢をはなたすして、矢  
あらむ時、うしろより射て畏る事ハあるへからず、  
二度・四度めの時、前の射手又同前たるへし、  
一 射手自然と弓をとりおとす事あるへし、三足まで  
ハはたぬきを入すしてとるへし、三足すぎハはた  
ぬきを入れてあゆみよりて取へし、  
一 おなしく矢も弓いまた打あけてひかぬさきに、不

慮に引はなす事もあるへし、其時ハ的場中程までハ射手はたぬきを入れて、自身あゆミよりて矢をとるへし、

はやうちあげて引てのち、自然と引はなしたらは、たとい矢ちかくおちたりとも矢とりにとらすへし、これハ射手の不運たるへし、

弓のかへる事あるへし、其時ハたゝかへらぬゆミのことく立て、はたぬきを入れて、かしまりてはりかへをとるへし、はりかへもちのかいそひ、右のひきをつきて弓をとりかふへき也、是もはりかへをハかへりたる弓の上より出してとりかふへし、かいそひの帰り様、左の手をつきてかへるなり、一弓のおれたる時の事、鳥うちの邊よりおれたらは、つねのことくにたてゝ、はたぬきを入れてかしまるへし、さてはりかへをとるなり、あまたにおれたる事あらハ、おれをとるにをよハす、はたぬきを入れて畏るへし、折たる弓をハかひそひの者してとらすへきなり、弓あまたにおれたらハ、ひとつ

にとりあハせて、右の手にもちてかへるへき也、是等ハかひそひの役也、

一 的矢自然と風にも吹おられ、又ハはすなどもかけとりぬく事もあるへし、其もはたぬきをいれて畏てかへ矢をとるへし、かへ矢もちたるかひそひ、左のひきをつきて矢を出すへし、おなしくいたつきもぬけ、あるひはゆかけなどにとまる事もあるへし、其時もかへ矢をとるにをよハす、そのまゝつかまつるへき也、かいそひ矢をもちてよる時は、矢とりのもつ様にハ出さす、右の手にいたつきの方をひつさけて、直垂の下に持てよるへし、一 雨雪の日などは、しき皮の下に打板をしくなり、広さ長さハしき皮にしあハすへし、定れる寸法あるへからず、一 しき皮の事、鹿のかハたるへし、へりは黒革なるへし、前緒・後緒にてへりをきすなり、まゑをとといふハよこしやうふ、うしろをといふハたてしやうふなり、へりの取やうは、くしかみより左へな

る方を前緒にてとるへし、

一射はてゝのち、しき皮に着座してハ、まつくつをぬくへし、そのゝちひもをゆひて、やかてたゝうかみをふどころに入て、きて扇をさすへし、

一祿を給る時参上の様の事、銀釵を下さるゝ時ハ、弓矢をもち、沓をはきて、くつをハ沓ぬきの下にぬきて参上して、右のひさをしき、左のひさをたてゝ、弓をはひちにてよくかゝへて、矢を腰にさし、あゆみよりて、弓の上より銀釵を賜るなり、右の手をあふのけて、銀釵のあしのおハひへ入て取なをして、上様を拜し申て罷出也、右へかへるへし、

射はてゝ退出時は、しき皮を前へむかひてたゝミにて、はしめのことく四折におりて、御門前にて、かひそいに渡すへし、

相手と向ひあひて後の礼の事、つゝの射手は左へまハリ、はつしたるハ右へまハるなり、

かすつかの高き一尺二寸かねの定なるへし、前と

うしろのおハひ弓杖一杖はつし弓の定に打て、後のかすつかを一尺五寸的のかたへよするなり、

かすつかといふハ歩射の時、かすをさすによりての名なり、弓太郎の役として、しの竹を長さ一尺二寸にきりて、黒くぬりてをくなり、ぬらぬもあるへし、前後ともにかすつかのうしろのきハに五十つゝをく也、は矢をと矢によりてさしかふる様、前後ともにおなし、秘説たる間、巨細書のするに及はず、ことなる歩射のときもちいらるゝ事也、ひとり弓の礼の事、かすつか二の中に、的のかたへむかひ、すこし御前へ對してかしこまるへし、又的の方へ向ひて畏る事もあり、足ふミハこれもひたりあしよりふミよりて、おなしく左足を的にむけてのち、右のあしをふミきたむへし、射はてゝ引あしの事、大方まゑゆみのやうにひきてかへる、あしハなくて畏るなり、ひとり弓にかすさす事、これも数は五十つゝなるへし、さきやう、前ゆミのかすのをき所より少うしろへよるへし、

さしやうハ同前、

雪雨の日などハ、うるしはきの矢を用意して仕るへき也、されハ古人ハ、必この矢を矢つゝにいゝ物なり、

射手を撰るといふ事ハ、五度弓にても、三度弓にても、かねて度数をさためて、その後、つゝの射手はかりをせんして射させらるゝなり、此時はいくたひも前より射るなり、二度め四度めたりといふとも前ゆミよりつかまつるへし、おなしく的そろへといふ事あり、射手をそろへて、弓の善悪を知へきためなり、

射手の立所の事、一番弓太郎、二番せきの前、三番弓太郎のうしろ、四番せきのうしろ、是を四のかとゝいふなり、たち所の高下ハ参次第の年記によりて、さためらるゝなり、しかりといへとも時にあたりてことなる、上意などハ各別の儀也、されは人躰により、又ハ器用について仰出さるゝ先例もあり、是等ハ制の限にあらず、

一御的恩賞の事、つゝ三箇年、又参勤十ヶ年にてとも恩賞をかうふるなり、是を参勤の勞と号する也、

如此しるし置といへとも、口傳等あけてかさふへからず、上古以下面授口訣して、其人にあらされハ、さつくる事をゆるさず、されハ口傳をもてわか家の庭訓とせり、筆墨の盡すへき所にあらず、たゝ愚昧の子孫あらゝ心得へき次第を書のする者也、これを以て豈満足の思ひをなさむや、旨趣且少序に所載なり、  
延徳四年貳月十五日

〇三九四 小笠原宗信法量物口伝

法量物

一 大的事

的の勢五尺二寸

的と串との間三方八寸、下六寸計

的場の遠き弓杖三十三杖に打て卅二に可立、

横申七尺六寸計

内りの六尺八寸計

立申土より上六尺六寸計

申のふとさ口二寸計

的の繪こまなこ二尺七寸計

繪三寸五分、二寸五分、三寸 口傳在之

せひの長さ二寸五分計

一 丸物事

裏八寸 矢たまり四寸、れんせんの儀也、

横申五尺計

内りの四尺三寸計

立申土より上三尺七寸計

申のふとさ口一寸四分計

あつちの遠さ弓杖十一に打て十杖に立へし、

申とあつ地の間一杖に少ちかし、

一 笠懸事

的の勢一尺八寸

横申六尺一寸計

内りの五尺二寸計

立申土より上四尺五寸計

申のふとさ口一寸六分計

ら地の高さ一尺五寸計

的場の遠さ弓杖九杖に打て八杖に立へし、

まとかハの布六の長さ五尺計 はたはり一尺二寸の布を可用、たかはかりの定

とをりのを一所つゝとつへし、とち所上より一尺

二寸計、とちかハある草たるへし、

的かハの布色あさきなるへし、

馬場たけ一町あて様 口傳等在之

馬場本より後の申まで三 三 口傳在之

延徳三年十二月十三日 備前入道宗信(花押)

一 草鹿事

鹿の勢長さ一尺八寸計 廣さ八寸計

頸の長さ七寸五分計

つらの長さ三寸五分計

背とをりの星七、矢あての星四寸計 金定



まハリの星八、四所ハ大きなへし、

前後に各四つ、ちハせとおりのあハひ五寸計

横さまにハうらにちのやうにして、二所引とをす

へし、綱ハ上に二すちあるへし、

鹿首向前只如逢弓早、

一 小笠懸事

的の勢方四寸

申の長さ一尺二寸計藤を可用、はさみきハを金にて、

的と馬走の間八寸計

引目・半引目・九目こかし籠たるへし、口傳在之

笠懸の馬場をさかさまに射る也、射様うち入る事

も、かさかけよりハふかくひらく事も、馬の頸中

にひらきさくへし、矢はすをとりて引てさかるへ

し、

延徳四年三月三日

備前入道宗信(花押)

〇三九五 伊勢千句

於太神宮両吟千句四季

何船 第一

高國朝臣

一 あさ日影四方にほへる霞哉

日のにほふハ色也、よせい也、日本の鎮守にて其

家之繁榮めてたき時代也、されハ日神の仰光の高

き事也、高國御法樂ニ相應之發句也、宗長公之作

也、

朝日影にほへる山ニ照月のあかさる君を山こしし

て

朝日かけにほへる山の桜はな長面くきらぬ雪かどそ

見る

一 雪はのこれる山のはもなし

宗長

發句ハ陽也、脇ハ陰也、名譽の句也、表裏有、面

てハ陽氣に雪ことく消て、萬山ハ霞渡る躰面

白也、朝の眺望也、裏の心は高國の仰せ一天にあ

まねく有を、雪ハ残れる山のはもなしと敵に成か

た無心也、

一 打いつる水の白波春見えて

宗碩

萬山の雪消て水のしら波に春見ゆると也、春の景

気さ一入面白し也、

西行心也

降つみし高ねのミ雪とけにけり清瀧川のせゝの白波

一川瀬のたつも明かたのこゑ

同

明かたの春の暖気ニたつも鳴也、

七夕の袖つくよひの明方ハ川せのたつも心してなけ

一空すみて霧渡る夜の秋寒ミ

長

明方の寒さニなくかと也、秋の天気かやうニある

もの也、上ハ晴て半天を霧渡る躰也、そらすミテ

奇特也、

一いつちすきつる月のむら雨

同

月のすむは青天也、半天を霧渡るハ今までふりつ

るむら雨ハいつちへかと也、

むら雨の露もまたひぬ袖のはニ霧立のほる秋の夕暮

一そよきたつ萩のはむけの暮終て

碩

雨の後、暮終て月ニ成心面白也、はむけとハかた

引よりニふくを言也、言語道断也、

夕されは萩のはむけのかたよりにそよや秋とそ風も

吹ける

一かたへすゝしくなれる衣手

同

かたゝゝハ萩のはむけに涼しき也、一句ハ衣のか

たへ也、

引夏と秋と行かふ空のかよひちハかたへ涼しく風や吹

らん心也

一あし曳の山ちはるゝやすむ日と

長

旅行の山のかたへ也、はるゝあせをほしたる也、

一はやくゆかぬ駒むのいはふやと

同

水草などかひて休と駒ハ行んといはふかとなり、

一旅まくらさそひし今朝のよや深き

同

たひまくらの丈とちきそふ也、仕所ハ駒のさそふ

也、夜深さそふハはやくゆかんだめかと也、

一のこりみえつく松かせの夢

順

松かせの夢をさそふ也、夜やふかき又見えつくと

也、

引馬上統残夢之又松寒風破旅人夢心也、

一ちれば咲はなやハそれも有はてん

同

又咲つく共それもはな夢なるへしと也、

一やよひのミこそ波もかすまめ 長

閏三月ハかすみはかりこそあらめ、花ハいかゝと也、

一おしミこし我とは春も忘なよ 碩

死ては跡なき霞とこそならめ、春は我を忘るなど

也、仕所ハ霞我を忘な也、

引 かつくニ我を忘ん物ならハ山の霞を衣共見よ心也

一今日又いつのむかしなるへき 同

引 三月己に仕なせり年と又今日むかしと成らん也、

なかめつる今日ハむかしニ成ぬ共軒はの梅ハ我を忘

るな

一たひくの跡をミゆきの大井川 長

初ハミゆきを水のとありしを、跡を御幸とのちな

引 をされし也、今日の行幸又   晋日ならんと云也、

大井川河邊の松ニことゝハん、かゝる御幸ハ有した

めしを

當君ハ行幸と云ハ御親ハ御幸と云也、

一山は小倉の秋の暮かた 同

大井川の上也、面白在所也、御幸有て行幸もある

へぎとあり詞也、此句ハ秋のうちニたひく也、

引 小倉山嶺のもみちの心あらハ今一度のミのりまたな

ん

一はるゝ夜の月よりしに霧立て 碩

をくらハ京よりにし也、都ハ月はるゝ也、をくら

をくらきニ取なせり仕ル也、青天になれ共霧立に

し、を倉山はかりくらきと也、

一ね覚の露やしくれんする 同

残月の心也、時雨んとする八月の上也、思慮也、

一君かすむさと三心も音信よ 長

涙心也、時雨我心をきそひて音信よ也、一句ハ行

て心音信よ也、時雨ハ音信行物なれハ也、

一とはぬつもりをおとろかきはや 同

つれなき間心苦て、をとろかきはやと也、

一恨すハあれとしられん数ならて 碩

位高き人ハうらミね共あなたより知也、賤ハ身ハ

うらみすハしられしと也、此方より驚さんと也、

又一説上らうハ恨浅し、下らうハ恨ふかし、我ハ恨申さね共数ならねハ恨ましとハしられしと也、

一人ニよる世そうきもかなしき

同

何事も世上人ニよりにて憂も悲もある也、

一ひろいつゝ年高きかひハいつかミン

長

高年也、老後の躰也、ひろうハかひのえむよりいてたる詞也、かそへても年たかきかひ無なり、位

ニあかるハ老若ニ寄らぬ也、

一涙は玉もむなしひかりや

同

引 涙の玉は光なき也、老後の涙也、玉は拾物也、吹返すにしの山風なかりせは衣のうらの玉をみまし

や

一もとめえぬ法やハおもひすて衣

碩

衣の裏寶珠の心也、覚也、求えず共おもひ捨るま

引 しきなり、両首の心也、

玉かける衣のうらを見ても先をろかなりける心をそ

知

えひ覺て衣のうらを我見れハ玉かけなからまよひこ

すすれ

一ふかき山にも入のミニして

長

引 入於深山思唯佛道、法花の文なり、

一したふ共月のやとりハ誰しらん

碩

す多つむの巻に、引さとらぬかけをは見れと行月の入さの山を誰か尋んノ心也、

又一説魏宮鐘動遊子於行出殘月心也、

一秋の夜をこめ帰るさのミチ

同

月に夜ふかく帰るハ、さためてけたかく有所なるへし、又一説、月のやとりハ思ふ人の在所カ、忍

恋の心也、夜をこめ帰れは誰しらん我計にそなり、

一朝かほの面影送るしのゝめに

長

あしたの顔なり、別の名残の心也、面かけハ送る

引 やうの物也、

ねくたれか人の心、あさかほ 源ニアリ、

咲はなニうつるてふなハ惜め共おして過うき今朝の

權

一明て露けき草も形見か 同

草の泣也、なきし人のかた見と草はの露けきを見  
て思ふ心也、荒籬見露秋蘭從深洞聞風老檜悲、題

古宮詩也、

梅はな露ニぬれたる

一郭公ふかき軒はの言とひて 碩

前の草をしのふ草ニ取なせり、仕所ハ郭公の鳴也、

一今はそれ共いふ人やなき 長

一句大事の句也、それ共とハわれ共言人なき也、

人よりふるされたる也、郭公ハ言とふ也、問人無

と語る也、

一いかはかり遠くもきける旅ならん 碩

遠國の旅行なれは知人かつて無也、哀也、

一うら／＼風を跡の舟みち 同

追かせニ舟もはやけれハ遠からぬ也、

一夢通ふ千里の浪を枕にて 長

こゝ三句め大事也、いかはかり遠くもハ跡のいへ

る句也、爰ハ波を枕にてと端的の旅の悲を出也、

はるかなるあしやの沖のうきねにも紅葉ハをきつ成  
けり

瀧の音風の聲に馴ぬれば打ぬる程の夢ハ見せけり、

一しほなれけりないつほさんそて 同

千里のなみにしほしミたる袖也、

一こひつめるなけきは朽もはてねかし 同

朽はてねははてとなり、歎ハくちははてぬ也、恋の

切なる心なり、袖ハくちははてぬれはいつほさんと

也、

一おもひや山とならんすゑミン 碩

山と成へきほどの歎也、いかゝせんと也、

歎する山とし高く成ぬれハつくつえのミそ先つかれ

ぬる

一さゝれ石ニかけて君か世祈た、 同

古今序ニさゝれ石ニかけて君を祝とあり、

君か世ハ千世ニ一たひ

一このゆふたすき頼むまに／＼ 長

ミもすそ川のせゝのしき波と有しハ帰句なり、玉

たすきとハちかふ事也、行す多祈れと也、又高國

の朝臣の心まで也、仕よきやうする作者の態也、

引 聲有て今日宮川の夕かくらななき世迄もかけて祈ら

ん

一花の春しめの行人打むれて

同

しめ野ハ小野也、近江の名所也、花見のころ、小

野参詣などの心も有欵、しめ野ハゆふたすゝたの

取合せ、

引 あかねさす紫野行しめの 野守ハ見るやいもか袖ふ

り

一つむやすミれを袖の色く

碩

仕やうすミれのはなニ取なせり、

引 いさゝに袖ふりみへて董咲紫野行しめのゆき見ん

一荒にけり垣ね共なきゆふ霞

同

引 霞ニ袖のすミれつミていろくなる八面白きと也、

むかしミしいもか垣ねは荒ニけりつはなましりの董

のミして

石上ふりにし里ニ来て見れば荒たる跡ニ董つミけり

一よそめなくさむ山里のミち

長

一句よそめを見てなくさむ也、山里ハさひしけれ

引 共よそめ計八面白也、多説あれ共不用也、

かきこもる宿のよそめハ静にて哀心のいとまなきか

な

一鵬のゐる竹一村の秋ふけて

同

引 秋の景気さひしけれ共山里のよそめ八面白し也、

鵬のゐるはしの定のうす紅葉たれわか宿の物とミる

らん

一月にすむへき風のさやけき

碩

暮ぬまより此竹のかせニハ、今宵の月さそと思慮

也、

引 天の原とよはた雲に入日さしこよひの月の影あかく

こそ

一ひやゝかになる夜や雨も過ぬらん

同

爰にて雨後の躰を知也、きためて月出へき此ハさ

やかなるへしと也、面白引やう也、

一瀧川よとミもまさるあかつき

長

あかつきハ瀧の音まさる也、雨の晴て一段たかき心也、

引 吹まよふミ山おろしに夢覚て涙もよほす瀧の音かな  
三ノ 一別こそ涙の川のうき世なれ 碩

あふうちハよとむ涙也、別のきハマさると也、一人など行もたどるかたなき 長

人のやすらいて行を惜心也、いかにして此人ハ行かと也、別を留ぬハうき世と也、たどるかたなく

引 して、しはしも立とまれかし也、なく涙雨とふりなんわたり川水まさりなはかへりくるかに

天川あさせ白波たとり、

一心とくをそき学を打わひて 碩

天然のさいかくニハ及ぬ也、学ニ入安きを羨心也、

一かたしや老か思ひ立こと 長

老学也、心ハさすか猶振るれ共遅く学ニ心さすを言也、

一柴の戸ハ岩ふむ花の山遠ミ 同

かたしやを岩にて取よれり老躰也、居所也、其より岩ふむ道さかしきニ、花見の歩行もなりかたき也、尤哀なり、

一我るみねや霞なるらん 碩

柴の戸をいて、只今わかいるミねハもとの住庵よりハ霞とこそみるらんと也、其よりも花の在所ハ  
引 いたまた遠きなり、

引 はかくどわか住里ハ霞にて花の所ニ今日も暮しつよそにてハ霞とミましミ吉野ノ花ニ庵を結はさりせ

は

一あはれしる誰もあらしをよふこ鳥 同

鳥のわかひるミね也、誰を鳴と也、又一説憐をか

くるハよふこ鳥まで也、

一ふかき程をしたつねかほ也 長

一句は恋也、鳥の山居を尋かほ也、無用と捨身の

上より云心也、世をいとふ吉野ノ奥のよふ鳥ふかき心の程やしるらん

一 いかにせはたえもやするの一筆に 同

尋かほとハしかくゝの領しやうにてハ無心なり、  
恋か心ニ我をいかゝ思など問おとし、めてたくは  
てかほ也、わか心を深く尋る也、一句ハたくまし  
き也、

一 かつハいひてもミましこ道 碩

宿一かたり絶よと一筆候ていはんと也、二心の恨  
ミをあなたにいはんと也、かつはかく也、

一 よしあしもえやハわくにハわかきらん 同

善悪をいはゝ分別せてハあらしと也、

一 難波のさとの霜のあけほの 長

霜に分かたき也、それも分は何分てあらんと也、

一 さわく夜の鴨の羽音に月寒て 同

引 難波かた入江隠ニ村ねしてこち浪たつる鴨を鳴なる

一 あらき磯ねに都しそ思ふ 碩

かゝる所にも都ハ猶思わるゝ物也、

引 汀行かものはかひに霜ふりて寒磯ねニ大和しそ思ふ

一 獨ある松を我身に知もうし 同

磯の松もわかミも諸共ニ獨かなしき也、

一 おのへの鐘のゆふ暮のこゑ 長

おのへのかね松の木の間より聞へくるニ、我ミを  
観念したる也、おのへのまつニ取なせり一句、か  
ろゝと行やうほめたる句也、

一 今日ニはや初瀬の山の春霞 同

引 三月尽也、ゆう暮ニさへ成ニけるかなの心も有、  
年も経ぬ祈る、

一 あらしもかわる去年のはけしき 碩

引 此句はつ春也、初の字ニあたりて仕り、

うかりける人を初せの山おろしはけしかれとハ祈ら  
ぬ物を

一 明てこし秋や忘るゝ帰るかり 同

秋のあらしに仕なせり、秋来て今帰りを鳴く、こ  
し秋のあらしを忘るゝと也、又一説ニ明てこし秋  
や忘るゝといふ説も有、

一 野ハ萩すゝきしたもえの露 長

春秋を萩・すゝきの下蒨にて取これり、かゝる面



白きこゝニかりとまれと也、

一 恋やたゝ乱のミ行物ならん

同

此かゝり長公のえたる作也、たとへ物也、あひそめしヨリ以後の乱んを下もえの胸の火ニおもひ餘忍恋也、さていかニせん也、大かた仕ぬ句といへり、

一 さしも忍ひし名は立ニけり

碩

かねく忍ひしもはや名に立けるよと驚て、さしも忍し物をと今思ふ心也、さしもさやうニコそ忍ひしも乱行かど也、おもひかひ無世成けり、年月をあたニ契て、我やすまゝし、

一人はいさわかほかかなのうき契

長

君はいさわかほかなきより名ハ立と也、人ハいさ我ハ我ニうき名のおしければ昔も今も知スといはなん、

一 よしや恨なたかとかにせん

同

皆是わかとかそと也、

一心もて思ひ取山すミわひぬ

碩

思ひ取て入山のすミうきも只わかとか也、

一 妻木にさへそはてハともしき

長

思ひ取ハ妻木と也、はやあたりの山は取つくすなと、年久しく住と也、さへの字ハ種ともしき心をこめたり、山中経年と言題にて、

立出て瓜木折にしかた岡のふかき山路と成ニける哉

一 つといるかけひの竹の雪のうち

雪中ハ水木共にともしき也、山家の躰也、

一 冬田ハ何の跡ものこらす

同

冬の躰也、かりあくる跡ハ人跡も絶る也、

四 一立なれし鹿たニ鳴ぬ秋過て

碩

鹿たニふしき也、鹿も人も無之、冬深心也、源氏

ニ鹿たニ鳴ぬ秋思ひやしてと有、

一 きりの籬もまはらなるいほ

長

霧をたよりに来し鹿も見えぬと也、ゆふ暮ゆふ霧の巻の心こもれり、暮秋の躰也、

一 をのつから月見る人に成ぬへし

同

同し丈にもよほされて、我もをのつから月ミる人

と成りけるよ面白也、

引 木のもとをすミかどすれはをのつから月ミる人ニ成  
二ける哉

一とはぬをまてはぬるよもそなき 碩

恋也、人をまてハをのつから月ミる人と成也、

一夢さへやうきと枕はことハらん 同

夢もとハぬどうらむる心也、

引 夢ニさへあふ夜稀なり

一はらはぬちりハふもと成けり 長

古今序ニ高き山もふもとのちりみちより成てと

有、人のとはぬニ床も枕もちりつもると也、枕の

ちりとハねぬ事也、

一山寺のさし入遠く門ふりて 同

ふもと遠くハちりも拂はぬゆへちりつもりと也、

門計は拂心也、山寺の躰也、奇特也、

一杉の葉さひし花のしら雪 碩

花の雪の門ふりて也、一句面白し、杉の梢はさひ

しく落花したり、舌頭ニのへかたし、

一春ならぬ警うちはふく夕からす 同

花は雪とちり、杉の木のままにからす鳴て、夕静に  
さひしき心、春ならぬと也、

一霞ミのうちに寒き江の水 長

自江南望江北寒鴉飛尽水悠悠

一あし火にや棚なしを舟しミるらん 同

江村の漁火也、霞のうちニあし火みえて寒き躰也、

引 一すゝろに物のあはれをそ見る 同

難波人あし火暁屋ニ宿かりてすゝろニ袖のしほた

るゝかな

一恋路よりあらぬ心もつき初て 碩

引 恋ゆへ世上の哀も知と也、

恋せずハ人ハ心もなからまし物の哀も是よりそしる

一ふかき谷にと思ふはてゝ 同

うき舟などのミをなけんと思ふ心なるへし、

世中のうきたひ毎ニ身をなけハふかき谷こそあさく

なるらめ

又山居の心も有、

一 あらしふく嶺の紅葉の秋もおし 長

紅葉のはてくハ谷こそと見るうちニ思心なり、

一 露の名残をいつくたつねん 同

もみちの露をいつく尋ん也、あたる名残也、

一 武蔵野や入さもしらぬよハの月 碩

かゝる廣き野にて八月の入かた何方共尋かたき也、

引 むさし野ハ草のは山もうらかれて出るも入も月そさ

ハラぬ

一 草のまくらハわく空もなし 同

はうかく無跡也、家澄歌也、

一 こゝを夢古郷ともや覚つらん 長

草枕の夢こゝをふる郷と思ひて覚りと也、さめぬ

うちハ古郷と思ひしも、さめて夢の後はうくた

る也、かへるの字ニアリ、

引 故郷をいてゝも (本ノママ)

一 春のそのもるてふの行すゑ 同

廣司か古事也、ふるさとゝ思ふかと也、

一 あかさりし幾世の人の朝かすみ 碩

てふは幾世の人の魂魄かと也、古跡の跡也、

引 花ニあかてついニ消るは山桜あたりをさらん霞共な

らん

一 大川水のたゝぬのとけさ 同

はらへ共する宮川也、

渡繪や大川水の若くぬきわかくしあれハ妹こふるか

も

又一説よしの三有、

み吉野ゝ大川水のよそほいは世にも更ニ尽しとそ

思ふ、

高國朝臣一句、宗長五十、宗碩四十九、

執筆也、大中臣基長

三字中略 第二

一 梅咲て嵐もなひく柳かな 宗長

頃ハあらしもかはると也、梅の威勢を云り、なひ

く柳哉とよせい也、ほめたり、

一 春に霞める露の明ほの 宗碩

嵐なひきて柳の露幽と見ゆる明ほの面白き折か□  
と也、春ニかすめる詞能と吟味すへし、

引 今梅咲ぬと見えてうす曇春にかすめるよのけしき哉

一 鶯も枕ゆふのゝ月落て

長

我ことく鶯も此野ニ枕ゆふと也、鶯の枕ゆふとは  
る□事也、

引 忘れやあを□ニ引結びかりねの野邊の露の明ほの

郭公花たちはなのやとかれて空にや草の枕ゆふらん

一 をちかた人やゆかんと空なき

同

月かたふき鶯の興に乗して有らんと也、

一 舟まつとむれみるまゝのゆふ渡り

碩

暮てあつまりいたらん折角はかるへし、一句ノ心

ハすミ田川の段の心なるへし、

一 詠る山の雪はふり来ぬ

同

結句雪さへふり来る也、

一 木のはちる軒はの松ニ風連て

長

落は松かせさしぬるに又雪ふると也、

一 ねぬ夜のあさけ床あらハなり

同

終夜のあらしにねられきりし朝の躰也、木はを見  
たてたる躰也、

ウラ 一 うつらなく野原の秋や暮ぬらん

碩

暮秋にうつらねもせてなくと也、一句ハ夕暮也、

一 ましる袖見ぬ霧の下道

霧ふかきゆふへましる袖をもミぬやらん、鶉鳴と

也、

一 誰としもわかす月待音はして

同

下道月まつへき在所也、音はしてましるハ見えぬ

也、一句音ハしてにならひ有、

一 浪よるうらの海土の一むら

長

音はして二浪よるきとく也、海邊待月題也、

引 詠よと思へてもや帰るらん月まつうらの海土の釣

舟

一 もしほ火も吹まとハせる奥つ風

碩

當意の躰也、一村のあはれ深也、

一 雨にかきくれないるうき雲

同

三句め大事也、もしほの煙うき雲と成たる也、一

句ハうき雲の雨也、火も雨ニかきくれたる也、

一郭公もよほされてや過つらん 長

此一句ならひ也、是にて上の句も心取へし、をの  
かこゑにもよほさるゝかと言説有、

一木すゑの藤の春のたそかれ 同

三句目大事也、奇特也、時分はやく鳴たるハ藤に  
もよほされたるか也、一句ハ暮春まで也、

我宿の池の藤波咲ニけり山郭公いつか来鳴かん

一うつり行花こそ花の形見なれ 碩

三春ニ藤獨残たる也、万花のかたミと也、一句ハ

木トのはなを見たるなり、

咲しより春は暮行款冬の花こそ花の中ニつゝけれ

一幾ゑになりぬ霞む山ふミ 同

こゝかしこの花ニうつり行程ニ遊覧の山は幾重ニ

成ぬらんと也、

一都をは出し日をたに白川や 長

幾重の山か跡ニへたつらん、奥州まで来ると也、

引 都をは霞と共に出しかと秋かせソ吹しら川のせき

一言傳やらんあふ人もなし 碩

引 一句ハ傳言せん人にもあはぬと也、  
使あらはいかて都ニつけやらん今日白川のせきハこ

えぬと

一たよりまで只むは玉の夢ちにて 長

たまゝあふ使までも夢路計佐たる也、立離ての  
心也、

一ほのかたらひしねやの月かけ 碩

かたらふ月かけも夢のやうに雲かくれたると也、

取合齋宮業平ニ密通の心也、

ニノ 一打しきり今ハあなかまきりゝす 長

よひハほのかなりし菴更行はかしかましと也、能

と吟行すへし、床引ちかしあなかまよ半のきりゝ

す夢も人の見えもこそせぬ

一きぬたの音に秋風の暮 同

是は又菴をきかんとすれば礎秋かせかしましと也、

一浅ちふやいつこしはしも立ヘイキ寄らん 同

暫時もいつくに立きらんかと也、あさちふの宿ニ

住侘る也、

一月引やあらぬ秋やあらぬと恨ても誰淺ちふに衣うつ

らん

さひしきに宿を立いて、詠ハいつくも同し秋のゆふ

暮

一きえまつまたに無ミなりけり

碩

一句明也、たにの詞成けり、奇特也、此間たにの

心也、きえまつ程も無身ハ只爰ニ住はてんと前句

ニ曳かへたる作也、

一とし火もたとへていへハ常にして

同

あた物の最上なれ共人身にたとふれハ灯は常也と

なり、非夜分、

白露引も夢も此世もまほろしもたとへていへハ久しかりけり

りけり

一此ころつもる窓のしら雪

長

雪は常の灯と成也、久しき也、

此引ハ木とのこすゑに紅葉して鹿こそハなけ秋の山

さと

住所ハ窓の雪面白とこたへんと也、一句ハうきと

こたへんと也、三句め大事也、

一山さとのうきをとへかしこたへまし

一松風をわか言のはにせん

同

住所ハわか答るニおよはず松かせ答る也、

岡引のへの閨のあるしを尋ハ人ハこたへず山おろしの

かせ

一今ハたゝ恨やらしの小夜更て

碩

さ夜更てハ恨やらし只松かせニ告させんとなり、

松を待ニ取なせり、猶口傳、

一ねぬらん物をおもひたえはや

同

待人もねぬらん思ひたえはや也、

一月に行さハかすも又心なし

長

恋にてなし月ミる人の聞なるを也、大かたの人を

さかすも心なしと也、

一ゆふ露ちきるみちのさゝ原

同

露とさゝの契也、さハかしてハ也、行やう奇特也、

一秋野とや駒なつくめる宿りして

碩

源 さゝ三駒なつく也、憶此字也、  
さゝ分八人やとかめんいつとなく駒なつくめる森の

下草

一あたる事にそ風ハすゝしき

同

三句め行やうきとく也、馬嘶北風心も有、

源三須磨の巻二

風にあたりてハ駒もいはひぬへく頭中將心也、

ウラ 一かさぬ共あかぬつまなりなつ衣

長

かせをあかぬつまと也、夏衣涼しきハいくゑ重ね

てもあかぬ也、あたる事をひとへくニ取なせり、

一あやめもわかぬにはふ袖くち

碩

十二ひとへの事也、あやめ重ねの儀も有へし、こ

の匂ひにハ重ねたき心也、

一小車のこひのまとをニひき入て

同

あやめとハきぬのよこをあやと云、たてをめと云

也、是ハかもの祭の時、車のうちニ見えし袖を云

ナリ、車ををくニ引入てあやめも分ぬ也、おしき

ぬ也、

一きこへそやらぬしのひたる聲

長

源二 車の人の聲也、わつかなる聲聞はかりいひよれば、  
いきの下ニ引入てことすくならるか心のうちとは  
いとよくもてかくす也けりと有、

一むせひつゝ思ふことなとうれふらん

同

泣と恋る聲也、思ひをさやかにしもえいわぬ也、

一我にひとしき老にやハあらぬ

同

万人の愁を我なとうれうかと也、又同前の老の友

も我にて有ものをと文を思ふ心もあり、

引 思ふ事はてたるにややミぬへき我とひとしき人し

なけれハ

一夜の鶴の心ハ知も闇にして

碩

引 夜鶴懐子籠中ニ鳴ノ心也、我とつると也、

一枕かなしむあかつきの霜

同

引 聲来枕上千年鶴之暁方の霜ニ一段鳴也、かなしき也、

一め覚すは山のはちかき月もミシ

同

霜にめをさまし面白を見るかなと也、

一あらしニなるゝ草の戸の秋

長

風ニ秋中馴てねたるか、こよひハ何としたるかめ

覚て面白月を見るよと也、

引 馴ぬ夜の枕なやます松風に此きと人や夢結ふらん

一行帰り身にしむ水を結びあけ 同

草の庵に水をむすひかへる折くあらしに馴ると也、あかの水也、

一花たてまつる道芝の露 同

道芝往反の所也、一句ハ春のはな也、但惣而句躰によるへし、水結び花奉る朝夕ニ此句ハ雜也、花水を供養する心也、

佛にハ桜のはなを奉れ我後の世を人とふらん

一こととふもかひなき春の跡ふりて 碩寺イ

むかしの事もなきふる跡也、かなしき也、

一ゆふへの霞袖ぬらしけり 同

引 哀傷也、何も残らぬ也、

数くニ我を忘れぬ物ならハ山のかすミを哀とも見

よ

一枕かる朝の雲にたちわかれ 長

ゆふへより朝まで枕かる對句也、又朝より夕ノ霞

ニ袖しほると也、

一山や忘れ行多なるらん

巫山神女之古事なり、

引 一たひハこえし相坂頼まれて

かち人の渡れと……一度ハあひみし中忘れ也(省略記号、以下同シ)

一心ろのすきの年経てもうし 同

心のすきにて年へて思ふハうき事なり、相坂ニすき續り心ニすかさるゝ心も有、後ハ逢事かたき也、誰そこの三輪のひはしも分なくに心の杉の我を尋る

一あちきなきしるし計ハ何なれや 長

しるしの杉計也、あちきなき計ハ何か也、一句か

たミなどの心なり、

一うすゝ衣きつゝわひ人 同

重服ハこく輕服ハ薄墨也、遠類はうすく染たる、

涙あちきなきしるしはかりと付り、又一説女ノ服

ニ男の染ハ薄墨也、女ノ染るハこき也、あふひの

上の別の時源氏の御心なるへし、

引 かきりあれハうす墨衣うすけれと涙ハ袖を測となし



けり

一 思ひ入程ハ見えねと世をいて、 同

捨身の上也、いかほど深く思ひ入程ハ見えねと也、

一 たゝなをさりに都はなれき 碩

不慮に都を出し也、世を出てニ仕り一句旅也、

一 帰らしとしましかはの旅の空 同

旅人ヲ留さりし後悔也、かりそめもつゐの別ニ成

也、

牧言宗碩公周防へ下向して死別ニ成ほどの事と也、

一 をくれんとはた我やいひけん 長

順逆死共同前といひし也、深契約也、

引 山里ニ契りし庵や荒ぬらんまたれんとたニ思はさり

しを

一 契りしやいかと今はおほつかな 同

自問自答也、一句ハいかニ契らんと不審也、をく

れんと契つらん、おほつかなきと云心也、契変恋

心也、

引 よしや人生れかハラハいかニそといひし契をめの前

ニして

一 かならずとハんゆふ暮の雨 碩

雨ニうたかう心也、この夕ハいかにと也、

一 思はずのさはりニふミをうらむなよ 長

思ひよらぬさハリをハ恨む也、伊勢物かたりニ雨

引 のふるニ見わつらいてなどの心もアリ、

よしさらハさハリニなしてなくさめんととてもとはれ

ぬよひの村雨

一 散まで桜つけさらめやは 碩

さハリニ告ぬハララミそ也、難者さハリ有らんと

也、

引 一 独のミ見つゝをくらん花もおし 同

ウラ 独ミてハ曲なき也、早告タキと仕ナセリ、

一 野守か春のさと遠きいは 同

野守か庵ハ里遠けれハ独本をミン折しき也、

一 今いくか道なき雪のふかゝらん 長

引 はつ春の雪の景氣也、

春か野ゝとふ火の野守出しミよ今幾か有て若な摘て

ん

一 一夜はかりに三冬つきぬる

同

今いくかといふ二一夜のへたてをいて、次第ニ雪

も程あらしの心也、十二月卅日也、除夜ノ題也、

磯のかミふかのゝをさゝ霜をへて一夜の程ニ残る年

哉

一 埋火のはいかきならずね覚して

同

今夜寒きせいをつくすかと仕也、埋火にかゝる也、

一 跡も残らぬ筆の手すさひ

碩

引 はいかき也、やり句也、一句ハ筆也、

隣鷄凝不歌灰裡拂陰何云也、

一行水やミのうき心なかなすらん

長

若如畫水ノ心也、

引 ゆく水ニかすかくよりもハかなきハおもハぬ人ヲ思

ふ成けり

一 おもへハやかてそてニ見えつゝ

碩

わか心のなかつ涙也、思内にあれハ也、

一 はかなきハたゝ月草の色衣

長

花そめの袖也、うつろふ色のやかて袖ニミゆる也、

引 月草ニ衣ハすらん朝露ニぬれての後ハうつろいぬ共

いて人ハこゝのミそよき月草の……心色衣

ニたとふる也、

一 秋の日かすそあへすうつろふ

碩

色衣ヨリ秋の日ほとなくうつり行也、

一 晩蟬のかすかにしつる聲そひて

同

暮秋まで鳴もの也、かすかなりし聲次第ノ二日

引 かすうつろふニ付てこえそふ也、

ひくらしの聲聞からに日ハ暮ぬとおもふハ山のかけ

にそ有ける

一 帰るもさひしかた山のかけ

長

山陰の庵ニ帰れハ、よそよりハかすかなりし蟬の

こゑかすそひて山家さひしき也、

一 漕くれしあさ妻舟の浪のうへ

碩

近江湖の東浦片山と云所あり、内西浦ニ朝妻とて

引 有、又朝遊女ヲのせてかへす舟を朝妻舟と言、

こらか名もつけてよろしきあさ妻の片山きしに霞た

なひく

一 けふいてゝたに跡のはるけさ

同

一句ハ旅也、引けふいてゝあすハさねえといふ

しかすかニあさ妻山ニかすミたなひく 人丸

四 一三か月の雲井の霞たちそめて

同

正月三日の月也、月の都はるかなりとハ、夕月は

東よりいつれ共、西の山のはニ出るやうニ見ゆる

也、跡は東也、又一説跡とハ二年をさして言歟、

一 春よりほかハ何めつらしき

長

引此外ニハ珍しき事あらし也、霞も月も初なれハ也、

花鳥のほかにも春の有かほニ霞てかゝる山のはの月

一 それとなき古郷とへるも、千鳥

同

引古郷ハも、千鳥めつらしき也、問人なき跡也、

わか宿のえのミむれはむ百千鳥

引一 おもひやりても君きませかし

同

百千鳥さえつる春ハ物毎ニあらたまれ共我そふり行

一 いとせめて物のかなしき秋のかせ

碩

いたくせめて悲也、此時分ハ、しろしめさすやと

也、

いとせめてハ、しいてと言心も有、諸共ニと云心

も有、

引あし引の山かせ吹て寒きよを君きまさすハ独かもね

ん

一 しのふ草にそむかしおほゆる

長

むかし恋しき也、

引ふる郷ハちる紅葉はニうつもれて軒の忍ふニ秋風そ

吹

一 春日野やいつの都の露分て

碩

都の跡也、露を分忍ふ也、一句てと留かたき為也、

引有口傳、

春日野ニ若むらさきのすり衣忍ふのみたれ限知れす

一 なくや小鹿も心あるらし

同

鹿の上まで也、露分て鳴也、所から妻恋も心ある

らし也、

一 たゝすむも山路のおくの法の門

長

所こそあれ法の門ニたゝすむと也、鹿野苑の下心

也、一句ハ下聴經と言心也、

一後の世おもふえにしやハなき

同

五十轉傳喜功德品也、

一歎つゝきえん空こそつらからね

同

一句ハ成仏せんと也、仕所ハ恋也、あはずして死

共くるしからし、後世にてハ歎死かつるえん一ツ

ニあらんと也、

一あたりはなれぬ雲とたになれ

碩

源ニあたりハおもふあたりの雲となれ也、柏木も

んか心也、

行ゑなき空の煙と (本ノママ)

一ミな月のてる日ハさふるかけもいさ

同

炎天の日のあたりの雲なれ也、立はなるゝなど也、

三句めふしき也、

一植し民の戸土ゆたかなり

長

上田ハ早魃にも不驚豊也、照とをらぬ也、

一せきおとす花の川上春暮て

同

落花のゆへ土ゆたか也、花ちる水を関やる也、

一いかたのさほの霞ゆく末

碩

引 筏ヲせきおとすと仕り花筏也、

引 いかにして岩間もみえぬ夕霧にとなせの筏落てミツ

らん

引 いかたしきまで (本ノママ)

一のとかなる世や家／＼をかきぬらん

長

無為無事の世にハ屋作せん、材木下すらんと也、

一もてはやにそ道ハ残れる

碩

藝能の家／＼也、賞翫すること今ニ残ると也、

一初雪の野をなつかしミ立いて、

同

雪を翫人の残す道と仕り、

一冬くさあさるきゝす鳴聲

長

きゝすも春近なれハ鳴也、立出とハきし也、

一朝かりのけしきに春や近からん

碩

春の狩も近く成ときしヲ聞て思心也、

一弓にこゝろをいるゝますらを

同

是ハ鹿狩也、狩すへき用意也、一句ハ諸人弓奔走

の心也、

宗長五十

宗碩五十

何路第三

一 花<sup>花</sup>けふ見るや神の代さける春の花 宗碩

花計ハ神代に同之、古今真名字序ニ神の代七代

悖にしてとアリ、花の新しく面白則妙を語り、

一 さくらにたてるミねの杉むら 宗長

桜杉立並也、神木也、出雲御歌ニ

引 わか宿の杉の梢に住んより日の御崎なる百枝の松に

一 白雲のたえまの夕日のとかにて 碩

景氣也、面白シ、たてるハ雲也、雲ヲ花とミたる

也、

一 月まちとらん水のはるけさ 同

夕日の映る水に月を待也、

あまの原とよはた雲に入日さしこよひの月のかけあ

かくこそ

一時雨つるとまの雫も秋の窓 長

爰二月待んど也、詩ニ秋窓トアリ、とまの窓也、

いさきよき所也、皆隙之躰也、

一 あしの丸屋の稲葉もるころ 同

田家の躰也、秋の田のかりほ……………

一 朝な／＼聲も色なる鳥鳴て 碩

稲はに馴くる鳥也、

一 もよほす風の山寒きかけ 同

山寒ニ爰に鳥もよほされ来る也、

ウラ 一つもりてやとハぬも雪にかこたれん 長

かこたれんハうらみん也、つもりとハ雪と人のと

はぬつもり也、定て大雪なるへき欵也、

一 道のへちかきまへのくれ竹 同

人のとはぬ躰也、雪折の心も有、

引 夢かよう道さへかはるすか原やふしミの竹の雪の下

折

一 草の戸の梅ハはかなくかこはれて 碩

折せしのかこい也、草庵の梅也、竹かき也、

一 春ハ行かふ人ならしけり 同

三句め大事也、往反茂き所なれハ、人めニハちて  
かこふの心のあひたのかるゝ也、山家も春ハ人茂  
也、

一鶯のこゑに野ハたれ過やらん 長

皆馴ルもの也、是も三句め大事也、当意也、よく

工夫すへし、

鶯引声誘引来花下十色拘留唱水邊

一枕手の空のかすむあけほの 同

旅宿の名残也、たひハいそくならひなから面白也、

一月ハその山のはわかすかたふきて 同

いつれの山共知ぬ旅行の躰かなしき也、

今日も又知ぬ山路に行暮ぬいつれの嶺か月ハ出らん

一わか世いつへき秋や更ぬる 碩

我捨身をそきとやすゝむらんと月にことほる也、

その山と契らぬ月も秋風もすゝむる袖ニ露こほれ

つゝ

一をき所あらしの露の身よいかにか 同

いつくも置所なき身上也、哀也、置所あらしとどう

けたり、

一爰もかしこも浅ちふニして 碩

前向ニゆへりて聞る也、此方彼方も同也、

一みかき敷玉の砌も夢なれや 長

浅茅生も玉の臺も皆夢也、古跡也、 西行

よしや君杉山にてむわかしの玉のゆかとてもかくらぬ後ハ何と

かハせん

一なかれにすゝむ夏のひとゝき 同

玉臺ハ納涼也、せき入し水の夏も夢の一時也、

一螢とふ夜をあかなくに舟きして 碩

舟より納涼して短夜をおしむ心也、

一またきニ波の明るしのゝめ 長

海邊ハはやく明るやうに有也、

一よ二ノこ雲かせイや鐘ニさき立わかるらん 碩

明ほのゝ躰也、はやく明る心也、

契らねと一夜ハ過ぬ情見かた波ニ〔清〕はなるゝよこ雲の

引空

情見かた鐘の聲さへ (本ノママ)

一こゝろとけつる人をしそ思ふ 長

我打はかして也、鐘とよこ雲よりさきニ婦人也、

いさよふさへもつらききぬく

さする人こよひのミとやうれふらん 夢庵の句也、

一あひみれハものうたかひの猶有て 同

三句め大事也、こなたよりうたかふ心也、

一さとの名さへやつらき中道 碩

うき舟とかほるの中の事也、

浪引こゆる契も知てすゑのまつまつらんとのミ思ひけ

かほるの歌也

引 さとの名もわかミに知れハ山たつのうちの渡りそい

とゝ過うき

一村雨のさ野ゝ渡りのやすらいに 長

中道をつげんとてさのゝ渡りと云り、おやしきゝ

れはの里の名ともつしきと付也、一句ハ又大和國

さ野ゝわたり也、

引 くるしくも逢来る雨か三輪か崎さのゝ渡りの家もあ

らなくに

一入日にあへす秋かせそふく 同

短日也、やかて秋のはつかせ也、

一 聲そはん夜はのいかにと虫鳴て 碩

いつ虫ハ聲そハんかと也、秋かせはやく吹也、虫

の音そはん秋思ひやられてと源氏詞也、

引 夕立ニ一むら薄露置て虫の音そはん秋かせそ吹

一うす花すゝき枕内ハはや 長

一句異妙なる句也、面白、枕ニ虫のこゑそはんと也、

君引か植し一村薄露置て虫の音そはん秋かせそふく、

一むかしミし名残計のやとりかせ 碩

かゝる所をはとかめてやとりからはや也、形ミの

薄也、

一思ふかきねハ過うかりけり 長

人ハいさ心もしらす……………

一 帰るさの今朝たゝ一重雪ふりて 同

兵部卿宮のう治ニ行て馬にてしのひありきせし事

有、初雪の時分の別ハ一段かなしかるへき也、

一松にきよする海士の釣舟 碩

帰るさ松に漕よる心也、

一 ひらのねや海吹おろす山かせに 同

あらし風の心也、<sup>引</sup>さゝ波やひらの山かせ海吹は釣する海士のそて帰る見ゆ

一 いくむれとなくたつ鳴て行 長

一 たつ鳴こゑ也、<sup>引</sup>さゝ波や小松ニ立て見渡せハいく

一 君かすむ千年の数のはるかにて 同

いくむれをはるかなる心に取なせり、千年の数知ぬ也、

一 よも神さひぬ祈るこゑく 碩

祈る聲く千秋万歳也、

一 明日までうたふに月もすミぬらん 長

かつらのうたひものに月弓うたふとあり、

一 秋のしらへそことさらにそふ 碩

しやかりつのしらへ也、ことゝうけたり、

一 こゝろにや風ハマかする立田姫 同

一句ハかせを心のまゝにするか也、秋風樂也、

<sup>引</sup>松の音にかせのしらへをまかせてや立田姫こそ秋ハ

引らめ

一 かくしあらはす霧のもみちは 長

かせのまゝ也、霧立てハみえず、晴てハ見ゆる也、  
たつ田姫のわさかと也、

一 夜の来る雲る晴せぬ山高み 碩

躰也、かりハあらはるゝ也、もみちハほのかなる

也、

<sup>引</sup>夜のくる嶺の朝霧晴すのみ思ひ尽せぬ世中のうき

一 いつはたきかん遠津音信 長

かりの音信いつきかん也、一句ハたひ也、

一 月日さそゆかんとすらん旅もうし 碩

月日の行也、遠旅の上を別より以後思ふ也、

一 見たに人の恋しからすや 同

源ニ冷泉院ミの年、しはしミぬたに恋しき遠くは

ましていかにと須磨へ別の時也、

<sup>引</sup>別てハほとをへたつと思へはやかつはミなからかね

て恋しき

<sup>引</sup>時しもあれ秋や八人のわかるへき今をみるたに恋し



き物を

一 おもひかねかへしつゝぬるきよ衣

長

引 宗長初て此作意せしと云り、夢也、

いとせめて恋しき時はむは玉のよるの衣をかへして

そぬる

一 あなうらさひしはらふかたハラ

同

うらハ衣のえん也、はらふハちり也、床のかたハ

引 ち也、つまりてのやり句也、人を待心也、

みちのくのとふのする

一 あし鴨の汀の床に花くちて

碩

かも拂也、大事の所に花きとく也、花ちりてうら

さひしき事也、尤也、乍去妙なる句也、

一 たまもふきやる池の春かせ

同

花ハ朽て玉もの浮たるハてい也、又玉もかつけ給

三ノ 一 舟にけふ霞もそての色く

遊ひの舟など也、衣裳のみに仕ナせり、女の躰也、

長

一 別路ならぬ名残やハうき

引 恋の別にてハ無之、定一段又かなしき也、

引 誰としもしらぬ別のかなしきハマつらの奥を出る舟

人

此哥にてハあらハ也、

一月や猶をし明かたの草まくら

碩

明方面白也、旅にて見るハ悲也、都にてミたき也、

引 一 一夜の野邊の露の下ふし

同

引 春野にすミれつミにとこし我ぞ野をなつかしミ

夜ねにけり

野遊ひの心也、

一 うつらなく秋ハ忘すあすもこん

長

引 三句め大事なり、是も面白也、

引 あたにちる露の枕にふし怪てうつら鳴也とこの山か

引 せ あすもこん野ちの山川萩越て色なる波に月やとりけ

一 かりにも馴しやとも待みよ

同

一 かりそめに馴し宿のあるしも我をまてと也、

野引とならハうつらと成て鳴出らんかりにたにヤハ君  
かこさらん

一 浅からぬ情をきけり言のはに 碩

あるしの情と云かはしたる也、情ふかき間まで也、

一 あやしく人の色かはり行 同

かはるハあやしき也、言のはの色かはる也、

一 下にもつかふる道やよらさらん 長

下官の人官位ニあかるを色かはると也、下ノ下也、

一 きこえあくてふよゝのかしこき 同

詠進とてそうする也、 忠岑

身ハしもなから言はをはつ穴まできこえあけ  
古短哥

一 よはふなる松かせ高きミかさ山 長

仕所ハかつらをきこしあくる也、祝言也、

万世引とミかさの山そよはふなるあめか下こそたのし  
かるらん

一 霜ふる鳥井神さひてけり 碩

神社奉也、かすかの心也、

一 火たきやのかたのミしるくよハ寒て 同

寒き躰也、神供ヲ調所也、野ノ宮の躰也、

一 胸ニ物おもふ獨ねの床 長

三句め大事也を寄妙也、ほのを也、胸をひたきや  
と也、

一 しら玉をかたしく袖ニつゝミもて 碩

袖ウラと胸と對句也、

むねハふし袖ハきよミか関なれや烟も波もたゝぬ日  
そなき

一 みえはやいかてミえんわかこひ 同

あらハれたき心にねかふ也、思ひの餘也、

一 つゝめ共袖にたまらぬ白玉ハ人を見ぬめの涙成けり  
引

一 はしたかの野守のかゝみ霞むなよ 長

来ぬに取なせり野守の鏡ハ水也、みえはヤハみえ  
たきと也、

一 はしたかの野守のかゝみえてしかなおもひ思はずよ  
そなからミン

一 木すゑの花の春のゆふかけ 同

霞なよゆふかけをミンと也、

一 霞なよゆふかけをミンと也、

一 霞なよゆふかけをミンと也、

一 霞なよゆふかけをミンと也、

一 霞なよゆふかけをミンと也、

一 わか草の露置かはす淺みどり 碩

仕所ハ花とわか草の露也、

一 ふるきまかきハたゝ秋のかせ 同

只ト言字大事也、春の露と秋の露置かはす也、又

荒たる様也、若草も秋のやうにある也、

引 人すまぬ不破の関やの板ひさし荒にし後はたゝ秋の

かせ

一 すミあらしさらしなのさとの夜半の月 長

あれたるやとハ皆さらしなの月也、慰かねたる也、

一身のあさころも誰とうたまし 同

誰とうつへきかと也、 順徳院

續古今 さらしなや夜わたる月の里人も慰かねて衣うつ也

一 ひたらすらの我そ山かつきてもとへ 碩

さとへ行ハ我こそ山かつなれ、爰に来てよるもう

とと也、寄合うたんと也、

一 やよ郭公なにしのふらん 同

心あらん人にこそしのはめ山かつをはちそと也、

引 山かつと人ハいへ共郭公先はつ聲を我的ミそきく

一 思ひ出るひとつふたつの涙かハ

我を思ふ事あまた也、一ツ二ツの涙にてもなければ

ハしのはれぬと也、仕所ハ郭公の涙也、

引 むかし思ふ草の庵の夜の雨に涙なそへそ山郭公

一 ゆひを折ても跡ハおほえず 長

仕所一ツ二ツニゆひを折と仕り、数くまる恋し

き也、

一 まことにそ老ハ成たり穴おほれ 同

中老の程八年を知ぬかほにする也、今ハ誠の老と

なれハ結句老はてゝ我から跡を覚えぬ也、

一 誰はからるゝ心なるへき 同

老ハはかられましき也、人のわかくみえ候といへ

ハ、さやうにハなしといふ心也、誠の老を有の

まゝに言へき也、わかようしん也、はかるハたは

かる也、

引 小夜更てそよかはそよけ萩のはよ人またぬ身ハはか

四 られもせし

一 さらに君狐のかよふかけにいて 碩

夕顔の巻、六条心也、只はかられぬ人いつれか狐  
ならむとあり、此心也、

一 つかのまをたに打もねしとや

同

つか仕合也、暫時也、

一月を見る草葉かり敷あかすよに

長

一束二束の心につかを仕り月をミてあかす也、

一 かの岡たらいかに露けき

碩

此岡也、かの岡に草かるをのこしかなかりそ

引 かの岡に草かるをのこなわをなみねるやねつそのく

たけてそ思ふ

一 山つゝく原野の末を分て来て

長

山より原を分て来て又岡こえするくるしき也、

一 落るやさはへ鳴のはね音

碩

鳴の霧を分きて澤ニ落る也、

一 水浅ミさしをく網のめもはるに

長

奇鳥恋 人心あたる谷のミ立鳴の網のつなてになどかゝる

らん

網にかゝる鳴ナリ、

一 うきたるを舟さほそみしかき

同

引 網舟短棹唱歌去ノ心ナリ、  
あミをく舟也、一句漁人之事也、

一 あはれよやとでもかくても渡るらん

碩

舟ニ世をたとへたり、短棹にても長きさほにても

也、

一 おもはしいわしあるにまかせよ

長

世上何事もさやうにと也、世に任よ也、

一 あた人とみれば中／＼つらからて

碩

心なつけそあた也と知ハ中／＼也、

一 頼まれかほゝするもハかなし

長

あなたよりあたら頼まれかほをする也、

一 告やりし程まつ花の夕あらし

同

花の盛人に告ればあらしの頼まれかほハはかなき

也、人に尋よと言間、おほつかなき也、又一説花

の夕嵐に人待間を我に頼まれかほもおほつかなし

と也、

一 春の山路は雲もさはるな

碩

雲も嵐と同前に告し人の越ん山路きはるなど也、  
ウラ

一 帰るさの旅たつかりも雨やうき 長

かりもうからんと察したる也、

一 たミの、嶋の舟の行すゑ 同

舟にもうき雨也、

引 雨によりたミの、嶋を今日行ハなにハかくれぬ物に

そ有ける

引 夕されハ田蓑の、嶋に夜明て芦の丸屋に衣うつ也 寂蓮

一 浦遠く見たる月の難波かた 碩

月に乘しての遠望也、面白心也、

難波かた塩みちくらしあま衣民の、嶋に田鶴鳴わた  
る

一 あしへやひたすのほる初しほ 同

初しほうら、遠くみえたる也、

一 そなれ松した葉ハ秋のかせ立て 長

松のしたはハまたひたさぬ也、水邊の躰也、

一 岩の氣色も露かゝるころ 碩

秋のけしき岩にも有やうにミゆる也、  
源二 岩のけしき

とアリ、

一 山里と思ひくたすもおりにふれ 同

引 山家も折にふれて面白也、

引 山里にあからさまなる都人此すまるこそうら山しけ  
れ

一 ちかきしるしと今都人 同

都近けれハ人尋くる也、

宗碩五十、宗長五十 執筆 良濁

薄何第四

一 誰ための卯花月夜郭公 長

かゝる面白時節ハたか為そ、郭公の為也、こよひ

鳴けと也、又一説卯花月よ郭公悉満足せり、かゝ

る時節ハ我為にあらし、誰為にと卯花と郭公にう

引 たかふ心也、

引 五月雨の卯花月よ郭公聞共あかす又なかんかも

住馴し卯花月よ時過て垣ねにうとき山郭公

一 垣ね茂らせこもる山さと 碩

山里の躰也、郭公の鳴へき在所也、

一岡の邊や霜置冬に成ぬらん 長

冬籠に茂らせたる也、冬かまつ也、

引 あしの葉に隠て住し津の國のこやもあらハに冬ハ来

にけり

昨日までさ苗取しか、

一田面のさハの橋の一すち 同

橋に置霜也、人跡半橋霜とアリ、

一うちわたす流に鹿の跡見えて 碩

橋ニ渡すと付り、一句流ニ鹿の跡見えてハさハ水

などのすこしにこりたる躰也、

一あたりの原の秋の淺ちふ 同

其躰也、一句ハわかあたり也、仕所ハ鹿のあたり

也、

一稲妻や露のかくれも照すらん 長

引 あたりの原の露のかくれも照す電ナリ、

かせ渡る淺ちか原の露ニたにやとりもはてぬよひの  
稲妻

風吹あたりの原の草の上に光さやけきよひの稲妻

一まどろミやらぬよひのかりふし 同

三句め大事也、大あらき引森の木の間をもりか

て人たのめなるよひの稲妻、是逃哥也、

ウラ 一しのに風槇の戸ならず音更て 碩

しきりに也、三句め行やう分別すへし、疎屋也、

引 山家遠 槇の戸を太山をろしにたゝかせてとふに付てもぬ

るゝ袖かな

さもこそハ夜半の風のつらからめあなハしたなの槇

の板戸や 定家

一たく柴くらき谷の下庵 碩

山家躰也、よき家にも疎屋にも有へし、

一おりくゝのしきみのかほりはなやかに 長

櫛を折事也、仕所ハ柴を折くゝ也、

一むかしや誰の袖のあはれさ 同

沈香など昔ハ袖にしほはせやんことなき人ならん、

今ハやつれはてたる袖也、待よひの小侍従八十に  
てノ哥也、

<sup>引</sup>密摘山路の露にぬれにけり曉さみのすみ染のそて

一 おもふにもかなしかるへき旅あして 碩

こなたより察する心也、

一 なるれはさてもすまの浦波 同

源氏左遷の心也、悲にもなるれは也、

一行かたもあら磯千鳥さゆるよに 長

行かたもく、馴れ八千鳥ハ鳴也、此す磨に鳴也、

あはち嶋かよふ千鳥の鳴こゑに幾よね覺をすまの関

守

一 獨やねなん月かたふきぬ 同

面白句也、かたふる月を侘也、一句ハわか獨也、

<sup>引</sup>さ夜千鳥吹井のうらに音信てゑ嶋カ磯に月かたふき

ぬ

一 今しはと露の頼ミもかけ捨て 碩

今ハと也、何の頼ミもなしと落着たる也、月傾は

也、

一 吹はてにけり中の秋かせ 同

秋の後まで頼しも徒也、中の秋かせあると也、

一 武蔵野や都あつまの末ならん <sup>はてう</sup> 長

都より行も、東より来るもさ野ハ中也、一句の心

ハ都より東に行也、さ野の廣きをさてもあつまの

はてハ武さし野にてや有らん、都の秋かせも吹は

てたるやと也、都とき野の中の秋かせ也、

<sup>引</sup>むさし野ハ行共……………すゑに吹らん

一 あへす立にし春や暮める 同

春ハ東よりくる也、旅行にはや春くると也、

<sup>引</sup>春霞あつま……………雪さなからず

一 やよひにもまたなりやらぬ花ちりて 碩

落花ゆへ春くるとやうにある也、

一 残りおほかる日こそなかけれ 同

落花の跡の心さひしき躰也、

<sup>二ノ</sup>一 つれくとわか思ふ事いつ尽む 長

かゝる永日にも思ふ事尽ぬ也、

一 いけるかきりやいはてやむへき 碩

たゝ思ひ死にをせんと也、

<sup>引</sup>おもふ事いわてたゝにや……………

一きゞ渡るためしもかなし橋柱 同

(垂仁・景行)

推仁・敬孝二代の内歎、なからの橋の古事也、

物いへハ父はなからの橋柱なからすいわすハきらハいられさ

らまし

はし柱色に出ける言のはをいはてやにほふ款冬花

一よにふりにたる名こそおしけれ 長

一句ハほまれの名を借心也、ふり行者也、

世中引にふりたる物ハ津の国のなからの橋と我そ成け

る

一あたら夜のこよひの月雲の秋の月 同

むかしよりの名月といひふるすに曇惜也、

あたら夜の月と花とを同しくハ哀しれらん人にミセ

はや

一ふりのミあかす露よ時雨よ 碩

明白の月の比俄にふりたる也、

一草枕色くなるわかなミタ 長

露に成時雨に成る也、一句ハ我涙の色くく也、

神無月時雨の雨の縫まゝに色くくになるすゝか山

哉

一つらきや旅のはしめなるらん 同

旅立初日より以後悲き色くくにかはる也、

一あなたをもしらぬ相坂かつらにて 碩

あふ坂よりつゝき也、行末きこそ也、

かつらにて別も行かあふ坂の人たのめなる名にこそ

有けれ

一と山の行え雲のかゝれる 同

関のあなたを見渡す也、雲隠すに行末知ぬ也、

逢坂引の関の外山の郭公明る木すゑの雲に鳴なり

一いねかての雪ハふりつゝ朝ほらけ 長

雪の行ゑ也、終夜の雪にねかたかりし朝ほらけに

雪つもる也、あしたの雲にミたる也、句作珍し、

一杉の板屋はあられをそきく 同

終夜の雪又あしたハあられふりたり、

かたしきの夜半の衣手さひひくゝて初雪しろし岡のへ

のさと

一冬の夜のつれなくすめる有明に 碩



霞晴て月澄也、つれなきハ夜長き心也、  
引 源氏の詞にアリ  
冬の夜の月もあやなく比世の外の心ちして

一思ひなかく袖ハぬれけり

思ひなかくとハ思かはらす也、又思ひ捨心も有、

冬の夜の悲きを也、

源二  
冬の月ハすきまましき物と云り、冷しきと思ひなかく也、

す也、

一たにんとや渡りそめつるいもせ川

碩

會者定離と思ひなかく袖ぬるゝ也、

一ちきりし事もよしや世中

引 三句め大事也、工夫すへし、寄特にのかるゝ也、

なかれてハいもせの山の中に落る吉野ゝ川のよしや

世中

一偽といふ共身をはすてはてつ

長

知音の文に同前と契て世をすてんとかねて云し也、

然に我ハはや捨身なれハ偽といふ共くるしからし

とおもふ心なり、そなたハいかゝと也、

一いとハれてたに庵ならへん

碩

又跡より捨身の人くる也、同心せぬといゝはるゝ  
共善悪同前に庵むすはん也、

一もるかけハえやむつまじむ花の山

長

本より住人ハむつまじく思わす共花の所に庵せん

と也、

引里  
奥山に契りし庵や荒ぬらん待らんとにおもはさりし

を

一春をあらそふ鳥のこゑゝ

同

我守花を鳥の来てあらそひかほ也、又一説始より

花に住鳥え今鳥のきてあらそふこゑゝと也、

一秋のゝもあれはあれとや霞らん

碩

秋野の面白さハあれと、それもあらハあれ霞らん

引 と也、又桜町の中納言ノ心モアリ、此心もアリ、

浅みとり花も一ツに霞つゝおほろに見ゆる春の夜の

月

一苗代水のひたのさひしき

同

野徑の田などの躰也、ひたにて春と秋を付ル也、

一草茂き小家のなはて雨過て

長

田家の躰也、なはて堤などに一すち有道也、

東路引のひらのなはての馬さくりあやなの月のやとる

所也

一暮てたてるやしつか牛の子

同

是も田家の躰也、しつのゆるし牛也、

一ほしやらぬけふのま柴のうす烟

同

たてるやを烟にて付り、地連歌也、牛の子更ニ取

あはす、され共春しはたく所のあたりに牛の子も

あるへし、

一あはれこそ自も侘て住やま

碩

ほさて焼にけんを仕り、烟ハ頭山舎籠心也、

又一説柴を折てふきやらぬいほの躰也、

一月やたゝ木のま計の秋ならん

同

山家八月をさへ木のまにみるハよそめわひしき也、

頼引むよの木のままの月もうつろいぬ心の秋の色をうら

ミて

一こゝろつくさぬ永きよもなし

碩

月を惜心也、一句ハ恋也、長き夜心つくさぬ人無

也、

花を引のミおしミ馴にし木の問より心つくしの月そも

りくる

木引のまよりもりくる月の影ミれは心つくしの秋は来

にけり

一露三ノけさも老てこなたの枕にて

長

老ハ常住露けきに老はてゝこなたハ猶くも也、四

十より老はしめて也、

つらかりしよふかきかせの音もふす手枕うとき秋の

こなたハ

一いつよりものゝうきもしりけん

同

五十而知天命ヲ論語ニアリ、老ハかく有也、

一たゝならぬ情ハ見ゆる窓のうち

碩

楊家ニ有女、長恨哥の心ナリ、はや物の情を知人

かとナリ、

一取かくすにそ文ハゆかしき

長

頭ノ中将と源とたかひにミせし事有、かくす文の

事也、

一折そへし花をはかめにさしいて、 同

紅葉をハもやの柱にたてゝふミをハかくし給ふと

云心也、源氏雲林院のかつさもみちを藤つほにま

いらせられし事也、もみちを花に取かへたる也、

一遠き野山を面かけのはる 碩

一瓶の花に野山の春の興うかふ也、

一詠やるいつれ都の朝かすミ 同

いつれ都の面かけわかぬ也、

一空やなミたのさかひなるらん 長

空にさかひハなけれ共、都の空をみれば涙落て、

此世ニハみちくゝたる心ちする也、されハ空なら

てハ涙のさかひあらし也、

引 山かへす春のかすミそうらめしきいつれ都のさかひ

なるらん

一この世こそ秋もたけくよ月のうち 同

月宮殿と人間とのさかひ也、此世のたけく月宮に

も有や、もしこの世計かと也、天人も五衰之中ニ

老涙の事有、

世中のうきにあかぬ奥山キのこのはにふれる雪やけな  
まし

一露のくまにも身をかくきはや 碩

くまはかくれ也、遁世したき也、月の中を一天下

に付なせり、

引 詠わひぬ秋より外の(本ママ)

一霧のまに忍ひてくれは明はてぬ 同

忍恋心也、明はてゝの心つかひ也、

一名ハちりのことたちもこそすれ 長

引 明はてゝちりのこと(悪カ)惣名立也、

知といへハ枕たにせてねし物をちりならぬなの空に

立哉

一ふかゝらぬ道やふもとの大和歌 碩

歌道の儀ふかゝらぬハふもと也、ちりの寄合ふも

と也、

引 古今序二 哥とのミ思ひて其さましらぬなるへし、仕所籠のち

りぬるの心也、

一のほるをあふく雲のうへ人 長

ふかゝらぬをのほると也、哥道ゆへ殿上する人を

あふく也、

一あかつきのほしをいたゞきおき馴てウラ

碩

朝下と奉公人の心也、又明星の心もアリ、

一かしらハしろきよな／＼のしも

同

白頭までつかへ人之身上心也、

貴人頭上曾不饒之心也、

一冬かれのあしの中なるうらの鶴

長

鶴のかしらの霜也、三句めのかりやう也、

一さらにえしまの松の寒けき

碩

惠宗煙雨ノ芦鴈ノ心ナリ、

春かすミえしまか磯をこめつれば浪のかく共みえぬ重綱左

けさかな

一岩たかみ波のかくとやみえぬらん

波のかゝる也、湊山とことハに吹しほかせに引行勅

一かせのはけしき人のけしきよ

同

人は岩ほのやう也、我は浪也、心もくたけやすし

と也、

かせをいたミ岩うつ浪の………比かな

一むかはれぬこゝろは虎も何ならて

碩

虎嘯風生と也、虎よりハおそろしき也、

一命をすてハ法もえつへし

同

羅漢肘の心也、法を求めハ虎もおそろしからしと

也、

衣をハ竹のさえたにかけ置て虎に身なけし人もい

つゝハ

一もゝたひの其たゝかひも君かため

長

百勝百戦毛不如一忍、のりを法度にせられたり、

一おさむる道よえやハ安かる

同

たゝかひなどにて國家を治る心つかひ也、

一奥津舟にハよく見てや出ぬらん

碩

天氣の事也、こなたより見納る也、

けいの海のとハよくあらしかりこもの乱て見ゆる海

士の釣舟

一いつくかあらず春のうらかせ

同

いつくかあらずらん、よく見定よ也、

一海士のすむ里のしるへのゆふ霞 長

一村の霞ハいつくかあらず、あらししと也、

一柴の軒はも梅かゝそする 碩

梅かゝしるへするかと也、

引うらかせに花も匂はぬ里の海士の柴の垣ねも梅かゝ

そする

四一日かけさす雪や霰に残るらん 同

躰までなり、

一冬のあしたもさすひのとけき 長

かやうにある物也、

一あたりさへよるの火桶にそひあかて 同

あたりさへよるとうけたる秀句也、

引一おもふ人とそつねハかたらふ 同

夏ハ扇冬ハ火桶に身をなしておもふ人にハいつもそ

はゝや

一ひかめるも馴し契をいかゝせん 碩

老者ハかならずひかむ物也、思ふ人にハひかめる

もかたらぬ也、

一よはひにゆるきかたもこそあれ 同

老年ノ人ハならひにゆるき也、

一いやしきにまかせぬも猶はつかしな 長

座上三老人をは立也、いやしきハわかき也、

引朝廷莫如爵郷黨莫如齒ヨハイ

一かたつる中ハとはるゝそうき 碩

る中ハとはれて結句はつかしき也、

一何とかハたえたる聲のこたへせん 長

たえとハこゑのなまり也、

引東にてやしなはれたる人の子ハ舌たえてこそ物ハい

わるれ

引驚ハる舎の谷の………：聲ハなかぬ成けり山かつ

にてハなし

一かきあはするもいまやふること 碩

琴もゐる中にてならへハなまりあるやう也、ふる聲

たえたと也、へたに成て也、かきあはするハ曲

ナリ、又かきあはするハ哥と琴と云り、如何、

一たゝにミは花も冷しきもかな 同

琴詩酒の友也、独ミるハすきましからんと也、

一春のなさけのゑひハ思ハし 長

情をうけてゑいと也、春の情酔也、

一おほろけに忍はぬ月も忘はや 碩

内侍のかミの心也、おほろけにハ忍はぬと也、恋

しとなり、深酔給ふよの事也、

引 照もせず曇もやらぬ春ノよのおほろ月よにしく物そ

なき

一われまつ虫と鳴てあかさん 同

はや忍はれぬ也、忘はや忘てねを鳴あかさんと也、

一露きえしよもきかもとの跡にねて 長

無常也、早世の跡也、

引 しめ置て今ハと思ふ秋山のよもきかもとに松虫のな

く

一うしやその夜も秋のゆふ暮 碩

死たる時の秋ハうしや也、

一住なるゝふしミをいかてわかるらん 長

源二紫ノ上の別、夕かほの上の別いつれも秋也、

いつれにてもかなしき也、ふしミハ放所なり、又

(本ノママ)

引 いさこゝに我世ハ經なん菅原や伏見の里ノわかれま

くもおし

一うつゝの夢の身をは頼まし 碩

引 一ふしミに夢と付り、うつゝの別なれと夢のやう也、

衣うつ音ハ枕に (本ノママ)

一しつ心あらしのかせの山高み 同

高山のあらし吹在所にてハうつゝの夢も覺んと也、

又一説山居の有処也、死へき終也、

一木葉よりけに涙もそふる 碩

引 飛花落葉の心也、

引 秋山のあらしのこゑを聞時ハ木の葉ならねと物そか

なしき

引 あらし吹みねの木のは (本ノママ)

一古郷ハ時雨とともに冬の来て 長

冬きて涙こゝろあり、古郷の跡也、

一幾度年の暮にあふ人 同

年と歳との暮なり、

宗長五十 宗碩五十

何人第五 納涼

一 ふかく入て夏を忘るゝ山路かな 碩

をくらすハ夏を跡になす心也、夏も入来らぬ程の

山路ふかき心也、彼山大日如来垂跡の山也、

引千二見ノ浦ニテヨメリ 夫かく入て神路の奥を尋は又うへもなき嶺の松かせ

圓位法師本高野住人也、

一 苔にそ残る氷室もる跡 長

氷室の跡時過まで納涼残心也、又一説こゝの氷室

守も山ふかく入てすむにと也、氷室の跡計残ると

也、

一 岩ねこる槇のむらたち年ふりて 碩

こるハ立重なる心也、土こるとハくつるゝ心也、

昔の氷室の在所也、

引 涼しきハ外にもいわし山城のうたの氷室の槇の下か

け

一 露の音きく庭のゆふかけ

同

静なる事をいはんとて也、在所の躰也、庭の槇也、

露しつかにこほれたる也、

一 玉たれの霧の名残や晴きらん 長

少つゝ簾の雫の有心也、終日の霧夕まで晴ぬ也、

一 をきても秋はまとふ夜の空 同

夜るの霧明かたも晴ぬかおきてもまとふよと也、

又一説明日とおもひても夜の長□也、□にていな

し、

一 月とたに思はぬ計さやかにて 碩

行やう面白シ、餘明白にひるかと思ふよし也、

霜まとふ小田のかりほのさむしろに月共わかすいね

かての空

一 むすひなれにししもの袖 同

月を霜と也、初霜より馴て月の移ひ瑞白也、霜ハ

清天のもの也、霜ハ初霜也、

一 山水のすゑのさゝ原打そよき 長

篠ハ霜のあひしらい也、一句水を結ふと仕り、

一あらしの瀧津せゝの岩なみ

同

山水のあたりの跡也、さゝ嵐にそよき岩なみひゝ

きあひたる氣なり、

一わたし舟幾帰りして暮ぬらん

同

瀧津嵐ハ渡し舟の跡に猶も音たかく残たる夕也、

しんらうしたる跡也、又一説其瀨とを渡す舟人也、

一ゆきゝとたゆる野邊のたひ人

碩

野後無人舟自横の心也、

一さしいてぬ方もしられぬ五月雨に

同

玉ほこの道行……………聞えたり

一さひしきすまひ憐たになき

同

侘人の居所のさま也、誠に哀なるへし、

一一本の花に鶯うち鳴て

長

鶯の憐なき也、又一説かゝる住るにハ憐さへ無に

猶ものさひし、然に花の鶯の鳴計ハさりながら面

白シト云り、

一いとよらるゝ風の青柳

同

柳を花と鳴也、いとにの文字とにかよふ也、かせ

をいとよる一句也、又一説青柳ハやハラかにか

せにいとよらるゝと語り、哀しる袖にや月の霞

らん心なくてや春の明ほの 宗枝 よをとにして

仕ル句ナリ、

青柳をかたいとによりて鶯のぬふてふかさハ梅の花

かさ

一山かくるさほのかはらの春の水

碩

かくるハいとのおひしらい也、

見渡せハさほのかはりにくりかけて風に乱るゝ青柳

のいと後京極

打渡すさほの川原の青柳も今ハ春へともへにけるか

な

一かつらき遠し雪やけぬらん

同

さほ川かつらき遠けれど同国也、春の水かさ勝ル

と彼山も雪やきえぬらんとナリ、

一行めぐりにしになる日の朝なく

長

ならより西也、日陽夕に成て又朝に行めくる事也、

日の暖ナルハ雪きえぬらんと也、



引さいはうに(豊浦)  
かつらぎやとよらの寺のにしなるやとアリ、

一秋も幾かの月そ残れる

碩

月も日も納所ハにし也、暮秋の有あけ朝のこりたる哀也、

一心さへかれ野と末の花すゝき

長

月もほそく也、心もかれ野と也、さへの字哀也、  
下の心ハおもしろし、

詠れハ心もそれに成そ行枯野とすゝき有明の月

家隆

一うす霧まよふ霜も拂はし

同

霧ハ霜の時分一段面白也、拂ハしと也、

ニノ  
一ぬれつゝやさなから見せぬ袖ならん

霧霜にぬれたる袖をさなから思ふ人に見せたきと

也、一句ハ恋也、

引  
よそ人にとはれぬる哉君にこそ見せはやと思ふ袖の

涙ヲ

一世にこそ忍へうちもとけてよ

碩

世間の人にこそ忍はめ眞實の涙を思ふ人にハミセ  
たき也、

一誰によりかゝる物思ふ我なれや

同

そなた故にこそと也、

一うきハたくえぬ身にや有けん

長

うき事ハ我にたくへん人なし、只一身の上也、

一浦山し出つる塵の外の庵

碩

塵の内塵外とて世を出るハちりの外也、それをう

ら山しと也、うきを離れたる也、

一こゝろとゝまる関ハあふ坂

長

引  
蟬丸爰に住れしかうら山しきと也、蟬丸

かせの上に有り (本ノママ)

一あしからや駒うちよするかけもなし

碩

遠けれ共對句也、相坂を越てあしからより跡の相

坂ハ面白かりつるとしたふ也、是も関有所也、

一岩ふミくれぬ雪ハふりつゝ

長

引  
暁の躰也、あしからの岩ふミくるれば雪ふる也、

駒とめて袖うち (本ノママ)

一帰りても妻木もとむる宿りして

同

帰りても妻木を求る心哀也、

住わひぬ今ハかきりの山里に妻木たるへき宿もとめてん引

一あらたまり行年の寒けさ 碩

年の帰る也、餘寒の躰也、

一春をさへいつとか梅の冬こもり 同

春の来るを梅ハしらぬかと也、未冬籠様躰也、

一きなくをきけ八千鳥百とり 同

鳥ハ陽氣を請て鳴に、梅ハをそきと也、百千鳥も

千鳥もきなく万ニアリ、

一野へちかきわか家るとや霞らん 長

霞引に千鳥の鳴ハ我家一入霞むかと也、

野へちかくいへるしけれハ鶯ヤイの鳴なる聲ハ朝なく引、

きく

一山もとしむるをちかたの人 同

旅の句にてなし、遠方人家を隣ちかくしむるも霞

渡るハわかやとりとや霞らん、面白シとナリ、

一日くるれは浦こく舟のとまりして 碩

山もとに漕入躰也、此句旅にてなし、遠望也、

一浪なれ衣馴つゝやねん 長

日くるれは波にぬれ衣を其まゝ侘つゝやねんと也、

一いつしかも妹にしりせんたひの袖 同

いつかハあはん也、かたらひ人に旅のくるしさを

いはんと也、

引 一小鹿の入野の薄はつをはないつしか妹か手枕にせ

ん

一夢にかよふを頼むはかなき 同

旅ハ頼ものハやうやく夢はかり也、

一よそ目よく思ひハやらん道しらて 碩

わか思ひハよそめよき道しらて、夢計を頼む哀也、

引 住吉のきしに寄波よるさへや夢の通ち人目よくらん

一かすミこめたる春の帰るさ 長

わか思ひハよそめをよきん、道しらぬに暮春ハ霞

のうちを行末知す帰る、うら山しきと也、

又一説よそ人のかへさハ霞こめてよそ目をよへる也、

一花ミてや我すむさとも忘るらん 碩

わか住かた忘て花に留る也、

引哥  
ちりぬへき花ミる時はすかのねのなかき春日もみし

かゝりけり

引  
花下忘帰固美景樽前勸醉是春風

引  
はるくくと我住里ハ霞にて (本ノママ)

一あさちかもとのなかき日くらし

同

我里の浅ちふを花に執心の間忘る也、

一晴まなき小雨ハ露のふるるにて

長

引  
浅ちふの永との躰也、

引  
つれくと庭の浅ちを詠ハ霞を分て春雨そふる

一ミのにこゑせぬむし哀也

同

雨に蓑ハ仕手共、虫ノ名ノ間仕りこゑと取あはす

る間秋に成也、よ前に虫の鳴を聞て思心也、

一月しろき夜にすかのねの草枕

同

草枕をすかと請たり、すかミの也、草枕ちかく鳴

虫也、

一七ふかせ吹秋のさむしろ

碩

引  
十ふのすかこもミふにはわか獨ねたる也、恋ナリ、

みちのくのとふのすかこも七ふにハ君にねたせてミ

ふに我ねん

一いくゆふへむなしき床に詠むらん

同

人のとひふるす也、

一身こそ捨をく海士のつり舟

長

江邊ニ守空船ヲ琵琶行心也、我身を釣舟にたとへ

タリ、

三ノ  
一たよへる奥津塩あひのからき世に

碩

引  
天神御詠也、

なかれ木とたつ白波と

わたつ海の奥津塩あひにうかふ淡の消ぬ物からよる

方もなし

世にたよひ辛勞する也、たとへもの也、何方ニ

モ住定ぬ也、

一いつか御のりのうミハ渡らん

同

引  
生死の海に沈輪シテ如渡得船ヲ思ふ也、

ちかひをハ千鶴の海にたとふなる霞ももらすな頼に

入なん

一雲にのミ遠山ふしの明くらし

長

難解難入也、山伏八山にあれハいつか御法の海を  
渡らんと也、

一花にハうきもねやハなかるゝ 同

手習の巻に、かゝる山ふしハ雲の日にこそねハな  
かるれ、かゝる花の雲にハねハなかし、面白シと  
也、

引  
もろ共に哀と思へ山桜花より外に知人もなし

一忘れぬ春のかほ鳥又やミン

かほ鳥のねやハなかるゝと也、又我思ふ人の貌はせ忘かたき也再會の望かなしき

引  
にもねやハなかるゝと也、一句花のかほはせ也、  
春されハ野へに先聞かほ鳥のかほに見えつゝ忘れ  
なくに

一ねくたれかミの今朝ののとけき 碩

後朝の心也、うつくしきねくたれかみ也、かかる  
人をハみやハと歎く心也、ひすひのかんさしと言  
にて鳥をハ仕り、

一下ひもゝ心もこよひとけ初て 長

ひころハはやく帰る人のこよひハはしめてとくる

也、

一君しゆるせは関守もなし 碩

下ひもの関に付なせり、一句ハ君か分別すれハ也、

一つみせしも帰る世いつこおさまらぬ 長

大君に取なせり、ことくく世ハ治る也、罪人め  
し出すハ聖代也、

一時しる雨よ風のたゝしき キイ 碩

五日一風、十日一雨心也、因公但之事有、

一とりうふる小田のさ苗の秋ハ来て 同

引  
雨にうへて秋風にそよくと也、はやミに成也、

郭公鳴五月雨にうへし田をかりかね寒ミ秋そ暮ぬる

一衣手寒みかりそなくなる 長

きこえたり、

一更ぬるかねやえもいらぬ夜半の月 碩

ねやのうちへもいらぬ也、月に忘レテ見るに更ぬ  
るか衣手さむしと也、

一板まハさらに霜をふく軒 長

夜更霜閉て板まより月をいれぬかと也、月に霜

の映したる心なるへし、  
ウラ

一 木葉にや我山すミハ埋れん

碩

山家の躰也、板まの霜木葉に山住くるしき也、

散引はて、後さへかせをいとふ哉紅葉にふける深山邊

のさと

一 ふもとの道ハくる人もいさ

長

今引よりハイよく問人あるましき也、

待人のふもとの道やたゝぬらん軒はの杉に雪おもる

なり

一 尋ぬへきそれ共分ぬ舟みえて

同

麓の川舟也、面白シ、我を問かどふしんしたれハ

さもなき也、乘引興行興尽婦王子献載安道の古事也、

一 とはしうるまの嶋國嶋のやこれ

長

うるまの人かどとかむる也、我をはとはしと仕り、

彼嶋より一条院御時舟帰朝せり、

一 つれなきハイかにいはんもしらきらん

碩

つれなきあまり也、

おほつかなるまの嶋の人やらん我ことのはを知す

かほなる

公

一 つらきしゝまにまけぬよそなき

同

幾度も我まくる也、あなたハ無音にて猶つれなき

也、

幾度か君かしゝまにまけきらん物ないひそといわぬ

頼ミそ

一 我もとてそむきしにふし侘ぬ

長

われもくゝとて両方へのきてもわかまくる也、

一月にあかせるともし火のもと

同

そむくハ燈也、月にあかす也、みる人かすくゝ也、

背灯引共憐深夜月也

一 あはれにも虫の飛かふ戸をさして

同

虫の飛来る也、火を取に夏虫くる事あり、又灯を

螢火に付なせり、彼句戸をさしてと始をせられし

を、後直て猶面白也、

一 昨日のきくハ誰かめつらん

碩

十日ノ菊也、蜂蝶のとひかふ哀をみる也、秋香一

夜に不衰とあれハ虫をも愛して見る也、

引 節去蜂愁蝶不知ノ心也

一大澤や秋ハむかしの跡もをく

同

むかしハ昨日のこたく也、大覚寺殿也、嵯峨天皇

のおはせし所也、庭の菊もめつる人無也、

引 一本と思ひしきくを大き澤や池ノ庭にも誰かうへけ

ん

一たえての後も水ハすミけり

長

皇居の名計也、水ハたえすも又すめ共也、むかし

かへらぬ恋しき也、

引 瀧の音たえて久しく成ぬれと名こそなかれて猶きこ

えけれ

一うき中の袖の涸いつきはくらん

同

袖の涸ハ深きによりきはかぬ也、常の水ハ涸せに

かはる事も有也、涙の涸ハ常住に有なり、さはか

ん事いつかと也、

引 底井ななき涸屋ハさはく山川の淺せにこそあた波ハ

たて

一うら見やはてしかけをたに見す

碩

四 涙の涸にかけさへみえぬと也、恨はつるや也、  
一ちりぬ共又こんはなに人まちて 同

花の後恨はてたると思ふやらん、かけをたにミす

と也、又こん人と思ひしか也、

一このをそ桜二木やハさく

長

けふまで咲しか、後ハ遅桜に咲へきはなるへし

と也、

源<sup>二</sup> をくれて桜二木はかりそ面白きとアリ、

一暮の春猶ありかほの嶺の雲

碩

ミねの雲ハ春を猶ありかほにする也、雲の花のや

うに立を見て二木やハさくとアリ、

一かすミたにせず面かけの月

長

面かけに月ハさやかに残るやうに覚る也、又一説

有明の残るに暮春の面かけかすミたにせずと也、

又一説月の明なるをミて、暮春有かほに雲のミす

れ共さもなきなり、

一東ちのね覚思へハ遠きよに

碩

都のやうになき也、面かけ計也、月ハ同じ月なれ

共也、又一説東より都の月をみるに遙に山川千里

ヲ隔れ共、月計ハかすます都の面かけきなから爰

引  
有よと也、

東ちの夜はのね覺をかた、南都の山にかゝる月かけ

一あさかのぬまのかつみつゝ行 長

再ハくる事いかゝあさかのぬまかつみつゝゆけと

也、

引  
さ夜中に思へハかなし東路のあさかのぬまに旅ねし

てけり

一限なく恋わたらんやいかならん 同

引  
恋わたるハ久しき心也、限なくハいかゝと也、

みちのくの淺かのぬまの花かつみつみつミし人に恋や

わたらん

一あふハたゆへきはしとこそなれ 碩

會者定離と観念也、はしハ渡るのえん也、はしハ

はしめの心也、

一生れこん世のうき夢ハふけあらし 長

生者滅也、六道に輪廻せんをふけあらしと也、

一あらし今ハの後もはかなし 同

うけてにハ也、又生れてハはかなかるへしと也、

引  
一郭公夏ふけかたの音信に 碩

尋行まほろしもかな時鳥行多も知ぬ六月の比

一ミシかの程やよひまのそら 長

短夜の心也、

一七夕もかしつるいとの曳別 碩

七夕の別初秋なれハミシかきと也、

引  
七夕にかしつる糸の打はへて年のをなかく恋や渡ら

ん

一月をかたミもむせふ琴の音 同

七夕の別てハ後八月を形ミと也、琴ハ引別ルこと

糸のえんナリ、

織女の手向の庭にをく琴の (本ノママ)

引  
一思ひすることを侘人身にしめて 長

わひ人の住へき宿と見るへに歎くつゝる琴の音そ

する涙にむせふ心也、

一秋てふものぞ誰為もうき 碩

あらハ也、

けり

一ゆふ暮やこゝらの袖の露ならん

同

ひを取所也、

聞えたり、こゝらハおほき事也、

宗碩五十

宗長五十

執筆牧兼

一草木の中をかりそめのいは

長

野亭ナリ、

何田 第六

一杣山や茂たもいわす立馴て

碩

一かすてるや月よミの森の秋の露

長

一杣山の庵ハかりそめの物也、心面白シ、

名所也、よミハ説也、和光同塵の心なり、

月ならて誰杣山のかけ計(本ノママ)

はるまちやす磨の月よめ穴寒てえ嶋力磯に雪ふりに

一けふりにしるきしからきの奥

同

けり

立別てハ煙にて取よれり、

はるかなるわしの高ねの雲るよりかけやハらくる月

昨日まで霰ふりしかしからきの外山の里に霞たなひ

よミの森

く

一きりにいすゝのきよきせのこゑ

碩

一ミ雪ふるたなかミの海晴くもり

長

いすゝも伊勢也、霧にせゝのこゑきよく聞り也、

引 其あたりの躰也、晴くもりて面白きと也、

一千鳥鳴夜寒の朝け水晴て

長

引 都にも雪ふりぬれハしからきの杉の杣山跡たえにけ

朝寒躰也、

り

一山もと遠ミ舟の行ミゆ

同

引 一こほりにけりな網代もるとき

同

ミたる躰也、ミゆハ見ゆる也、

引 月かけの田上川に清けれハ網代にひほのよるも見え

一いつくどるまは折はへかへるらん

碩



仕所ハ柴舟也、一句ハ柴人也、

一入相のかねのをのかきとく 同

入相の鐘に帰る躰也、こなたかなたと成也、

一けふのミとあけむ春まつ雪の内 長

悉わか用意する也、十二月廿日也、

一かたえにこもる梅ひらくめり 同

枝の遅速也、かたえハ春を待也、

引 梅經寒苦發清香心也、又雪裏梅花一枝綻の心也、

ウラ 一古草に若葉もかつやましるらん 碩

初にえの時分也、梅の近所の草也、

一かすミの汀かりあさる聲 同

求食の事也、若葉をかりのあさる也、

一しら鷺の獨たてる江閑にて 長

對句也、

一ゆふ日ひをわたる舟のすゝしき 碩

景氣の句也、入日の上を行やうによそよりミる也、

又一説繪をミるやうにあると也、夕陽ノ躰也、

一むら雨や笠とりあへす過ぬらん 長

納涼の夕也、雨はやく過る也、

一秋なりけりな宮紀野と露 碩

引 秋のやうなると也、

引 御待みかきとうせ宮き野と木のした露ハ雨にまきれ

り

一ともしせし鹿の妻こひ音に鳴て 長

引 きのふ夏もはや秋也けりなど也、

引 ともしする宮紀か原の下露に忍ふもちすりかハく夜

もなし

一月になる夜やいて、待らん 同

一句ハ我を月に待らんとこなたを思ひはかる也、

仕所ハ鹿の妻待心也、

一我ならぬたかたのめけん妹か門 碩

我よりよ所に誰を頼かと也、妹か人を待心也、

引 一うたふ人しもねたまれそする 長

引 サイハラニ有 わか門ハとはりちやうをもかけをれハ大君きませむ

らにせん

引 同 わか門ハとはり帳をもかけたれハをし明てとへや我

や人つま

一さそハれぬ花のまどるの木のもとに

引 我をさそいて花にうたふハねたしと也、

うら山しぬるミ共哉梓弓ふしミのさとの花のまど

に

一いささくら共えこそかささらね

同

引 我ハ花見に行はよと思ふもさそはれぬ也、

引 我やと頼むよし野に君あらハおなしかさしをさし

こそハせめ

ゆか人こん人しのへ春霞立田の山のはつ桜花

一もろ共に思ふよし野と春暮て

長

仕所ハ桜と我ともろ共也、一句春と我と諸共にと

いへる説アリ、猶も説アリ、只春とよし野とを我

引 諸共に思ふやかなふへからんいかん、  
大ミねにてノ哥也

もろ共に哀と思へ山桜花より外に知人もなし

一たつたの山のかすみきえ行

同

引 春といへ共はや暮る也、たつたと吉野と諸共と也、

一神無月しくるゝ雲の色とに

同

秋のけしき面白きにおされて霞きえ行也、又一説

一句ハ雲の色と也、十月の吳名少春也、霞かと雲

を見たる心モアリ、

一衣ハうすしあられふるころ

碩

引 色とのえんに衣を取よせり、

引 夜ハなから衣ハうすし神無月あかしかねたるよこ雲

の空

一獨われさゝは折ふせ又やねん

又やハねんつらき旅と也、さゝは折ふせにくき詞

也、

引 さかしらに夏ハ人まね (本ノママ)

一枕ハうきふしいかにおほかる

同

又ねはうきふしいか計かと也、

世中ハうきふし茂し (本ノママ)

一玉のをハいとならね共くるしきに

長

残命の躰也、此世をたひと也、又我命の旅にくる

しきといへる説も有、

一こなたかなたぞ恋ハはかなき

同

かた糸をこなたかなたによりかけてあはす八何を玉のをにせん

玉のをにせん八何をたよりにせんかと也、

一あた人のをしへしやとり尋侘

碩

引 しかくハをしえぬと也、人あたなる故なるへし、我宿ハそこ共何かおしむへきいはてこそ見め尋ねけりやと

引 面かけハおしへしやとにさき立て

(本ノママ)

一つらしやタあかつきのミチ

同

夕顔の巻につらしやとハ、暁のミちに人をつけてと言心也、又夕より暁まで尋也、

一にくまるゝ忍ひかよひのよるの犬

長

犬の我をにくミタ暁までほふる也、

一静にとみる山里の月

碩

是ハ犬を我にくむ也、月をミる折ふし犬のわるしきこゑ也、

引 山里ハ人のかよへる跡もなしやともる犬の聲計して

一さひしさにうき世ハかへよ秋の庵

同

うき世のつらきをさひしきにかへて、かゝる秋の庵にすめ也、山里ハ物のさひしき事こそあれ、世のうきよりハ住よかりけり、

一露ハいつくも袖をぬらす也、

長

引 さひしきにやとを立いてゝ

(本ノママ)

一遠野と草かくれなく行くらし

同

遠きの草かくれなく、行共く同袖の露けき也、

一音にしらるゝ水の一すち

同

草かくれの水ハ音計にしらるゝ也、ウラ 一から琴や浪のをかけてしらふらん

碩

流水の曲也、大事なる水の一すちを琴のをにて何となく取よれり、から琴名所にも有、

都までひゝきかよへるから琴ハ浪のをかけて風そひ

きける

一あらたまるとや浦かせのはる

碩

引 海邊の初春の心也、

浪の音けさから琴に聞ゆるハ春のしるへやあらたま

らん

一あしかきの竹の鶯けき鳴て

長

是も海邊近き里也、芦垣にて浦かせを取よれり、

一誰かともし火の名残りすめる

碩

面白き灯の残るやう也、

引 西樓月落花間曲中殿灯残竹裏音スナリ、

一あはれむやおほる月夜を別るらん

長

引 あふ人ハ別て跡に灯計をあはれむ心也、

引 肖灯共憐深夜月 (本ノママ)

一きえん跡までうらミつゝゆく

同

一句無常也、いつはしとおもふをうらミつゝ也、

引 源花のえんにおほる月夜内侍のかミの事也、

引 我身世にやかて消なは尋ても草の原をハとはしとそ

思ふ

一我そとふ雪にかけする人もなし

長

雪にいとれぬほどに我そとふ也、雪のきえん跡

迄とはしとやすると、うらミつゝ此雪にわか行也、

又一説人いといて雪にわか跡ヲ付たる也、

引 今そしる心ハ跡も (本ノママ)

一寒き日くれにかへる山かつ

碩

我こそ山かつの帰る跡よりとふ山のはつ雪面白也、

又一説山かつの我をとふ也、心有人ハ誰も無也、

一あらし吹ふもとの市のさと遠み

同

一寒き躰也、釐よりさとへ帰る也、山市晴嵐也、

一空ハからすの二ツ三ツとふ

長

躰也、からすとつれて市へ行やうなる也、

清少納言枕草子ニからす二ツ三ツとふ八面白トア

リ、

一ミわたせハそこ共浪の北ミなみ

碩

引 そこ共なく江南へう／＼たる躰也、

引 日暁江南望江北寒鴉飛尽水悠々

一きしをはなるゝ舟のはるけき

同

南岸北岸也、又東岸西岸モアリ、

一池ひろき花のミきりに打出と

同

引 ゆめなどのせたる心なるへし、源こてふの巻にき

しをはなるゝを八十嶋の思ふとアリ、

一くもりなき世の春にあふ人 長

是ハ、源初音の巻に紫の上と源氏の曇無世也、六

一条などの心也、

くもりなき池のかゝみに万世をすむ (本ノママ)

引 三ノ うす氷とけぬ池の (本ノママ)

一めすにこそ遠きあかたもしたかハめ 碩

春宮に付なせり、諸國受領の宦也、

一かくるゝ山も帰りやハこぬ 長

高山四皓とて賢人也、めてたき世に召出されし人

也、

一郭公いま一こゑのむら雲に 碩

はしめ村雲に今一こゑハ時鳥と有しを、かやうな

るハ發句めきてわろしとてなとされし也、今一聲

なけとてたつ雲かと也、

一はやくも月ハをちのしのゝめ 同

短夜の心也、

夏の夜のふすかとすれハ郭公鳴一聲にあくるしのゝ

め

一きぬくゝに露まどろます成もうし 長

あふかとすれハほとなききぬくゝ也、

一ミにしむ色のかせも面かけ 同

引 別の跡かなしき躰也、

白露の袖の別に露落て身に入色の秋かせそ吹

一君か手にならしゝ扇うちとけて 同

君か手馴し扇を我持てハかせも面かけにそふよと

也、

一きくや名残もあかぬこのとの 碩

引 源ニさいはらのうたひもの也、

扇はかなく打ならしたまふこゑくハへ給ふさき草の

末思ひやられて

一しほかまや跡をしとへハ浦さひし 同

引 白川の跡計也、守やむかしを聞や也、

引 塩かまにいつか来に (本ノママ)

一なきき漕くれかへる釣舟

引 ふしきなる句也、是ハ奥州也、

引 ミちのくハいつくハ (本ノママ)

一句八舟の跡に付なせり、

一世中を常にと誰か頼むらん

長

世間の世裏を舟にて観合したる也、

世中八常にもかもななききこく海士の小舟の綱手か

なしも

一身をハいひくおとろくそなき

かくハいへ共世ハミなゆたんにてくらす物也、哀

也、

一いさとわれとハいさむれとさよ更て

長

右近左近の夜番也、たかひにいさめても人も我も

さ夜更てこたへす眠る也、

朝ほらけ夜床の霜のいさとをし煙をいそく冬の山里

一ものおもふにやきはりいつらん

長

人の物思ひを察したる也、

引 たらちねのおやのいさめし (本ノママ)

一侘ぬるも我そまされるきりくす

同

引 番ヨリ我そかなしき也、

きりくす夜寒に秋のなるまよによはるか聲のとを

きかり行

引 きりくすいたくな鳴そ (本ノママ)

相思テタニハ松臺ニ立レバ葦ノ思蟬ノ聲満ル耳ニ、此心

也、

一涙の露のくらへくるしき

碩

一句八露と涙也、仕所ハ虫の涙と我涙也、

一ことゝものけふりよきるよ胸の内

長

胸の霧煙に心月をしらすくるしき也、

一まよひをいてゝいつかはらさん

同

此まうさうをいつはらさん、迷ぬ事無也、

一はるかにもまたるゝ後のかの佛

碩

弥勒出世待つけん事、遙こと也、

一かねのミたけの花のよふかさ

長

金峯山也、一句あくるを待て花をミはやとの心也、

吉野さわう権現也、

一天の戸のあくるやしはし霞らん

同

霞てよふかさミする也、明離ル時分一段霞物也、

一春をうかふる浪のゆくすゑ

碩

引 清見かた月ハつれなき天の戸をまたてもしらぬ浪の上哉

閑なる也、仕所ハ霞のうかふ也、

一興津舟まほなる朝なゆふなきに 長

極寒の間ハまほにも無也、只今春の夕なき朝なき

に安くうかへる舟也、

引 引 への海や霞のうちに (本ノママ)

一かくしも人の打むかはなむ 同

舟の閑なるやうにまほかほの人に打向たき也、一

句ハ此舟の瑞的のやうに面白き人と打向たき也、

一いつとなく思ふにミたれこもしらす 長

思ひの終無也、付心ハ碁の事也、

一いきしにをさへまかせてそミる 碩

碁ノ生死と付り、

情有て手をゆるせかし生死を君にまかするミ共思ハ

む

一あら熊の住てふ山の秋の月 同

引 思ふにハをくれん物かあら熊の住てふ山のしはし成

共 定家

一身もすさまじきかせのあはらや 同

引 一あら熊も住へき程の我家の冷しき躰也、

身を捨て山に入ぬる我なれハ熊のくらハん事もおほ

えす

四 一ほろく／＼と落る椎の葉イはたきすさミ 長

引 落るハ実たきすさひハ椎のは也、

後のせ山みねの椎のはほろく／＼と (本ノママ)

一旅にしあれハ露けさもあり 碩

家にあれハけに (本ノママ)

一ことハリの袖ハやつれよかり衣 同

旅の袖ハ理なり、やつれよ也、

一くらす日ころの野へのたか人 長

狩衣ハやつれ理也、追鹿獵師不見山心也、

一春といへハおしむミなせの跡もうし 同

伊勢物かたりに水無瀬のかりの事也、

一かすミのうちも川かせそふく 同

おしむハ霞ヲあたへ吹かせ也、

見渡せ八山もと (本ノママ)

一 一むらのつゝミの柳明やらて 碩

霞の一むら夜ふかき躰也、河邊の躰也、

一 草はにそゝく雨もかうはし 長

かうはしき八面白心也、地塘芳草と云事有、

一 ふる里や袖ハぬる共とひてミン 碩

ふる郷をかうはしく思ふ心也、なつかしき也、

一 むかしかたりも知人そしる 同

古郷人ハむかしを知らん、むかし語したき也、

一 誰かゝる恋せしゆへハ深からし 長

我思ひの切なるにむかしの人もかなとハまほしき

也、

一 大かたなきけ無世ならずや 碩

大かたの情ハ誰も有物也、一段ふかき情ハ誰か有

と也、人木石にあらねは也、

一 おもふにも思えぬにしもなれくゝて 同

あたひとハ思ふにも思はぬにもなるゝ也、いせ物

語業平の心なるへし、

一 あはれ野かミの月のかりふし 碩

ゆめの住里也、人の契をしたふハはかなき也、

一 夜かす野かミのさと (本ノママ)

一夜もすから伊吹おろしの秋の暮 長

伊吹のふもとの野上也、暮秋の月哀也、

させもる露に又雪の暮 (本ノママ)

みこしハやそれと 雪をミテ夢庵ノ句也、

一 と山の空やきりにしくるゝ 碩

山の躰也、

一 冬ふかく野ハ成にけりあふミなるいふきの外山雪ハ

ふりつゝ、

一 またきより冬めく雲の程みえて 長

霧の時雨にはや冬と也、

一 ことしもとくとゆかんとすらん 碩

一句ハことしもとくと暮んと也、行年の心也、

一 花にみな馬にくらをくあらましに 長

くらま山の花見也、はやくゆかんとすらん也、

一 花さかは告んと云し山里の使ハきたり馬にくらをけ



一こはたかための春のさと人 碩

花見に行、是ハうちか伏見の花かと也、是ハ又誰

ためそ、里人のためと也、

こはた山こハたか為のから衣こゝらさひしきつちの

音哉

山しろのこわたの里に馬ハ (本ノママ)

雨しはし雲に (本ノママ)

一朝ことのかすミの衣立かさね 同

霞の衣誰為にと也、

一たもとゆたかにつゝむうれしさ

ひくき心也、

うれしさを何につゝまん (本ノママ)

宗長五十 宗碩五十

春何 第七 萩ハ鹿の妻也、又萩の在所妻こふるかと也、

妻引こふる鹿ぞ鳴なる女郎花をのか住のゝ花としらす

や 一鹿ぞなく妻やぬるのゝ萩か花 碩

引花薄また露ふかしほにいてゝ詠しと思ふ秋の暮哉

引宮きのゝもとあらこの萩ねにけらしをきめる露を人にかくるな

鹿 萩薄秋の景氣取合誰詠らんと也、

一ほにいつる薄誰詠むらん 長

一夕月夜さすやかりほの秋更て 碩

夕月夜といほりをうけてさすやといへり、月を庵

かさして誰なかむらんと也、秋更までミる也、又

九月の夕月夜にても有へし、

引皆人ハ萩を秋といふいな我ハすゝきか上を秋とやい

わん

一さ山おろしをかたしきの空 同

秋更てをさ山おろしにて付り、更てあらく吹かせ

也、

さ山かりいほの在所也、

一夢さへや衣手かるく草まくら 長

衣てかるくハ夢のことく成事也、さへの字きとく

也、

神かせやいせの濱萩敷たへの衣手かれてミる夢もなし

一いや遠さかる都なりけり 同

いよ／＼夢さへ遠くなる、都かなしきと也、

一郭公稀のこゑさへいつきかん 碩

郭公の遠さかる也、

一五月雨そめつ雲まなき比 同

雨の晴まなきころ結句も音つれぬと也、

こかくれて五月まで共郭公枝なかハシニ夕渡りせよ

一ほとちかきさとのかよひも暮渡り 長

雨の時分之躰也、

玉ほこの道行ふりのことつてもたえて程ふる五月雨

の比

一あし火ほのめくかけ寒け也

一村の躰也、より見たる也、

一冬ぎれハ松の聲のミこもり江に 碩

面白一句也、寒き江也、江にハ聲の有物也、

引 枕高遠江聲とアリ、

一舟もよりこぬ夜やこほるらん 同

舟人もみえぬ也、いか計よる氷るらんと也、

一秋の月浪のをちこち更／＼て 長

浪のをちこち面白也、更てわあたりて付り月の氷

也、明白の躰也、

一夢路ハうときまくらすさまし 同

うとき枕ハすさましき也、

一衣うつ礎やむねのうちならん 碩

胸のうちに礎のひゝき有やうにくるしき也、

衣うつ音ハ枕にすか原やふしミの夢を幾夜残しつ千

たひうつ礎の音に (本ノママ)

引 擣衣砧上に俄添怨別之聲ヲ

一思はぬ日なき旅の音 従 長

臆のうちに思ふより衣うつ也、旅人いつ帰らんと

也、

引 長安遊子誤帰期ノ心也、

一立別出にしまゝにたえはてゝ 同

跡ハ遠別と成也、一句ハ別の後たかひに音信無也、

立別はるかにいきのまつ (本ノママ)

一命かけつる丈もいつらは

碩

はとハとまりかたき句也、只いつら計なり、死共

同前と云し人いつらなく成也、

一老も我身の長面にやにくからん

同

皆人ハ先立死するに我老て残るハにくからん也、

一風ふくはなに詠めするころ

同

花の跡に獨残るハつれなき也、共にちりたき也、

一春ハ此山さとすミも忘れられて

長

付ル心花に捨身を忘る也、一句ハ春の奥ニ山里住

引  
を忘る也、

柴の戸に匂はん花ハ (本ノママ)

かすミつゝ花ちる (本ノママ)

一ことたつけふの年ハこえ来ぬ

碩

二  
惟高をのゝにての事也、正月の祝言也、

一ますかゝみうれしき影を取やミン

同

もちいかゝミ也、初音の巻の心也、

年母に我をもちいの (本ノママ)

一君とならふる朝みせまほし

長

二人ねはうれしからましとねかふ也、

黒かミと雪との (本ノママ)

一よとゝものふるき枕を敷侘ぬ

碩

旧枕古衾誰共長恨哥ニアリ、旧妻の具也、

一そてのかのミそある心ちする

長

古の句也、なけれ共有やうにてなつかしき面かけ

哀也、

一たちはなの花ちる里の幾夕

碩

引  
夕くゝを重てちれ共香ハある心ちする也、

かせにちる花橘に袖ふれて我思ふいか手枕にせん

五月待花

一入日もなつの住るすましき (さい)

長

入日ハ無と也、涼しき住る也、夏のおかたの心也、

引  
花ちる里を夏のおかたと云り、橘の興に忘る也、

夏の夜の夢路 (本ノママ)

一うつせミのねになく山の陰しめて

碩

ねに鳴所ハ岩之陰しめてハ涼しき所也、分てには

也、又一説蝶なく山の陰すしきと云り、

一世のはかなさや思ひならん 同

うつせミはかなき物に云なせり、こゑを聞てもは

か無物也、

引 うつせミの世にもにたる (本ノママ)

一法ハたゝ生なからのミなれかし 長

修行をしてもえかたし、生なから也、

引 父母所生眼慈見三千世界經文也、

一うるこたかきかたちをしれ 碩

たまゝ人間のかたちを請る事ハ不思議也、しか

らハ法も生付かすと也、佛生三八近也、

一見るかみなまとハす心淺からて 長

美人の形也、人ヲまよハす心也、

一恋もよほしのくきはゆめ也 同

もよほすたねハ夢也、

うたゝねに恋しき人をミてしより夢てふ

一忘なむふる郷ひとを月もうし 同

古郷を忘んとすれハ夢と月とに恋しけれ八月もう

しと也、

引 月ミれハ契て (本ノママ)

一ミ山の風の秋のよるゝ 碩

山家の躰也、

引 折しもあれ古郷人ハ音もせてミ山の月に秋かせそ吹

ウラ 一かつちるをわひしらましら下紅葉 長

さまゝかなしき也、落はを猿の侘るかど也、我

上さひしき也、

一なにの甲斐有我ミなるらん 同

引 何の甲斐有ミとて猿ハ侘るらんと也、

わひしらにましらな鳴ぞ (本ノママ)

一たらちねのいさめか置し跡もかな 碩

無能きハまりにておやの諫し跡なき後悔也、

一あれ行いへのちりも拂ハす 同

三年父道不改欲孝、論語ニアリ、

一露けきは猶とこなつの咲出て 長

文引 ゆふかほの巻也、荒たるいへの露けきを詠てと有、

ちりをたにすへしとぞ (本ノママ)

一今やハあらしも秋ちかしとや

秋ちかき故露けきと也、

打はらふ袖も露けき床夏に嵐吹そふ

一むしのこゑ泉のあたりたゞくはに 同

是ハ源氏中河のかたゞかへの夜のさま也、凉水近

虫も鳴也、

一かけ忘れぬ中川のミツ 碩

やかて中川と聞えたり、中河伊与介亭ノ心也、

一たのめしハさのゝ舟はしかけはなれ 同

舟橋の古事を中河に取なせり、きとく也、

引  
かミつけのさのゝ舟はし (本ノママ)

一涙をのこすゆふ暮の空 長

夕暮ハ涙を残す也、

一しほるゝを花もうしとやちりぬらん 同

しほれん事を花も思ふかと云心也、付心ハ (本ノママ)

感時花淋、涙恨別留働心のたくひ歎、

一春の草葉もさかはみえけり 碩

さかハ悪の字也、若草より秋を思へハ也、

引  
忘行つくきよいかに命あらハよしや草はよならんき

かミン

一秋のミか霞の月のふもと寺 同

さかを名所に取なせり、さか野々月霞のふもと寺、

引  
いつれも秋より春、只面白也、

又たくひあらしの山の (本ノママ)

一すミやらね共只かねの聲 長

霞のうちなれ共鐘面白也、付所ハ月の過やらぬ也、

三ノ  
一こゝろなき身にさへ思ふね覚して 碩

心なき身にハかねさへさやかに聞分ぬ也、され共

此ね覚も面白思ふ也、心ある人さこそと也、

一さそなゆへある人のいにしへ 同

故有人ハさそなむかし思ふらん、心なきミにさへ

と也、又一説いにしへの詩人哥人のね覚をしはか

らるゝ也、

一ゆかしさハやつ袖しもそふ物を 長

ミたる躰也、いにしへハよしある人ならんと心を

仕也、

一めくいせよともうらミてやミン 碩

伊勢齋宮のあまに成しこと也、業平の心とハ猶ゆ  
かしきと也、

世をうみのあまとし人を (本ノママ)

一かよふとハきけとつれなくつくりかほ 長

つれなくつくるかほ一定はやこそ人にハ打とくる

ときけ共、未せつかぬけしきになしてある人也、

めくハするやうにもなく作るかほ也、

一このゆふま暮まぐらイしのふ蚊のこゑ 同

蚊の聲をさへ拂はず忍所也、かよふハ蚊の事也、

一いふせきハふせ屋か下の雨そゞき 碩

雨夜に一入蚊あつまる也、たゞいふせき事也、

一ミなその原ハ雲うつむ山 同

名所に取なせり、雲埋て雨ふる也、

引その原やふせ屋に生る掃木の有共みえてあはぬ君哉

一秋の日のかたふく月や出ぬらん 長

皆と云字をとかめて日のかたふく月や出らんと也、

雲に東西をわかぬ也、

引とくさかる天原山の木の間よりミかゝれ出る秋の夜

の月

一を花かすゑのうつらなく也 同

不及言語仕やう也、夕の鶉の聲にて月やいて、ま

たるらんと察したる也、

引入日さすふもとのを花 (本ノママ)

一いろかはる淺ちふくかせ身に入て 碩

三句め大事也、面白景氣也、

ゆふされハ野への秋かせ (本ノママ)

一河邊をゆけハ浪のよるをと 長

引河邊のあたりのち原寒き躰也、

千鳥なく川邊のち原 (本ノママ)

一いつこをかしからミかくる渡りせん 同

いまた渡り所の不知案内之躰也、しからミかくる

渡りとハたゞふてわたらんと也、又一説しからミ

かくる所か淺瀬にて有へき、必淺所にかくる物也、

一とはゞや思ひ井手のさと人 碩

名所ニ付なせり、渡りをさと人に尋んと也、

ウラ  
一あちきるやむかしもむなしうき頼ミ 長

引  
下おひの物語の事也、

山しろの井手の玉水 (本ノママ)

一いつミキとてかまたれのミする 碩

むかしもミぬ人ハむなしき也、いつミて待かと也、

虚空の恋也、

引  
みかの原わきて流るゝ (本ノママ)

一春の花さけるためしもミハしらて 同

我一身の栄花一春もなかりしと怪る也、

一きえぬる雪との雪の山かつ 長

山かつ栄花無物也、一句白髪たる哀也、

引  
年を経て雪の山はをいたゝけと (本ノママ)

一霞のミあたゝかけなる朝またき 同

下の雪ハきえぬに上の霞計はあたゝかなるやうと

きゆる也、よもきふの巻に、松の雪あたゝかにと

有、

引  
太山にハ松の雪たに (本ノママ)

一なかれて遠くけふる川水 同

水のけふりハ寒く見ゆる也、河への躰也、

一いさり舟なきたる浪にさしやらて 碩

河邊の興也、火の煙也、

一月しろしるき秋のゆふやミ 長

月の興にいさり舟もさゝぬ躰也、

一露の間の時雨に空や更ぬらん 碩

時雨に更たりや月代ミゆると也、

一しはし折あるかり鳴てゆく 同

時雨晴て更ぬるか暫時折あるかり鳴立也、

一梓弓はりてをもてる末みえて 長

兵ノ伏セハ野と鷹乱リ連々、又一説、

引  
雪中放馬朝尋跡雲外聞鷹夜射聲

一木の関こゆる山路はけしも 碩

引  
あさもよひきの関守かたつる弓ゆるす時なく物をこ

そ思へ

一岩代やあらしの契結ひ松 長

こしてくるにかせのはけしきハあらしや結ひ松と

也、

一我さちあらは又もとひこん

碩

結び松の古事也、

岩代の野中の松を引結び我さちあらハ又も相ミン  
四ノ

一詠わひぬミをしる雨のこの夕

同

引いせ物語にミさいあらハこの雨ハふらし、

数々に思ひ思はずとひかたみ身をしる雨ハふりそま

される

一雲もかくすやおもひやる空

長

引きみかあたりミつゝ、(本ノママ)

一てらせ猶心の月の世とのすゑ

碩

心の月ハてらせ也、世とのすゑハ本覚の都を思ふ

也、當来導師にてもあるへし、

一ともし火たかき大ひえのかけ

長

心月大ひえハさこそと燈の影をミて思ふ也、

一志賀のうらやよ渡る舟の漕いてゝ

同

大ひえの灯をうらよりミる也、面白也、

一見れははるかに里ぞ明行

同

志賀のさとの躰也、

一あかねさす光や雪に寒ぬらん

碩

面白一句也、雪に日ハ寒る也、餘寒之躰也、

一またむらさきのわかぬ下もえ

長

引餘寒に下崩やらぬ也、あかねさすに紫と仕り、

あかねさす此日暮ぬしめの行紫の行わかなつむとて

天神之詠  
天原あかねさすもの光ニハいつれの雪かきえ残るへ

き

一花さそふこのめも春に成そめて

同

木のめハ紫いろにもえ初る比有也、引やうきとく

也、

一今朝またひとへかすむ山のは

碩

元日也、陽春の景氣面白也、

一わかるとて比もかりかね聲す也

長

一金の大事さに衣と仕りかりの別也、

一わふとなつけそ旅のかなしき

同

引雁かねと我うきたひハ中とよそにも答うと也、

馬上三相逢執筆何事モ能成ス、

草枕ゆふへの空を (本ノママ)



一待らんと思ふかりねやいそかれん 碩

行旅のつらさ中へ誰にも告そ、我ハ待らんと思

ふ人もなしと自問自答也、あはれ也、

一身ハ夢にさへ行かたもなし 同

待人なけれハ夢にさへ行かた無也、

一契<sup>ウラ</sup>しやたかふと人の恨へく 長

身ハ夢にたよりさへ別方三行かた無を契たかふと

恨るよとちんほう也、

一といひかくいひあらましのころ 碩

あらましのミなるをたふとや人の思ふらんと也、

一植たつる秋の千草のませの内 同

ませをといひかくいひと仕り、

一いと、あれまし野分めくかせ 長

きこえたり、

一きのふ今日夜寒おほえてミる月に 碩

はや秋更てミる月也、

一にハかにつもるはるよはひかも 同

老ハ俄にくるやうに夜寒おほゆる也、

一なけかしき思ひし事の身のゆくゑ 長

老後の前也、老るるも驚かしと也、

一もれぬはかりもめくミならずや 同

ふかきめくミにあはす共、人かすにもれぬをめく

ミにせんと思ふ也、

宗碩五十 宗長五十

何衣 第八

一染てほす夕日か今朝ハ薄紅葉 長

朝日より染て夕一入色こきよと一日の中をも云り、

又一説、きのふの夕日をとかめてけき初もみちを

ミるよと云り、

一かりのは山よ幾時雨する 碩

ゆふ日にいく時雨か、染てハほしくすらんなり、

時雨のしんらうするやうにみえたり、

引 鴈鳴て寒き朝けの露ならし立田の (本ノママ)

ゆふされは鴈のこえ行立田山時雨にほひていろ付に

けり

一左小鹿の入野と立ところ更更て 長

山に八雁かねをしかの入野更たる時分さよ時雨面

白かるへし、

一たまくら過るかせそミにしむ 同

更て枕のかせミにしむ時分枕にこゑを吹送る也、

引 左小鹿の入野と薄はつを花いつしか妹か手枕にせん

引 下紅葉かつちる山の夕時雨

一今ハとて打もねなましあり明に 碩

ましハつきにかよふ也、ねんとすれハ有明の比風

ミに入也、

一なにふるさとの面かけに見ゆ 同

せめて忘れてねんとするも恋しきハ何ふるさとの面

かけそと也、

一旅の袖ひかふるはかり行やらて 長

引 比はかりハ程也、たひの躰也、

面かけのひかふる方に帰りミる都の山ハ (本ノママ)

一岩のかけちはあをつら折 同

かけちは陰道也、ひかふるにつらくを付り、

引 みちのくの駒のつまつく青つゝら君こそ丸かほたえ  
にけれ

山かつのかきほにはへる青つゝら人ハ来れ共言傳も

なし

一涼しけにこ柴ゆふかけたれならん 碩

ウラ くらまの坂の事也、源ニ紫の上北山にての事也、

爰にてすゝむ、浦山しき心也、

一すゝのすみかをかたハらの山 長

山家の躰也、

一所なくけふ雪あられふりつミて 同

所せはく雪あられつもる家ちの躰也、かた原の山

の躰面白也、

一そのゝかれふにすゝめなく暮 碩

雀の鳴所なき也、枯生ニ鳴さひしき也、

一見るさへもつミてふたかの一よりに 長

鷹におそれて雀そのにくる也、ミるさへつミ也、

一よりハ一あはひ也、又一説有てなかする共云り、

如何、

一月に心はとまるの、秋 碩

著心すれハ花にも月にも罪ある也、

一行舟もをはななミよる江を遠ミ 長

野月に舟人も心を留る也、野に江付様面白シ、

うつら鳴まの、入江のはまかせにを花なみ寄秋の夕

暮

一風よりほかハ送る袖かは 同

まねけ共お花の袖ハ爰までハをくらぬ也、風にて

舟を送る也、

一空にたゝにほひはかりを契にて 碩

董の匂ひをかせの送計契りと也、

一またれにけりとどふもこたへす 同

我を待けりといへ共いらへす句計にてある人也、

簾木の巻右馬頭か事なるへし、

一なをさりの我おこたりや思ふらん 長

なをさりのおこたりを涙のとたえとやおもふ、と

へといらへぬハとなり、

一ふしとなるへきうさかつらさか 碩

さのミふしと成へき事ならぬをうさつらさにせん  
とや、

一さゝのはのかりそめさける花ちりて 長

うきふしと一定なるへき花也、やかてちらんと也、

一忘れかたき太山への春 碩

引 ミ山の忘れぬ也、落花を惜也、

一さゝのはの太山にそよと打さやき氷れる霜を、  
引 長

一たよりをもうしなふ旅のよふこ鳥 長

引 便無山路によふこ鳥忘かたと也、

引 をちこちのたつきもしらぬ山中に (本ノママ)

一何につくへきゆふへともなし 同

引 よふこ鳥にさそハれて也、一句ハ觀念也、

東路の名こそその関のよふこ鳥なかくつくへき我ミ  
引 なゝまし

一天の原空行雲のミを侘て

身上不定、天にも地にも侘たる心哀也、雲の身と  
碩

引後 いふ事有、

よとゝもにみねへふもとへおり (本ノママ)

一 きらんけふりのはてもはかなや

同

哀傷の心ふかし、

一 もしほくむうらに年ふるさすらへに

同

引 此うらに年へはもしほの煙も無常の煙と成へき也、  
しほたるゝ事をやくにて松嶋に年ふる海士も歎をそ  
つむ

鳥人山もえし煙もまふやと海士の塩屋へ恨にそ行

帰京のたのミ無也、

一 さえつる海士のをのことわき

長

源三須磨にての事  
うらに年ふる海士もあけなきさへつりをしてと有、

一 舟うつる月に夜こゑの明やらて

同

月に夜こゑさえつる也、

一 秋のかりねやまたき出らん

碩

はやく出ナリ、

一 誰はかり分つくきつる野路の露

同

引 誰はかり口傳アリ、

誰はかり山路を分て問くらんまえ夜ハふかき雪のけ

しきに  
フイ

一 ねたしやとはん萩か花ちる

同

人のミるねたしやと也、心有人かと也、我とはん  
也、

吉野山もと住人に尋れハねたしや花の主しかほなり、

一 あたなれやうつろハぬまハ有物を

長

あたなりといへ共すこしハちらぬまをあるを花の

はやくちると也、一句ハあの人といへ共あまりは

やくかはるかど也、

一 みえてのこゝろいかゝたのまむ

同

あたなりと見えて後いかゝ頼んと也、知ぬ程ハ頼

也、

一 墨つきもはつかしけなる一筆に

碩

玉かつらの手跡みたきよし大人仰られし也、はや

いとけなき心ながら心みえたり、さていかゝ頼ん

也、又一説、我悪筆とみえてハあなたより頼まし

はつかしきていかゝせんとも也、

一 よるのほかけハさたかにそなき

同

灯のかけにて文をすこしひらきみたる心也、

一名のるにや時のうつるもわかるらん 長

名対面の事也、火ハ衛士のたく火也、ほかけにハ

みえかね共聲にて知也、

右近のとのる申のこゑハ丹にや成ぬらん

一春行あへぬ山郭公 碩

春ハ残に時鳥名乗也、

引 春のくる道にきむかへ郭公今一聲 (本ノママ)

引 さ夜ふかミ山郭公 (本ノママ)

一いつの間にまでもきたる夏衣 同

はやく夏衣きたる也、

一くるれはあくる夢とこそみれ 同

暮たりとみれハ明行夏のよをあかすとや鳴山郭公

一夜のほとまどろむや人の世なるらん 長

明と暮ハ生と死にたとへたり、まどろむ中人界也、

よのほとのかりそめ人や来りけん淀のまこもの今朝

乱行

一誰かあかるたかきいやしき

貴賤共にまどろむ中ハ安き也、

同

一うきなからひとつ思ひになくさめて 碩

引 前句にゆつりて聞えたり、ねんころに也、

あふなく (本ノママ)

一身をいたつらのむしも有けり 長

仕所はたるか、又夏虫とて別にも有、

夏虫の身を従になす事もおなし思ひによりて成けり

一いろ／＼の機をりかくる秋の野に 同

秋の野と眺望也、皆名の虫の事也、其外のむしハ

いたつらものと仕り、

一しつやハ露のいとまなきころ 碩

しつやもいとなみの時分也、一句ハ露深きと也、

引 あしのやのしつはた (本ノママ)

一あたらしやみもせぬさとの夜半の月 同

しつやは月をもみぬあたらしもの也、

一九重に咲あけほのゝ花 長

花ハ都也、月ハ田舎も面白かるらん、ミもせぬゆ

へあたらずと也、

一音羽山こすゑの上の霞きて 碩

東より霞来て都もはや花咲つゝく躰也、又九重に  
音羽山をさなからみる心ちする也、

かよふ八螢也

一折しも人の春別ゆく

長

相坂山を春こゆる心なるへし、衣かなしき音羽山  
をかへりみる心ナリ、

三 音羽山木高鳴て郭公きみか別をおしむへくなり

一今も其なみたをそゝくさかつきに

碩

引 此詩を心に持テ作り、

引 白氏文集  
酔悲酒涙春盃中

諸共に思ひ立ぬる草枕涙をそゝく春のさかつき

定家

一むら雨かとそしらへかなしき

長

引 急雨の曲アリ、

引 拳盃欲呑無管絃 琵琶行ニアリ、

一ねやちかき夕ハかよふ松のかせ

秋ちかき也、一句ハ松風樂也、かよふにハにたる

也、

一ほたるにつけてなかめせらるゝ

長

引 ほたるのかよふ也、螢火乱飛秋已近

引 行螢雲の上まで (本ノママ)

一恋しきに侘て玉もやうかるらん

同

引 恋しき時ハ魂うかるゝやこそにやミゆらんと也、  
物思へハ澤の螢も我ミよりあこかれ出る玉かとそ見

る

一身ハなきものそ人とかめそ

長

引 ミをなきものに恋ゆへなす也、

あかさりし袖の中にや入ぬらん我魂のなき心ちする

一君すまは神の井かきも越つへし

碩

おもひあまり神もおそれぬ也、

千はやふる神の井かきも越つへし今ハ我ミのおしけ

くもなし

人丸

一みまくほしきハ猶しめのうち

長

しめのうちハ領内也、法度のうちを見たき也、

千早振神の井かきもこえぬへし大宮 (本ノママ)

一もるとなき陰ハ尽してとふ花に

碩

主無花ハことゝく見尽したる也、領してをく花

ヲみたきと也、

一 かすミハせきの名のミ成けり

同

霞のへたつ花ハいつくも行てみる也、名のミ□ハ

霞の関名所にもあれは云り、

一 住よしやたのむ立行春の鴈

長

ミよし野・霞の関いつれも武蔵同国也、鴈の帰る

ハ名のミと也、

引 おなしくハ空に霞の関もかな雲井の鴈をしハしと、

めん

一 ふかきころのおくしらぬやま

碩

大和のよしのに仕なせり、越行鴈の心をも知すお

くふかき山也、

一 あさはかのいとふにハあらし世中に

長

浅くハ世を捨しとなり、

ウラ 一身をかきり共おもふあはれさ

碩

いとふ人ハみを限とも思ふらんと也、

ウラ 一きぬくやつるの別か道ならん

長

生別さなから死別と成へき心ちする也、

一 又今こんのかねことのすゑ

同

やかてこんといひしか、かへらぬハ死たるかと也、

不審したる也、

一 たのむこそ偽よりもいかなけれ

碩

必こんといひし偽よりも我頼しこそハかなきと也、

一 たらすハあれとたまさかの入

同

さくハたえはてすたまさかにとふハはかなき也、

一 まちくらす契やいかに天川

長

七夕の上をわか思ひヨリ察する也、

引 契けん心そつらき (本ノママ)

一 霧立渡りみえん共せず

同

半天霧まんくくと立てみえぬ也、

引 こひく〜てあふ夜ハこよひ天川霧立渡明すもあらな

引 天川扇のかせに霧 (本ノママ)

一 女郎花はなのすかたもあためきて

碩

かくるゝはあためく花也、女郎花と云へり也、

引 人の見事やくやしき女郎花秋霧ニのミ立かくるらん

朝霞かくきは花のしるへかな、宗碩發句也、

一 荒たるやとの月のよひく、 碩

おみなへし月にあだめきたる也、

おみなへしうしろめたくもみゆる哉荒たるやとに獨

たてれハ

一 誰ならぬ池の水かけ物さひし 長

たか頼もなし月かけ計うつる也、一句八人のかけ

なしと(也カ)

雲井にてあひかたらハぬ月なれと我門過て行方

一 かせにひくくや木玉なるらん 同

かしハ木池の水かけ物さひて木玉やうの物ひくく

とアリ、木陰の池の跡也、

一 岡のへや松一むらに暮はて、 同

木玉の在所也、夕とろきしつまりさひしき也、

一 すこし春ある遠ちかたの雲 碩

雲まの春の残るやうにみえたり

一 さえし夜のけふより霞しのゝめに 同

立春に仕なせり、面白シ、

一 ず立はしむる鳥や鳴くらん 碩

陽氣をうけてす立鳴也、

一 おきて行さとのゆふつけたとくし 長

鶉のひなのこゑに旅立ハたとくしと也、

一月よいつこに有明の空 同

在明ハ旅宿にあれ共いつく共なくたとくし也、

又一説、須弥之四州之いつくに有る、爰にハなし

と也、

一 清見かた秋やたくひも浪の上 碩

此所也、興にまさる秋あらしと也、

一 霧ハふもとの雪のふしのね 長

ふもとにハ霧打なひきふしの雪面白也、

一 みせはやな志賀のから崎麓なるなからの山の春のけ

しきを

一 ふしの山ミねハ雪けの空なから末の原に秋風ぞ吹

一 はるかにもたなひく雲のかせに消て 碩

是も面白句也、上手の態也、

かせになひく富士の煙 (本ノママ)



一 いかミそ常の立居くるしき 長

身ハきゝかたきに雲をうらやむ心也、

一 ましらすハあらしを老の哀しれ 同

若人にましりて老を悔也、若人哀しれ也、

一 打かたるにもおほきひかこと 碩

老の物かたりハひかことまじる也、心覚あれ也、

一 尋はやあやしひかなるすぢならん 長

能といまほしきひかこと也、一句ハ本性を尋取た

き也、又宇治にてかほるゝ弁か物語の事か、

一 うき玉かつらかけもはなれね 同

玉かつらの父藤中将の事也、源氏の尋し事有、玉

かつらの心にハかけはなれよと思ふ也、

引 たえましき筋を頼し玉かつら思ひの外にかけはなれ

引 けれ

恋わたる身ハそぬれ (本ノママ)

一 谷せはみ木かくれてのミ春の花 碩

谷のはなに玉かつらまとハれて花みえわかぬをか

つらかけはなれよと也、

引 谷せはミミねまてはへる玉かつら絶んと人ニ我おも  
ハなくに

一分入かたしかすむ山く地 長

山路霞にせはくミゆる也、

一 かり衣すそのゝきゝす立やらて 碩

きゝす鳴野を我立やらぬと語り、

かり聲におそれてきゝすハ立かたき物也、しから

ハ霞山までハけふの狩は成かたきたる人の心にて

可有歎、

一 朝氣出たし日ハたけにけり 同

あさかりヨリ日たけたる也、

ウ 一松ともすさとの光の深きよに 同

よをこめて立出たる也、かけてにハ也、

一 いそかはしきやとしの暮かた 長

歳との末に火をともし躰也、

一 一日にも春ハうつれと待くて 碩

極月廿九日にはや春ハうつれと待心也、

又一説、一日ハ元日也、それにて未満足せね共

也、

一文たにうとき雨のつれく

同

かゝるさひしき春雨の日ハうつれとけふをいそく  
也、人もこぬ故也、

一行雲にかくれりならし山のかけ

長

雲にかくすや山家に文のこぬハと也、

一そむくとて屋ハあらぬよのほか

碩

そむくとて雲にハあらぬ物なれと世のうき事そよそ  
になるてふ

そむくとても王地にこそすめ也、三賢人世を海邊

二捨、山ニ捨、岩巖ニ捨、死を輪廻の故也、

一おさめたる國をはあふけ打なひき

長

大事なる句のとめやう也、打なひきあふけ也、

一民の草葉もかせハ知らし

碩

豊年めてたき也、

をしなへてたかくら山とつむ (本ノママ)

宗長五十 宗碩五十

山何 第九

一みるめかれおふてふ濱の今朝の雲

碩

人のみるめをかりもよほして大淀の雲を見はやと  
也、又一説、みるめハ枯て淀の雲面白と云り、如

何、大淀いせの國也、

大淀のはまに生てふミるからに心ハなきぬかたらハ

ね共

一まつにこほれる月ハかゝりて

長

朝の月也、海邊之松の躰不及言語也、

大淀の松ハつゝくもあらなくにうらみてのミも帰る

浪哉

一ふかき夜のあらしやミねに帰るらん

碩

嵐ハミねの松にかへりて月寒き朝の躰也、

一山路いまはた夢そわかるゝ

同

山のかりね也、此ミねへよそよりあらし帰るか、

みる夢の覚行ハと也、

一たひハかく安からすとを告もこせ

長

ふる郷に夢告こせけり、

一しらぬやとくかるもいく暮 同

知人にやとをかるさへ旅ハかなしき也、

一むしの音に遠き野毎の露分て 碩

野遊して其まゝやとりしたる也、

引秋はたゝやとにとまるを (本ノママ)

一なかめてけりな秋ぞミにしむ 同

引しら露も紅葉ををけハ其まゝにいろかはり行秋ぞミ

に入

なに事も心に入てミれはミにしむ也けり、なハけ

り也、うけてには也、

ウラ一心ろさへもみちやすらん四方の色 長

引水海に秋の山邊をうつしてハ仕たはり (本ノママ)

心さへうつろふ也、観念すれハ身にして秋の興遠

からぬ也、

一とはゝや浪のをちの釣舟 同

舟人も四方のもみちに心をそむらんと也、

引おく山に立てましますハ渚こく舟木も今ハ紅葉してま

し

一一村の控にのすめるさとの海士 碩

釣舟に海士ハ嫌へ共名所の間くるしからず、奥の

釣舟にとはゝや也、里の海士のかなしきハさこそ

と也、舟二艘あかつるへし、

一おもふもかなしつミの世のはて 長

海士は此世のうちさへほのほに住とみえてかなし

き也、後生きこそと也、

一あかつきハことませもなきね覚して 同

ね覚の閑なるに往生安樂國をねかふ也、

一夜半も今こそ鳥の初こゑ 同

鐘ハいまたならず、先鳥の初こゑにね覚して事ま

せなき也、又一説、夜の明るを待心也、

一花の香にひま待侘る床の雨 碩

花見に出立んとすれハ結句雨さへふりて夜の明る

もをそし、やうく今初こゑ鳴よと也、

遠山をミむなり里遠きゆふ付鳥の初 (本ノママ)

初こゑのやうに花の香かすかなりと也、

一をやまぬかせの春の山かけ 同

雨かせの時分花の匂ふ山陰也、ひまをかせのひま  
と付り、

春雨にぬれて尋よ桜花こちのかへしのかせもこそふ

引

一 空寒きとしハ今年もまたしらて ミイ 長

餘寒の心也、今年ならぬけしき也、

一 うき冬こもりいつかゝるらむ 碩

冬ヨリ春ハ猶さゆると也、又一説、年とより取わ

きうき冬こもりの年と也、尤面白シ、

一 静なる難波の海の朝なく 長

引 いかにも此冬なミ閑なると也、

引 なに八つに咲や此はな冬………

一 こゝろをのする我や舟人 碩

興に乗して舟人にわか乗也、

引 いろくゝのあしねかき共ミゆる哉なにハの浦の春の

曙

字をもつて繪をかく事をいふ也、

一 天川きみかわたらん月待て 同

二ツ眺望にて、三句め大事なるを我心ヲ七夕にし  
たる也、七夕のわたるらんとおもへハさなから我

こそせんとうト也、君ハ七夕也、

天川遠き渡りにあらね共君か舟出八年にこそまで

一 秋になりぬる風のさひしき 長

二、 はつ秋の景氣也、

一 すゝむしをもとにやとせるむら薄 同

秋になると云を鈴虫にて付り、村すゝきハさひし

引 き所詮也、

女郎花色かも在哉まつ虫をもとにやとして誰を待ら

ん

一 露すかる野ゝうら枯のころ 碩

うら枯ハもとに宿せると也、露の虫をやとせる也、

一 雲うすき入日のすこし打時雨 長

景氣の句也、枯のゝ露言語道断也、千句一の句と

沙汰せり、

一名残しほるゝすみ染のそて 同

薄雲の女院の死去の時御服衣也、一句すミ染にな

りたる名残也、

入日さすミねにかゝれる (本ノママ)

一柴の戸の法の明方すミはて、 碩

終夜の法の聲明かたに名残すみいて、すミの袖し  
ほる、尤哀也、

今そ是入日をミても思ひ知弥陀の御國の夕暮の空

一ともし火きゆる山おろしの風 長

仏の名きえて法の明かた閑なるに心すむ也、

一漕わたる夜舟のいつちまよふらん 同

舟の灯也、きえていつくまよふらんと也、

一あとなきなミになく郭公 碩

舟よりもいつくに時鳥ハ迷ふる、舟ハ爰に有也、

おもしろき付やう也、

引 から崎の松もややとり (本ノママ)

郭公鳴わたるなる浪の上に聲たゝみ (本ノママ) 初行

一うら人もいて、やハミぬあかししかた 同

浦人も此景氣みるらんと也、

こゑときかすハ出し (本ノママ)

一やまと嶋根のかすミたなひく 長

やまとしまねの霞をうら人もミよと也、大和嶋と

引 八淡路嶋の事を云ル欵、大和國なるへき欵、

あまさかるひなの長ちに漕くれハ

引 わたつ海をこきませくれハほのく、と 下句おなし、

一あつさ弓はるに打はへ世ハなりて 碩

やまと嶋日本の惣名と心得へし、打はへハひつた

と也、

一花にかりするさくらさら也 同

珍しき句也、桜かりに弓ハいらぬ事なれ共狩とい

ふより付り、

一遠さかる其家のむかし猶恋し 同

業平の渚の院にての心也、

一名たゝるかせハ吹そのこれる

名譽なり、諸藝の家との風也、其むかしを忍心也、

連哥ハ落着か肝要也、

ウラ 一高砂のまつことなにの行末に 長

名所の松也、只むかし恋しき也、出頭などの望な

ともなきと也、待こと無行末と也、

一きみか千年ハかねてたのもし 碩

寄松君をいはふ也、我ミハ待こと何にもなきと述懐の下心也、

一生れいつる三かの夜七夜はるかにて 長

高位の人ハ生て三日七日の祝言必有也、

引 君かへんやを万世をかそふれハ (本ノママ)

一折しもむかふ月のさやけさ 同

三ヶ月の生いつる也、言語道断也、三ヶ月をはや

七日の夜みる、猶さやけしと也、

一秋よたゝ思ひたえてもハやハねん 碩

此人いとハしと思ひたえても月面白きに向ねら

れぬと也、

引 月よとハこぬ人またるかき

一露のくたくるミをもうらみし 同

ちゝの思ひ折角なり、折ふし露をも恨ハせし、わ

かミもことハリにねられぬト也、

一ふる里ハ草のミ茂く住なして 長

古郷の躰也、

引 かけやとす霧のミふかく成はてゝ草に (本ノママ)

引 一いた井の清水影のさひしき 碩  
心あらハ也  
古郷ハ板井の清水み草やく月

一ゆふ暮や涼し人もかへるらん 長

終日すゝみし人も夕ハ帰りて清水のあたりさひし

き也、

一さすをとすなり山寺の門 碩

門外にすゝみし人暮はてゝかへるかと也、

一拂くる雪の道のへかさみえて 長

旅行の躰也、又笠をさす音と云り、如何、

笠ハ重シ、只天雪……………只山僧の歩行たるへ

き欵、

一やとりかれともいひもやらハや 同

雪に旅行の人を晴てゆけと憐愍の心也、

一立よらハ籬ハさはる夜はならし 碩

立寄共籬ハさハらし前渡りする人やとりかれ也、

恋也、

夕暮引の籬ハ山とみえならんよるハ越しと宿り取へく

一 あらきこゝろのうたてしら浪 同

白波ハぬす人と仕り、よもきふの巻におもひやり

のさひしけれハ此宮をふようの物にふミ過てと有、

ぬす人の事也、

三ノ  
一 風かよふ磯の上なるひめこまつ 長

磯の小まつとあらきなミハうたてと也、

一 春のけしきにかすむ住よし 碩

ひめこ松も春一入と也、

一 かたそきの行あひの霜雪消て 長

霜雪と消る也、

引  
夜や寒き衣やうすき片そきの (本ノママ)

一 神さひにたる梅かえの聲 碩

梅かえ催馬楽のうたひもの也、七日の節會也、か

たそきの取合と神さひたると也、上久ト書テ神さ

ひト讀リ、

一 鶯もふるすなからハあはれなり 長

神さひをふるすにてあいしらいたり、ふるき躰閑

なる躰と神さひハ心得へし、梅かえの聲ハ鶯也、  
一 なみたハひとつ袖のものとや 同

鶯の涙とわか泪袖の物と也、一句ハ秋の物を悉涙

ハなる也、又一説、思涙も思はぬ涙も同袖と也、

鶯引のこそその涙のふるすとや我にハ人のつれなかるら

鶯引の涙のつらゝ (本ノママ)

鶯引のこほれる涙とけぬれと猶我袖ハむすほふれつゝ

一 まつかうさあふ嬉しきもたえかねて 碩

あふにもあはぬにも涙ハひとつ也、

引  
嬉しきもつらきも同じ涙にてあふとも (本ノママ)

一 ミをつくさする恋や拂ハん 長

さのミ身をつくしてもハてゝハいかならん、只

恋をハせしと思ひかへす也、

一 夏むしのもゆる思ひハかせもふけ 碩

かゝる思ひのほのをゝかせ吹はらへかしと也、一

句ハ螢也、

引  
夏虫の身を徒になす事も一つ思ひに (本ノママ)

一 あつきわする、秋のうたゝね 長

我ハ秋かせ立て涼しきうたゝねに、螢のもえてと

ふハきこそあつからん、かせもふけと也、

一 槇の戸のあけなからなる月更て 碩

更て涼しき也、梅戸のあけなからなると定家卿哥

に有、此調をとれり、終夜さゝぬ戸也、

一 いにしへかたり露けさそゝふ 同

終夜のいにしへ語に眺かたハイよゝゝ涙そふ也、

あやしくもかへき八月の (本ノママ)

むかし語を月の恨てくもるかど讀り、

一 老人ハなにハのこともしのふ草 長

いつれの事も悲しき也、かやうに有物也、

一世のうきつまとならぬもやなき 碩

なに事も世のうき妻ハあいて也、

ある人妻にをくれて讀り、

留をく形見の子たになかりせは何に忍ふの草をつ

まゝし

一 宿のこゝろゝをとりわひて 長

兩人の心をとり侘ていつれも世のうき妻にかならんと也、

一 あきゆふくるしまなひするころ 同

是ハはゝ木とにわか宿うたふをきけといふ也、は

かせのもとに学文に行かよふ時の事也、又朝と夕

の道、学文にくるしき也、

一 たとらるゝうる琴の音の松のかせ 碩

しかゝゝならぬことの学也、師の手を弟子のたと

る心也、一句松かせの曲也、

一 さむきぬるさのわきかたき空 同

きんの琴の曲ニ寒温ヲ分ツ手有、春夏ハ温也、呂

也、秋冬ハ寒也、律也、甲乙ナリ、是ハうる琴に

ていまた分かたき也、

一 山川や先行上のうす水 長

上ハすこし氷て下ハぬるむ水也、分かたき也、

一 ところゝの霜の柴はし 同

山川の躰也、

一 くれ竹のはいりのこやの日ハ暮て 碩



日暮てうきすまひに霜のをく躰也、

一その火はやたけたのむかりふし 長

旅の爰ハやと也、はや火たけと也、火をたかすハ

樹下石上こそわか宿ならめと也、

一旅にしてしほたれ衣ほしてきん 碩

しほたれ衣ほさんと也、

引あし引の山下露にぬれにけり其火まつたけ

一都の月に見えむもそうき 同

にしきこそきす共しほたれ衣ほして帰京せんと也、

一秋ハたゝ我ミのさかの世捨ひと 長

捨ても捨やらぬハ都のさか也、それを都の月にみ

らんもうき也、秋もさか也、名所也、

一したふをいはゝ露やうらミン 長

一句ハ人のしたふ事をいはゝ露やうらミン也、付

所ハ世捨人をしたハ、と云心也、露にも心をつか

ふ也、

一こてふにもさそハれぬへき花の色 碩

蝶にもさそハれぬへき花のやうにうつろいてミゆ

る時分也、我したふをてふと露やうらミン也、

引こてふにもさそハれなまし (本ノママ)

一春のそのこそうらやまれぬる 長

こてふにもさそハれたき心也、うら山しと也、

引花そのゝこてふをさへや (本ノママ)

一三千年を幾度こゆるよはひもて 同

引桃園也、西王母の心也、

三千年になるてふ桃のことしより本咲春に相にける

哉

一つかへんみちやおなし諸人 長

古今の序ニ君も臣もミをあハせたとアリ、君か

よひにわれも同前也、

三千人寵愛有一身、長恨ノ心也、

一けふハ誰れ残る御幸の野へならん 碩

万人供奉したる也、

一しのふとすれは世にかくれなし 長

一句ハ恋也、忍ひの行幸也、  
「それ」も隠無也、

一物思へハ心のしるをはしめにて 碩

引 あひそめて度かさなれハ次第／＼に人も知もの也、  
無名そと人にハいひて有ぬへし心のとハ、いかゝこ  
たへん

たへん

一 などミぬ恋におつるなみたそ

長

心ハはやく知て落涙する也、

一 今ハその後のおやこそそれならめ

同

死たるおやよりも今のおやを思へと也、ミぬ恋ハ

本のおや也、

一 すゑハかす／＼立やさかへん

同

子孫繁昌也、ひけくろをむこに取し事也、

一 子日する松の若えの葉をしけミ

碩

末ハさこそと小松にたとへて云り、

源氏玉かつらに子まふけて、

若葉ます野へのこ松を引つれてもとの岩ねを折ける

哉、

引 夏山の草はのたけそしられける春みし小松人しひか

すハ

松と若草とあらそふ也、一句ハ露と草也、

一 みとりあらそふ初草の露

同

一 霜あさの春かせよはミ打とけて

同

春のけしき也、やはらかになる躰也、

一 ぬる夜かたらふ夢の長閑さ

長

請てにハ也、今朝まで打とけたる躰也、閑にと也、

一句ハ夢也、

一 枕こそおもふ人なれミにそへん

碩

夢をミする枕也、おもふ人にそふ心ちする也、一

句ハ古枕の心也、

一 ふれしはかりの面かけやたれ

碩

ウラ 三句め大事也、一句懐旧にてのかれたり、

一 玉はこの道の別に行やられて

長

誰共しらす路中にてそとみたる人也、

一 いとふまるゝあしからの山

碩

旅行也、いつかたへかとあしからをする也、名所

也、

行帰るといまほしきハいつ方にふミ定らんあしから

の山

一手にすゝむ岩のとたえをのる駒に 長

手綱などの心也、足と手對して付り、馬のあしい  
たまんと岩のとたえをのれ共結句馬すゝむと也、

一たかせとゝろくゆふ浪のをと 碩

渡りの躰也、岩のとたえの瀬を乗也、

一雲くらしき水のみなかミ雨ならし 同

定而みなかミハ雨ならしとゝろくと也、

一なかれぬもなき花の瀧川 長

落花なるらんと也、雲くらしきハ雨か花の瀧はしら

くゝとある也、

一みよし野の桜山ふき春過て 碩

山ふきも春過て流ル也、

一ふる宮とこ月おほほなり 同

ふりぬれと吉野の宮ハつきよミ岸の山ふき陰もすミ

けり、

宗碩五十 宗長五十

何木 第十

一すめる夜の月弓うたふ宮る哉

前内大臣聽書

引 月弓かくらのうたひ物也、槻の木の弓也、

引 弓といへハ品なき物を梓弓ま弓つき弓しなこそ有け

れ

一霜のま袖をかへすをとめこ 碩

舞ひめ也、ま袖たる袖也、真袖と書り、

一天津かせ雲のかけはしさえくゝて 長

引 仕所ハ大裏院のおハします仙洞之心也、

引 天津かせ雲のかよひち (本ノママ)

一ミねとひきゆるかさゝきの暮 碩

引 仕所ハかたしきのはし也、一句暮ふかき時分鳴也、

引 かさゝきのわたすやいつこ (本ノママ)

引 かさゝきのわたすやいつこ (本ノママ)

一行くや遠山鳥の跡ならん 長

かさゝきの行跡遠山鳥と成へき也、一句ハ旅行也、

一打むれ野へハ春のかり聲 碩

春の鴈に催れて鳥の遠く成也、

一誰も皆花の盛ハいとまあれや 長

あれやハあるや也、桜かりに仕なせり、

もゝ敷の大宮人ハ (本ノママ)

一日ハうら／＼にさと分ぬかけ 碩

三句め大事也、日を人のうら／＼かにしていとま有

ウラ やうに仕なせり、

一すさましくしはし時雨の雲つきて 同

少春の心也、十月の異名也、時雨の雲尽てすこし

暖気なる心也、

一露もとゝめすあきやいぬらん 長

暮秋に取なせり、

一浅ちふやかたミも今ハうら枯に 同

浅ちふのかたミもうら枯也、一句秋のかたミ也、

一月たにふるすミをはたのまし 碩

一句ハ恋也、仕所ハ荒郷也、月さへミをふるせは

引 頼所なき也、とふ人もなしと云り、

鶯のよそのやとりのふるすとや我にハ人の遠さかる

らん

一涙のミ袖を宿なるこのゆふへ 長

月もふるしく只袖ハ涙計也、

一きのふやいつこせにかはりゆく 碩

引 一句ハ袖の漕と成心也、伊勢家をうりて讀り、

あすか川漕にもあらぬ

一面かけにうかへる池のすてを舟 同

かさり舟の事也、摂政殿家に御幸を待て、せんす

いにかさり舟をうかへ心しらひに家つくり侍しか

引 ほとんどミまかりし事アリ、 定家

日をさしていそきし池の花の舟

一あはれくち木の青柳の色 長

荒跡の柳なるなるへし、

引 道のへのくち木の (本ノママ)

一まとハさはとも鶯もねやなかん 碩

黄鸝翠柳鳴とアリ、一句ハをのか文也、仕所ハ友

に鶯も鳴へき也、柳ハ似合の友也、鶯をまとハさ

は也、

一かすみを遠ミかへり山みち 長

山路の露を分てまとふ心也、 定家

都出て遠山すちのかり衣（本ノママ）

一 やすらいに出しも妹やおもふらん 同

かりそめに出しも妻やおそしと待らんと也、本哥

にて聞えたり、

花見引にといへちにおそく帰哉待ときすくと妹や思ハ

ん

一 よしやふたりと馴なやならひそ 同

別の人とふたりな馴そと也、賢臣二君不事ノ心也、

又一説、ふたり平性有馴てハかりそめもか様に思

ふ也、

一 契る共をくれての世をいかにせん 碩

夫婦有ならても生死しらぬ世中也、

一 またれむとやハあらましの庵 同

かねて□ハをくれしといへ共世間不定也、

二 山里に契りし庵や……………西行の哥の心也、

一 しはしそと折たくものをゆふ煙 長

暫時柴をたく也、殘命之事也、かやうになからへ

てまたるゝかと也、無常の煙也、

おもひ出る折たく（本ノママ）

一 かりねにつもるよるの白雪 同

そと折たくによる雪ふる也、

一 しのきこし山ちの空の風ふけて

必雪ふらんとてハかせ荒る也、

一 行人をくるミねの月かけ 同

山路を月の送る躰也、

一 あさ霧の衣手つるゝしかのこゑ 長

對句也、鹿のこゑ行人送ると付り、一句衣手つ

るゝ心也、

一 秋はまかきのちかき野へまで 同

籬源二ちかく鹿のなく也、

まかきの鹿も虫の音もひとつにとアリ、

一 珍しく早田かるきといてゝみん

野へちかき田之躰也、めつらしきわさかなと也、

うき舟を野にての事なるへし、

一 中すミにもミヤこ忘引と

落ほひろふときませはの心にて聞えたり、

一 侘つゝもおもふをきそふ哀しれ

夫婦の中也、田舎も都を忘る也、おもふ人とあれは也、小町か身上などとなるへし、三河守ニさそハ

れて田舎へ行也、

引 侘ぬれハミをうき草の (本ノママ)

一 おきてハゆかし深きよの道

碩

跡に思ふを置いてハゆかし也、夜深き別を惜心也、

一 扇にももてならず袖の香ハかなし

長

もてならず扇をかたみに置いてハゆかしと也、匂ゆ

へ名はたゝんと也、付様奇特也、かなしハ愛した

る也、

一 たゝへハ身こそもりのした草

碩

源内侍の扇也、もりをえに書し也、

引 大あらしきの森の下の草 (本ノママ)

一 こからしよいかに雫をかけぬらん

長

いかにし(てカ)□此木枯に雫をかけたるか也、木枯の

もりと仕り、木のもと露けきとて云り、木からし

よとあなたを恨る心に云り、君をたとへハ木枯也、

引 きえ侘ぬうつろふ人の秋の色にミを (本ノママ)

引 岩代のもりのいかしと思へ共雫にぬるゝミいかにせ

ん

一 山さどきひしはや神無月

碩

ウラ 落葉の時分山の雫そと残る山家の跡也、

一 とふ人もあからさまなる秋暮て

長

あからさまハ稀なる也、人跡たえてさひしき也、

引 山里にあからさまなる都人さひしとやミン住うから

ぬを

一 誰によるのゝ松むしのこゑ

碩

とふ人無に誰まつむしかと也、

引 秋野ゝに人まつ虫のこゑす也、

一 露をしもおもひをかるゝたひ枕

同

誰ゆへにてもなし、此虫ゆへ執心の野へと也、思

ひをかるゝ也、

一 草の原なるあり明のころ

長

かゝるあり明の比の草の原、尤哀也、

一 ちらば花尋もミしの跡やうき

碩

有明といひ、草の原といひ、結句落花とふ人有ま

しき也、

引 我三世にやかてきえ (本ノママ)

一そむるころそ春にしられん

長

ちらハ花の跡やうきと花の思ひやすらん、我ハす

ひふん春に心を染たるを春ハ知すや、知れたき也、

一霞さへしかまのかちの袖なれや

同

かちの色と也、染るに仕侍り、

一をりて人皆過る川舟

碩

かち人の躰也、川ハしかま河也、

引 わたつ海の沖に出たるしかま河たえん日とこそ我恋

や妻

一我のミヤことゝひわふる都古鳥

同

いせ物かたりの心也、爰ハおりわつらいたる我身

上に付り、

名にしおはゝいきこと……………よの人ハかちを行

也、

一むかしのこゑをなく郭公

碩

郭公ハむかしの鳥にて我進退ハかはりたる也、問

侘る也、

引 石上ふるき都の時鳥聲計こそ (本ノママ)

引 めつらしき聲ならなくに郭公こゝらの年をあかすに

有哉

一よるの雨の草の庵をなくさめて

長

仕所ハ草庵を慰て時鳥の鳴也、一句ハかゝるさひ

しくかなしく思ひ入たるに、又此草庵も家にてあ

れはとよるの雨に慰たる也、

蘭首花時鈴帳下、蘆山雨夜草庵中、

引 むかしおもふ草の庵りの (本ノママ)

一野山ハいかに秋のあかつき

同

此草庵より野に伏山にふす人さこそと思ひやる也、

かゝる所さへ物うきをとかくなくさむる也、

一月といへはあらしやかけを契るらん

碩

月ハ未嵐を契物也、付所ハ野山のかげと月ハ契る

らん也、

一残るくまなくもとあらの萩

長

あらしに残るくまなく月すむハかけにあらし契らんと也、萩一段月晩く面白也、

引 ふる郷のもとあらのか萩 (本ノママ)

三ノ 一こゝかしこいつこよもきふすまれまし 同

爰もかしこもよもきふ住うき也、

一うき身のためや世さへせハしき 碩

世上ひろけれ共うき身の置所ハせはき也、

一天地もなみたの海と恋侘て 長

天地もせはく恋侘たる也、

一遠つわかれを思ふ明くれ 同

遠別を思ふハ天地紅涙のミちくゝたる心ちする也、

又一説、至ての遠別は天地のさかひもしらぬ也、

引 遠つ人まつにきよひめ妻恋にひれ (本ノママ)

一ミすきかぬさかひにかよふるの夢 碩

遠き別をおもへハいつ方までも夢ハかよふなり、

引 もろこしも夢にみしかハの心をふくめり

一鐘より後はえやハまどろむ 長

鐘ならぬさかひこそ夢もミれ奇特なる付句也、

引 鐘の音をきゝても夢の覚行ハ知ねと老や近く成らん

一里人も野鳥の契り結ふらん 同

田夫野人も寺近き所ハ菩提の契おもふらんと也、

一まへ行門のミつのすゑく 碩

結ふを水にて付り、一樹の陰一河の流也、

源玉かつら 引 前ゆく水をは初せ川といふとあり、

一杉たてるいく木のもとの夕すゝみ 長

門前に有杉の陰の夕涼しき也、

一こゝにすみける秋かせそふく 同

いく木のもとを爰と也、秋ハ涼しき所に住けるよ

引 と也、すミけるをかせともいへり、

せきとむる山下水にこかくれて住ける

楸生るかた山かけに忍ひつゝ吹ける物を初の初かせ

一誰となくふりにし跡のきりくゝす 碩

人の亡魂蕃と成て住かと也、

一かたミかほなる月もかなしな 同

一句恋也、月をかたミと也、仕所ハ懐旧也、

一ふるさハまたいひしらぬよはの空 長



いひ知ぬハきぬ〜と云事を初て知たる也、いま  
た馴ぬに立帰る也、

引  
いにしへもかくやハ人のまとひけん我また知ぬし

のゝめの道

引  
山の端の心も知て (本ノママ)

一 新手枕やきみにならへん ハイ

碩

ウラ  
帰るさハまたいひしらぬ也、新枕ならへんと也、

一 たのめつゝ三年計もへたてきて 長

よの人にハ心もなし、新枕たゝ君にこそと也、

引  
あら玉の年の年 (本ノママ)

一 うらより浦におもひやるのミ 碩

源氏須磨よりあかしへ移り給ふ也、

引  
はるかにもおもひやる哉しらさりし浦よりをちに浦  
つたひして

一 遠嶋の妻とふ鶴聲寒ミ 長

千鳥の浦より浦つたふ也、爰より思ひやる也、

引  
にほの海や月まつなミのさよ (本ノママ)

一 まつもひとりのかけハつましや わからしやイ

碩

引  
千鳥ハ妻とふに松ハ獨佬らんと也、  
月そすむ誰かハ爰に (本ノママ)

一身をしれハ花の外なり詠して 長

一句花の外的身と我を知也、早下也、花のあひて

にハ成かたき也、松に詠をかけたる也、心尤おも

しろし、

一 慰かねつ我からの春 碩

心からなくさめかねたる也、下心ハ慰也、花ニか

やうに云り、大事なる句也、

引  
我心慰かねつ (本ノママ)

一 袖そうき世にハ氷もとけぬらん 同

思ふ人にあはねは袖の氷ハとけぬ也、世間ハとく

るらん也、

一 かけする月も床ハすみけり 長

ひえさひたる躰也、涙の床八月のミすミてものか

なし丈也、一句ハあれたるねや也、世上の月ハ面

白かるらん也、

一 まはらなる萩あミそふるあしすたれ 長

さひしき栖也、月もさこそかなしとやすミぬらんと也、

引 萩をあめるこやのかりねの只一夜かせにまたよく

ひの灯

一野分のミたれ露そいかなき

同

まはらに成たる也、

一いろ／＼をあつむる虫のねハたえて

碩

是ハ野分の巻中宮の事也、

一もとの草木としるへ稀なり

長

一句ハ古跡也、種々の草木としらてねをたえたる

也、

引 いくつかにも草の枕をすゝ虫ハ (本ノママ)

一面かけもあらのゝ道のたひのすゑ

碩

おもかけもあらぬと請たる秀句也、都の面かけの

やうに無旅也、草木まで都にかはる也、

一あふもおそろしかへるますらお

長

自然逢人もますらお面かけのあら野也、かりする

所也、

四 一つミとたに思ひも入ぬのりの場 碩

諸經にあへと法としらぬハおそろし也、傍人の心

也、

一いつかはしらんあさましのよや

同

来世の事也、

一よはひかつたけてね覚のよる／＼に

碩

齢かたふきても後生いかゝとや、

一松もかこつや風のはけしき

長

わか悲しきに松もかこつやと聞躰也、

一山高ミ岩ねそなれて年もへぬ

同

高山の松の躰也、

一むつましけなるをしの一つれ

同

仕所ハをしのの年ふる也、山川也、

一あし鴨のおなし流のうき枕

碩

仕所ハをしと鴨也、一句ハあしかものかたらひ也、

一よしのゝ川の末わかるらん

長

なつミ川よしのゝ川の末わかるゝかと也、又一説、

水鳥の流の面白ハ、よしの川の末なるらんとおな

引 流と有によりていへり、在口傳

よしのなるなつミの川の (本ノママ)

一わか袖にあるとハきし瀧落ちて

同

引 袖の落涙つゝまればかたき恋也、

音にのみ有と聞えしミよしのゝ (本ノママ)

一むねにそきはくよその夕暮

碩

よそになる人に胸の内しつめえぬ也、

一行て見ぬくやしき花の雨かせに

同

行てミねハ只雨かせハ胸の内にはく心ちする也、

一家のあたりの春をたにとへ

同

我いへのあたりの春也、わか門にわか下知也、行

てミぬくやしきに近き春を賞したる心なるへし、

一朝かすミふかく立田<sup>たつた</sup>の山こえて

長

引 春霞たつたとよミならハせり、本哥にて聞へたり、

狩人のたつたの山を今日越ていつしか妹<sup>いも</sup>か家のあ

りミン

一ゆふ付鳥のよや残るらん

同

山越てあすになるよと思ひしにゆふ付鳥に夜の残

引 たる也、霞ふかきゆへ也、

引 誰みたきゆふつけとりハ (本ノママ)

一かたふきぬ長面月も秋の空

碩

引 秋の夜の長き所詮也、あり明の心也、猶面白也、

あり明の長物く (本ノママ)

一かハリくかころもたつこゑ

長

終夜うちあかす也、かはるくハこなたかなた也、

千聲万声無止時之心あり、

一しつか庵稲葉もる道行かへり

同

田をもち帰り来てハ又衣うつわさ哀なる心也、又

一説、夫婦かはりく衣うち、稲葉もる共云り、

一霧かくれさを舟のさひしき

碩

川邊近き田家の躰也、一句ハ稲舟也、

一ミつしほの山かたかくる江を遠ミ

長

眼前之眺望也、山きハの江也、

一おのへひくかす浦浪のをと

碩

たか塩の時分尾上までひく浪也、

一一むらの松にいるたつ数ミえて

同

おのへも浦もたつの在所也、ひゝかすと八たつの  
聲なるへし、

一のこりおほかる千代のはるけき

長

残るおほかる目出度也、

聴雪一句 執筆渡會千代満丸

宗碩五十

宗長四十句

何船 追加

一今日に暮て猶幾ちとせ神ち山

伊長

一霜ほしたかきみねのさか文は

是久

一さえのほる月ハ光のかさなりて

秀俣

一空に晴行をちのしら雲

甚長

一旅衣うすきゆふへに成ぬらし

常信

一分こし野原あらしたつなり

等拊

一やとりとふ道のむら草秋更て

元家

一こゑかすくにしるき松むし

光寔

永祿五年三月九日、悪筆なからおほえまてに書う

つし候、

兼俊清書之者也、 持主又九郎

○三九六 古今集序文并樺山善久識語

古今和歌集上下

やまどうたハ、ひとのこゝろをたねとして、よろつ  
のことはとそなれりける、世中にある人ことわさ  
しけきものなれば、心におもふことをみるものきく  
ものにつけていひいたせるなり、花になくうくひす、  
みつにすむかはつこのゑをきけハ、いきとしいける  
もの、いつれかうたをよまさりける、ちからをもち  
れすしてあめつちをうこかし、めにみえぬおに神を  
もあハれとおもハせ、おとこをむなのなかをもやハ  
らけ、たけきものゝふのこゝろ、(ホノママ)

進恐時俗之嘲、退慙才藝之拙、適遇和哥之中興、以  
樂吾道之再昌、嗟乎人丸既没、和哥不在斯哉、于時  
延喜五年歲次乙丑四月十五日、臣貫之等謹序、

本奥書云

此集家と所稱雖説と多、且任師説、又加了見為備後學之證本、不顧老眼之不堪乎自書之、

近代僻案之好士以書生之失錯、稱有識之秘事、可謂道之魔姓、不可用之、但如此用捨只可隨其身之所好、不可存自他之差別、志同者可隨之、

貞應二年七月廿二日癸亥 戸部尚書藤御判

同廿八日、今讀合訖、書入落字早、

傳于嫡孫可為將來之證本、

觀應二年十月三日書寫早、西方行者頓阿公以御自

筆本書寫早、

天正拾六年十二月廿日

右、清濁近衛殿御説可秘と、

今案私努と不可有他見、

七十六歳

玄佐 (花押)

〇三九七 古今集古註并樺山善久識語

古今集 十 云、文明十三・十月廿三首、今写永正十・二月十三日時正

物名 口傳ありと云、傳大士頌

物名とハ万物の名也、有物見天地、無形本寂寥能

為万象ノ主、逐四時、不凋と云頌あり、此心を用

渾沌未分を云也、言語道断之処也、万物ハこれよ

りして出也、第十にをける事も心有、此部を執す

る義也、第一ハ最初勿論也、

第十も一段之処也、第十一□恋ハ万物の始なる義

なるによて一段の部也、第廿卷、又一段也、名ハ

万物の名也、草木名所□仏神等も同じ、神ハ陰陽

不測之神、佛ハ法身なるへし、私一陰一陽不測、

是ヲ神ト云、私未分時より万物ヲふくミテある也、於哥ハ其物にあらすしてそれをあらハすをもの、名

といふ、物の名の哥ハ物の名をよむといへとも、哥の

句ハ其事にあらす、心虚成実の心あり、裏説云、

敵を伐之義也、はかりことのたとへ也、知ものハ

知之、しらするものしらする心也、籌を帷幄の中

にめくらす心なるへし、

伐敵事ハ治國之政也、故貴此理也、

うくひす 鶯ハ春をつかさどる鳥也、春ハ四時の

始也、此鳥春をえてはじめて陽を發する物也、故

ニ第一ニ出す也、事の始終分別之義也、

心から花のしづくに うくひすとのミ 憂くふテの

心也、花ハ春の玉也、鳥とハ鶯の事にあらず、一

切の鳥の事也、

ほととぎす

くつきほと時過ぬれや とよむる、一説此哥郭公を

よむ也と云と、不用之、物名ハ其物をハ不詠也、

此哥恋の哥也、人をたの□たる時過れハ待わひて

鳴よし也、切なる思なれば、大かたの更とねなら

ず、人をも動せさするほととなる也、

うつせミ

浪のうつせみれハ玉ぞ 瀬との白波の打ミたれたる

か玉の

『(中略)』

コトヲツ、ミテ海ノホトリニヲキテ、海ノミチヲ

トチテサリヌトキニ鶯ヨミ給ヘル哥、

オキツ鳥アモツクシマニワカイ子シイモハワスレ

シヨノコトノ、ニカモツクトハ舟ツクト云心也、

イ子シハ万ニハ卒宿ト書リ、

海童之女事 豊玉姫也、日本紀云、トヨタマヒメノ

ミコトキラノ、シキ事ヲキ、テアハレト思テ、又

カエリテヤシナハント思ヘト、ヨカラシトオホシ

テ、弟玉依姫ヲヤリテヤシナハセ給フ時ニ、豊玉

姫ノミコト玉ヨリ姫ニヨセテヨミ給ヘル報哥オキ

ツトリノ哥ノ返哥也、

アカタニノ光ハアリト人ハイヘトキミカヨソヒシ

タフトクアリケリ、アカ玉ハ子也、子ヲ玉ニ喻ル

也、イロトハ弟也、日本紀ニハ此贈答二首ハ号シ

テ日舉歌トコノミコト人ト成テ、ヲハ玉依姫ヲ為

妃、此ミコハ神武天皇ノ父彦波瀲武鸕鷀草葺不合

尊也、此ミコウミ給フヤニウノ羽ヲフケリ、此ヨ

リ産所ヲウフヤト云也、

本云 所一見存分無相違、尤以無比類者欵、

文明十四春正月日

宗祇

此一帖者、<sup>尙相</sup>夢庵尊老聞書也、

永正十年二月、於摂州夢庵、懇望申令書写早、

珠全

天文三歳春、肥後於八代相良兵庫助殿懇望、同聴

仕、

正月從廿一日始六月十八日迄、書写早、

珠玄

寒汀齋珠玄公ヨリ相傳、

樺山安藝入道

玄佐(花押)

○三九八 源氏物語古註并樺山善久識語

是も須磨の事也、

中くにおもふらんかし、同日社参を中くかなし

とおもハんと也、なにハのはらへ代始ニ八十嶋祭ハ  
難波にて有曲侍の人、御

衣をもちて参向して醉除する事有、是皆なに

ハの御はらへの例也、

なゝせにこそをしう、

ほり江のわたり御覽して仁徳天皇の御時てほらせら

れける河なり、

今ハたおなし、侘ぬれは今ハた、

御ころにもあらてニハこゝにてえあひ給ハぬ事を

云り、

つかみしかき筆、旅店筆硯之由欵、職事などハ硯

帟を隨身すれハ其躰欵、

みをつくしこふるしるしにこゝまでもめぐり

相けるはるハふりしな

数ならてなにハのこともかひなきに何身をつ

くし思ひそめけん

是も無別心、夕しほ 難波かた塩ミちくれ

ハあさ衣田蓑のゝ嶋にたつなき渡

露けきの昔にたるたひ衣たみの、嶋のなに  
ハかくれす

雨によりの本哥也、難波をそへたり、

すこしあハきかたにあハきハ淡くしきと云心也、遊  
女を賞する事ヲ云也、

いさや又嶋こきはなれ おちくほの哥 今ハとて嶋漕はなれ行舟ニ

ひれふる袖をみるそかなしき

又一説、ほのくくと明石の浦此哥にてかけり

と云と、

かけくらしいもせなどにハあらで自然文などのかよ  
ひ所にハとおほしたる也、

かゝる御事なくてたに、かやうの御遺言なくてたに

云也、又

しらすうらなくやとハ源氏君紫のおほさぬ事  
をうちかすめ、そはくしくし給ふを、夫を

又しみてうらなくおもハんもいかにとてこそ

と云心也と云と、よくくく可見事也、

としのわたりにハたちまさり 七夕の契にハたちま

さるやうなれと、なをむねあかぬ事にあかし  
の女君ハおもひ給ふ也、

此六巻帖從 (鳥津貴久) 伯園様令拝領者也、

筆者 八木新兵衛尉

枕山 安藝守善久(花押)

○三九九 源氏物語古註并樺山善久識語

廿一柏木□木に葉守の神満さす共人ならずへき宿

の木すゑか、以詞并哥爲一卷名源氏四拾八歳の

春より妹までの事見えたり、ことしかほる誕生

し侍り、

ひとつふたつのふしことに まつ一ハ女三宮の御う

しろミにくら居などまた淺き程にてめしよせら

れさりし事也、

誰も千とせの うくも世に心に物のかなハぬか誰も

ちとせのまつならなくに



なけの哀をも 惣別世上の人の事也、下の心ハ女三の事也、

ひとつ思にもえぬる、古今夏むしの

我も人も 人もハちゝおとゝをはしめて惣別の人也、  
みなきえぬへきわさ也、かゝる限にハいかなる罪をもゆるし給らんと也、

又ことさまの 女三の事より外ハ源氏ニ對シテ無別儀と也、

おもひつゝくるも 如此おもへとも又うち返し、おもへハあちきなしと也、

今ハとて其にむくふりもむすほふれたえぬおもひの猶や残らん、

此烟さへむすほゝれなはと也、

なくく 是より侍従か詞也、

われもけふかあすか 雪山の古事をは不用、懷妊の病などの事也、

つしやかなる しとくとしたる心なき事也、

まふしつへ玉しくつへくしきと云詞也、おそろし

き心也、

たゝにのこゑたかきハ世継物語、時平公三男 敦忠中納言心ちわつらひける時、薬師經をよませ侍りけるに十二神

るに十二神

（中略）

羅は官位の事にハ思事なくて、かゝるすさひわさに心をそ見たゝましと也、

右兵衛の督右大弁にて 鬚黒の子左中将ハ兵衛督にて

なり、右中弁ハ右大弁になる、いまた非参儀にて

ハ、八坐にたにならず、これをうれへなげく也、

侍従といひしも 藤侍従も其比やうく頭中将に成て、としのほどにあはすれば、昇進しをくれたるとなり、

此六巻帖従

（鳥澤實久）

伯園様令拜領者也、

筆者

新納刑部太輔

樺山

安藝守善久（花押）

〇四〇〇 知頼書状

猶と、次郎殿へ長刀・五明・沓・鞆・染革被預候、愚身毛皮扇下預候目出候、御意得候ハ、御申候へく候、

如仰御祝言雖事舊候、猶以不可有盡期候、兼又種と御引物被預候、千万目出候、自是御礼可申之由申上候、又我等まで御懇之御引物預下候、目出畏入候、能と御心得候て、可預御披露候、恐と謹言、

二月八日

知頼(花押)

早崎殿

〇四〇一 某覚書

覚

一去と年いつミより伊牟田へ相越候跡に召置、方と始末之儀申付候処ニ、何れも無首尾候つる事、  
一山田殿領地之去と年納方未進之儀、我等蔵入并内衆手前之未進方可被相済之由申付、両度雖差越候、其首尾無之、酒匂佐渡介へ申置候と候て、無躰ニ

被帰候間、蔵入之儀者去年春ニいたり、各等直ニ佐渡介へ申渡相済候、内衆手前之儀者去毛ニても不相済致延引、外聞あしく候間、我等手前より銀子ヲつかハし相済候事、

一其方ヲ始として、いつミ知行之物成、打替として去と年分相渡候処ニ于今未進、就中役人として手前不相済儀去とてハ曲事深重三候、出水ニ而も去と毛ヲ取籠、又此方ニて去と毛分請取二重之私曲不可然事、

一去と年六月奥方伊牟田へ被相越候致供、酒ニ酔供をも不相問目、宮之城川之渡ニて夫雜女騎馬こしなどむぎと一ツに立ならへ致下知、人も無之候つるにより、大村衆笠間殿など曆と女騎馬・小荷駄等ヲ舟ニ被乗、辛勞被成候様子をもしらす、漸下山之口にて被追付候由、慮外之至候、侍之居城ヲはつし候儀不栄遊儀候ヲ、むぎと大酒ニ而無正躰様子無心元候事、

一伊牟田相はつし候已後、大翁寺へ御霊供米不被渡

候つる由、幸祐走候條書ニ申出候事、

一 軸屋村神兵衛尉・五郎三郎、山田殿衆知行之時、

日記ニ被相付候由、翌日市之渡瀬ニ參、玄蕃助殿

へ申理候由申候、然時者彼者とも美濃守領地之時

より足代入ニ罷成候由、可被申達処ニ無其儀、坂

元伊豆守へ於酒之座ニ後る者、能やうに可致談合

之由被申候通、於出水矢野主水助被申候つる由無

心元候事、

一 染屋衆去と納之儀、玄蕃助殿儀を得致取納候由申

候処ニ、然と不覚由返事候て大形なる様子不可然

事、

一 伊牟田より伊作へ奥方移之時、迎として被相越、

打立之朝茂日高にて使ヲうけ、漸かり屋へ被罷出

候、夫丸不足ニ候とて、中途ニ而可參梳など之類

をも残し置、見苦敷躰ニ候つる、誠ニ失外聞候、

夫丸不足之由、此地へ相聞得候条、酒匂方へ申付、

伊牟田在郷之人数之日記此方より持せ候つれ共、

其改めをもいたさず、我か領地之者ハ緩ニ申付、

他所ニ合力など、候つる儀大かた□儀候、自身

之移ニ取紛被致不奉公候と存候事、

一去と年我等此地へ相越候時、衆中嚙衆老者衆者小

野原之さき迄迎に被出候処ニ、小野原之町ニおゐ

て過言之事、

一去と年、中之里村・今田村百姓共畠方之納、侘申

候由被申候間、五舛代宥免之由申候処ニ、何程之

儀ニ候つるや百姓へ不被申聞、我と之手前ニハ七

斗六舛代之筈ニ請取、蔵入三者五斗代ニも不當、

未進之日記計ヲ被付出候、無心元仕方曲事ニ候事、

一 山崎へ召置候川舟二艘共ニ、伊牟田之荷下之用ニ

と申ニ付、此方入目を以作らせ置候処ニ、舟預候

仁之年と運賃相納候ヲ、肝煎分別を以荷くたし之

時之加子賃ニ拂候由申候、舟ヲ作らせかし候上ニ、

加子賃又者他所より舟ヲ借候賃迄私ニいたすへき

儀不及合点候間、肝煎へ可有糺明之由、伊牟田へ

被相越ニ付、両度申候へ共、然と不聞分由被申候、

於此方鎌主兵衛尉殿頼候而致糺明、肝煎不了簡之

由申、鳥目相納候、我等申分覺ニきかせられ候之  
哉、無心元候事、

一宗真借銀返弁方之儀□へ被仰付候通、於長崎ニ  
宗真へ可被申合候由申候而、野五郎左之同心ニ而  
被相越、直談いたされ候而荷下之儀共、其方緩を  
以致遅と、去々年四月ニいたり相渡る躰ニ候、又  
去年夏、堀立九郎右衛門尉所より状を以銀子五百  
目、九郎右衛門尉手前より仕つき候て宗真へ遣候  
由申越候、其様子何程之儀にて其様ニ申候通、我  
等へ不被申出候、又九郎右衛門□へも左様なる返  
事をもいたされ候哉、無心元候事、

一宗真ニ最前六貫目致借銀候時、内貳貫目ヲ其年八  
木ニ仕繰返弁之為にと、本田周栗・中野与左衛門  
尉・玄蕃助三人談合いたされへきよし申候ニ付、  
周栗・与左殿ハ右之仕繰能候ハん由被出つれ共其  
方無合点、此談合ニ我等者参ましき由達而被申候  
故、兩人も扱ハ不及是非由被申談合ヲ被止候、然  
処ニ次春、八木高直ニ成致後悔候、夫より返弁致

延引、大分ニ罷成候事、

一四分一、三分ニ上地之時分、家中之衆、いつミ・  
伊牟田仁ニより、公儀之御法度候様ニ上地いたし  
候、其前ニ匁出銀、壹匁五分出銀之時分出銀なら  
ざる故、知行ヲ應未進あけ候、其地まかい候哉、  
數年之出銀不首尾ニ候衆多と在之へく候、去年出  
銀ニ相知候間請取衆ニ致札明候へハ、玄蕃助より  
日記うけ取候、如其ニ請取候由申候、其方自筆之  
日記にて候事、

一助七郎誕生之時分、弓其方へ申付候、又乳付無之  
故、女房乳付之由申候、領掌之返事ハ無之、色と  
我等ニ對述懷ある由被申候、就中彦兵衛ハ各等家  
中ヲ走候目口かわき之故ケ様ニ候と被申候、是ハ  
為何存分ニ候つる哉、無腹藏可承候事、

一安藝守存命之時、知行□百石程相渡候ハ、常住  
賄客来方、安藝守夫婦衣裳方迄可相調由、我等へ  
直ニ被申候、扱ハ如其ニいたすべく候、乍去各等  
存候ハ、貳百石にてハ調ましく候間、四百五十石

□さし分遣候處ニ結句借銀多候つる事、

一伊牟田村竿不揃候而、百姓親疎在之由申候間、い

つミ衆中歴仕と頼候て、坪入申候処ニ、安藝守領地、

玄蕃助嘜之内者、坪入いたすましき由被申、小所

之内同前ニ無之候ツ、談合之時分も歴と之座ヲ氣

任ニ被置候、定而主兵衛尉殿覺可在之候事、

一先年市成之内衆出銀候鳥目究やう大方候て、かこ

しまにて不被召仕由、うけ取衆申候処ニ、我か申

付究させ候処ニケ様候とて、我等家中ヲ相はつし

平松へ参、南郷殿ヲたのみ、惟新様へ可申上由に

て、御地へ被致滞留候つれ共、紹劔へ以御内證各

等用捨にて于今在之事、

一相役人として可相加之由被申候間、最前阿多飛彈

守殿已後ニ兒玉備後守殿たのミ候処ニ、兩人共ニ

無程不中ニなられ候つる、氣任故ニ候と存候事、

一公儀へ出物家中衆手前、毎度我等借銀之内を以相

問目以後之(尾共)、漸二年三年ニ相調る躰ニ候つ

る、去と年於此元、八木出銀方さし引いたし候ニ

付、年中ニ相済候、右之様ニ候つる故我等一たて  
ナリ切候、役人之越度あまり無正躰候事、

〇四〇二 満福寺墓碑銘、注文



慶長十四年己酉四月  
○中山國前大王  
琉球國没落之時代

天正十三年乙酉廿八日  
○高橋紹運齋  
筑前岩屋之城主

天文十八年己酉  
○檢校律師  
大隅正八幡宮衆徒

○亡敵貴賤各靈

各靈

嘉吉元年辛酉三月十三日  
○義昭大僧正法印  
義教將軍令弟  
大覺寺殿

○當家忠義臣各靈

〔本文書中ノ系圖ノ線、○ハ朱書ナリ〕

『(右一幅)』

(表紙)

三番箱	伊進上
樺山家文書	
全	

(中扉)

天保辛丑季春寫之

伊地知季安

樺山家文書

○ 足利尊氏下文

(本文書八七号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 足利尊氏下文

(本文書八九号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 島津貞久下文

(本文書八八号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 高師泰書下

(本文書八一〇号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 足利尊氏袖判下文

(本文書八一一号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 一色範氏宛行状

(本文書八二号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 一色範氏拳状

(本文書八一三号文書ト同文ニツキ省略ス)



○ 征西將軍宮令旨

(本文書八一四号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 今川了俊感状

(本文書八一八号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 斯波氏經軍勢催促状

(本文書八一五号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 今川了俊軍勢催促状

(本文書八一九号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 斯波氏經書状

(本文書八一六号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 今川了俊官途吹挙状

(本文書八三二号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 北郷道明讓状

(本文書八二八号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 今川了俊預ケ状

(本文書八二二号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 今川了俊書下

(本文書八三一号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 今川了俊官途吹挙状

(本文書八三三号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 今川了俊感状

(本文書八一七号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 島津氏久挙状

(本文書八三二号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 今川了俊書状案

(本文書八三三号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 今川了俊挙状

(本文書八二四号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 今川了俊書下

(本文書八二五号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 今川了俊書下

(本文書八三四号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 征西將軍宮令旨

(本文書八三六号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 島津元久宛行状

(本文書八四〇号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 島津元久宛行状

(本文書八四一号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 渋川満頼感状

(本文書八四二号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 島津元久宛行状

(本文書八四五号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 島津元久宛行状

(本文書八四六号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 四〇三 足利義満御判御教書

御判

日向國事、為料國所預置今河讚岐入道法世也、早可致沙汰之状如件、

應永七年七月六日

(本文書八「旧記雜録前編」二六五七号文書ト同文ナリ)

○ 島津元久宛行狀

(本文書八四七号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 島津玄喜久契狀

(本文書八五九号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 重継売券

(本文書八四八号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 島津久豊書狀

(本文書八六三号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 平田玄親親宗売券

(本文書八五〇号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 樺山道春音久讓狀

(本文書八六四号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 息長為辛質券狀

(本文書八五一号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 島津久豊書狀

(本文書八六六号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 島津元久宛行狀

(本文書八五五号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 島津久豊安堵狀

(本文書八六七号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 島津玄喜久契狀

(本文書八五六号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 島津久豊安堵狀

(本文書八六八号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 島津久豊宛行状

(本文書八七二号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 島津久豊書下

(本文書八八一号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 島津久豊宛行状

(本文書八七三号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 島津久豊加冠状

(本文書八八四号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 島津久豊契状

(本文書八七六号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 島津存忠久豊質入証文

(本文書八八六号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 島津久豊書下

(本文書八七八号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 樺山孝久讓状

(本文書八二五二号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 島津久豊安堵状

(本文書八七九号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 島津貴久忠国書状

(本文書八二四号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 島津久豊宛行状

(本文書八八〇号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 島津貴久忠国書状

(本文書八二五号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 島津忠国書下

(本文書八一〇四号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 足利義教御内書

(本文書八一二四号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 島津忠国書下

(本文書八一〇五号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 足利將軍家御教書

(本文書八一二九号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 島津忠国契状

(本文書八一〇六号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 島津持久用安堵状

(本文書八一三二号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 島津忠国書下

(本文書八一〇七号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 島津忠国契状

(本文書八一四〇号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 島津忠国書下

(本文書八一〇八号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 島津立久契状

(本文書八一四一号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 島津貴久国加冠状

(本文書八一五三号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 島津忠昌書状

(本文書八一五六号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 島津忠昌宛行状

(本文書八一六二号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 樺山信久契状

(本文書八一六六号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 島津忠良契状

(本文書八一六七号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 島津日新忠良書状

(本文書八一八〇号文書ト同文ニツキ省略ス)

○四〇四 某書状

なをこま／＼申たく候へ共、人とあまた御入候  
て、とりみたしまいらせ候まゝ、のこりおほく  
とゝめまいらせ候、

御れいとて御ふミ、又なへとのしゆもし御越ニ、御  
いんきんの事と申まいらせ候、まことに／＼このた

ひハ心やすき御ゑしやくにて、あさねまで申事をこ  
そ申候へ、あもしの御しんしやう一たひありつけ申  
候ハ、われらか此世のよろこひ、これにすぎ申ま  
しく候、(生別府)おみのへう、きとくにこゝまてにふミしつ  
めまいらせ候、さて、あもしへわたし申候へハ、こ  
なたのうてにてあるましく候也、にくるうほゑひす  
とやらんハ、心さしとはたれ／＼もそんなすましく候  
也、又いわるハかりにもたせ申ものゝ御れいまでう  
け給ハリ候、御うれしう何とやらんこそ申まいらせ  
候へ、又申候、かハかミかうもしハせう／＼ちハあ  
かり候とも、つきん事しれ候へとこそ申たく候へ、  
おもひ出し候へハおかしく候、めてたく、又とかし  
く、

大なこんどの

たかより

○ 島津義久書状

(本文書八一八二号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 島津義久弔歌

(本文書八一八三号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 島津龍伯義書狀

(本文書八一九六号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 島津貴久起請文

(本文書八一八六号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 島津龍伯義書狀

(本文書八一九四号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 四〇五 島津貴久書狀

態染筆候、仍飫肥へ遣候使者罷歸候、然者志布志可

被去事者有間敷候、北郷殿へ末吉を遣候へ、左候<sup>(ハ、カ)</sup>

志布志之番をも、從北郷殿可請取候、飫肥さか谷

之番者、從此方請取候様にと、彼方談合ふし候て返

事承候、所と人衆召寄申聞せ候、各と不及之由申候、

大事之思儀にて候儘致相談候、一兩日以御越待居申

候、恐と謹言、

卯月七日 貴久(花揮)

安藝守殿

(本文書八「旧記雜錄後編」一四三七号文書ト同文ナリ)

○ 島津義久起請文

(本文書八一八八号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 島津義久起請文神文

(本文書八二六九号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 島津義久書下

(本文書八二七〇号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 四〇六 島津龍伯義書狀

陽春之嘉兆、千喜萬悅幸甚々々、於其表永と滞在、

殊更老躰一段御辛勞令察候、就中此表往還不通之条、

一入氣遣之事、此方同前候、此旨則新納殿・兵部太

上包ニ在リ

輔殿・比志嶋美濃守、其外諸所人衆江可被仰合候、

玄佐齋

餘無音之条、志計染筆候、住事、恐と謹言、

平和泉へまいる馬越より

うら二有

永祿十一年戊辰

二月十六日

義久判

玄佐

玄佐齋

義久

(本文書ハ「旧記雜録後編一」四二五号文書ト同文ナリ)

○四〇七 近衛信尹書状

雖未申通候染筆候、抑今度京都依不慮之錯乱、諸事

無外方故匠作へ以使札申候、此砌於預馳走者可為祝

着候、仍五明三本遣之候、猶進藤筑後守可申候也、

状如件、

天正九年

十一月廿六日

(近衛信尹)

(花押)

梶山安藝入道殿

上書  
梶山安藝入道殿

御判

(本文書ハ「旧記雜録後編一」二二四号文書ト同文ナリ)

○ 島津貴久起請文

(本文書ハ一八六号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 島津義久起請文

(本文書ハ一八八号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 島津貴久書状

(本文書ハ四〇五号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 島津伯圀貴久書状

(本文書ハ二六八号文書ト同文ニツキ省略ス)

○四〇八 島津義久書状

なをく、年のはしめの御よろこひ、愛なかに

申かさねへく候、おや子のたねニハ、御身一人

のやうニ候、去年ちか／＼とる候事、まれのや



うニ候處に、ふぎたほいならず申まいらせ候、  
又七も重と心かけとこそ聞へ候へ、しかれ共、  
中書へいせいの大きけニハちかい候て、見やか  
たかしこく聞え候、せつかん候らんとこそ申候  
へ、としよりの口おしきハ、けんさいさとハラ  
に、我とハしほミといふ海はたニ打をかれ候て、  
つるニ山よりあなたとハひかしかきたかどたつ  
ねたる計にてくらし候、おかしくこそ申候へ、  
かさねてく、

あら玉の御よころひ、いつよりもすくれめてたくこ  
そ申まいらせ候へ、ことに兵部太夫おやこ、さかい  
めへ相つめゐられ、一しほふんこハ雪ふかく候へく  
候、なにしんちうすハし申候、是よりハふさたのミ  
にこそ過し候へ、又申へく候、身かをとむもしも、  
代とのそん次にて、またものかく事しかくならず  
候、しかれ共あもしふたりにはまし候するあと見え  
候、あら玉の文一つ・おなしく返事、又年の暮の文  
一つ・返事、以上四、なかくとかき候て給候へか

し、とらせたく候、いはること葉はかりにて候間、  
し上候てのほどハ、かくへき事も存ハてするきにく  
きものにて候などあそハし付給候ハ、御うれしく  
候こそ御みわい計候、あふきけさんに入候、又くも  
しまいらせ候、御しやうくハん候ハ、めてたくこ  
ぞ、かしく、

たれにても よし久

申給へ

(本文書ハ「旧記雜録附録二」三六号文書ト同文ナリ)

○ 島津義久書状

(本文書ハ二七一号文書ト同文ニツキ省略ス)

○四〇九 伊集院幸侃棟・本田三清親

連署知行目録

薩州菱刈本城之内 南浦村

惣 高五百六拾六石四斗壹升六合九夕四才

同荒田原之内 町屋敷

合八石四斗六舛三合

二口合五百七拾四石八斗七舛九合九夕四才

右其分者新知七斗代之以員數可違旨、於京都三石治

少様御談合相定候、若加増之儀有之者、御両殿之

御意次第、可致分別候、本目錄者追而可為御給、仍

如斯、

文祿四年

本田下野入道

九月廿八日

三清判

伊集院右衛門入道

幸侃判

東郷源七郎殿

然可申付候条、聊不可有機遣之状如件、

文祿五年

正月廿日

源七郎殿

忠恒御判

(本文書ハ「旧記雜錄後編三」二一〇号文書トホ同文ナリ)

○四一一 伊集院幸侃忠棟知行目錄

日州諸縣郡之内

一作 田尻村之内

高四佰十七石四斗七舛九合二夕一才

隅州曾木 裏之名之内

高七石七斗三舛八合六夕九才

菱かり本城 南裏村之内

高五佰六十六石四斗一舛六合九夕四才

同 荒田原村之内

高八石三斗六舛五合壹夕六才

合十石

右之内四佰廿五石式斗一舛七合九才、為加増被差

○四一〇 島津忠恒家久証状

大閣様以御誼、分國檢地之儀依被仰付、諸侍知行就

改易、本領相離、殊打上候田數無足之条、可為迷惑

候、雖然知行方之儀、

龍伯様・武庫様へ得御内談候間、各之儀別而入念可

(本文書ハ「旧記雜錄後編二」二一六〇四号文書ト同文ナリ)

遣者也、

伊集院右衛門入道

文祿五年

幸侃判

十二月二日

源七郎殿

(本文書ハ「旧記雜録後編三」一四九号文書ト同文ナリ)

〇四一二 島津維新義弘書狀

猶々、於高麗辛勞共聊雖無忘却候、何かと取紛、書中にてさへ不申候、萬々疎意之様ニ候、併非心底候、已上、

庄内表江在陳之由、寒中之苦勞察存計候、然者其元御置目・諸法度已下、無緩於被仰付候、御勝利之儀者案中候、雖不及申候、諸事不可有油断候、就中山口勤兵衛殿□為(専用候)上使重而御下向候(付其許)弥無猥之様被申候付

上方之儀者一段御無事候、猶追々可申候、謹言、

(慶長四年カ)

十一月廿五日

維新判

樺山権左衛門殿

(本文書ハ「旧記雜録後編三」九五九号文書ト同文ナリ)

〇四一三 島津忠恒家書狀

猶々、ゆたん無之やうにたのミいり候、

其後ハ無音、仍岩切令上着、新祝珍重と、然者大嶋入之儀、来秋必々可有之事簡要候、若くゆたん候てハ不可然候、如洲底當年者不漕ふね作(右カ)、同江戸へ運送又縁中之儀付而、過分之内め上下之つかれにて候間、當年大嶋之事相調候ハすハ、後年迄のつかれになり候ハんま、国家之ためを被思候ハ、折角可被入念事此時候、あまり氣遣候間、悪筆にて申候、渡海之衆へ此旨能々可申候、拜首、

(慶長十一年)

六月六日

忠恒判

「上カキ」  
紹益

樺山権左衛門

忠恒

(本文書ハ「旧記雜録後編四」二一七号文書ト同文ナリ)

○四一四 高書上

目安

惣高六千八百九拾七石壹舛五合之内

源七郎

□内村之内

一 参千伍百石者

御殿役分

一 三千参佰九拾七石壹舛五合者

此内七百五拾六石三舛者直ニ御軍

六百七拾石者今度石船作へ盛ニ高岡へ付

九拾壹石五斗者 御殿役分

合五千式七百七拾三石九斗八舛者自分与力共ニ

「朱ニテ慶長十年」  
拾月十一日

源七郎

本田助左衛門殿

伊集院宮内少輔殿

○四一五 島津忠恒家久書狀

今度者琉球渡海辛勞之段、難述筆紙候、仍彼表法度

等之儀、

龍伯様 惟新様得御意相定候、其外心得可入儀共兵

部少へ申合候、熟談可為簡要候、謹言、

（慶長十四年）  
三月四日

家久（花押）

柁山権左衛門尉殿

（本文書ハ「旧記雜録後編四」五四六号文書ト同文ナリ）

○ 島津久元外四名連署知行目録

（本文書ハ二九五号文書ト同文ニツキ省略ス）

○四一六 島津久元外四名連署知行目録

知行目録

隅州桑原郡之内

高七佰拾四石

三跡堂村

右知行、今度御分國中、被相改配分候、全可有御領（地者カ）

也、

三原諸右衛門尉

元和六年三月廿七日

重種判

伊勢兵部少輔

貞昌判

町田圖書頭

久幸

喜入撰津守

忠政判

下野守

久元

源七郎殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編四」一六七五号文書ト同文ナリ)

○四一七 島津久元外四名連署知行目録

知行目録

隅劬曾於郡之内

高佰斛

右知行之儀、布袋繪讀御進上ニ付、為褒美御給候間、

全可有御領地者也、

松永村之内

三原備中守

元和六年五月十三日

重種判

伊勢兵部少輔

貞昌

町田圖書頭

久幸

喜入撰津守

忠政判

下野守

久元

源七郎殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編四」一六八七号文書ト同文ナリ)

○四一八 土井利勝書状

先刻者御出、殊御太刀一腰・袷五・高代銀十兩御持

参、寔以珍重存候、猶期会面之時候、恐々謹言、

卯月廿六日

利勝判

栴山采女殿

土井大炊頭

名乘

○四一九 樺山紹劍<sup>忠</sup>助詠草

(五年カ)  
文祿三年甲午 近衛信輔公口左遷于薩摩 太守義久催和哥會、以奉慰謫居口無聊、忠助恭侍芳筵上鄙詠一首、

詠松蔭新涼倭歌

沙弥紹劍

きゝて猶すゝしきやとの松かけに

吹もたゆむな秋のはつかせ

(本文書ノ和歌ハ「旧記雜錄後編三」八三号文書中ニアリ)

○ 島津龍伯義久書狀

(本文書八一九七号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 島津維新義弘書狀

(本文書八二八一号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 島津忠恒家久書狀

(本文書八二八四号文書ト同文ニツキ省略ス)

○四二〇 島津龍伯義久書狀

舊冬以来對大友家催干戈之處、至諸境目別而被遂御

辛勞之段、尤令祝着候、弥可被抽忠懇事肝要候、恐

く謹言、

(天正十五年カ)

参月十七日

義久(花押)

○ 島津龍伯義久書狀

(本文書八二七八号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 島津龍伯義久書狀

(本文書八二七九号文書ト同文ニツキ省略ス)

椋山安藝守殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編二」二五九号文書ト同文ナリ)

○ 島津龍伯義久詠草

(本文書八一九五号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 島津龍伯義久書狀

(本文書八二八〇号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 島津維新義弘書状

(本文書八二八二号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 島津家久書状

(本文書八二八七号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 島津維新義弘書状

(本文書八二八三号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 島津維新義弘書状

(本文書八二八八号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 島津忠恒家久書状

(本文書八四二三号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 島津貴久忠国加冠状

(本文書八一五三号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 島津家久書状

(本文書八二九〇号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 榊山孝久書状

(本文書八一〇二号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 島津龍伯義久外二名連署

琉球渡海之軍衆掟書

(本文書八二八五号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 四二一 ののみ谷詠状

きやうとへあつらへ物

一てうしひさげ一く 内しろく外くろ しやくとうも

んハまる二十もんし 一貫百五十文 代七百文

一れるしきたち二ふり 一貫百文 代八百文

一すいはし一そく 四百五十文 代三百五十文

○ 島津家久袖判覚書

(本文書八二八六号文書ト同文ニツキ省略ス)

一すみ五ちやう 代五十文 一かきあわせ

一こすちのおり物一上 代二貫三百文

一ねりぬきかたく上 代一貫三百五十文

一きぬ一上 代二貫文 以上れうそく七貫五百文

永享五年六月十一日 のゝミたに(花押)

(本文書ハ旧記雜録前編二二四一号文書ト同文ナリ)

○ 和田正存契状

(本文書ハ一三六号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 伊東祐堯契状

(本文書ハ一三七号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 伴兼忠外二名連署契状

(本文書ハ一三八号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 樺山教久孝段銭目銭等差出控

(本文書ハ一二七号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 左馬助忠俊起請文

(本文書ハ一五四号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 伴貴兼契状

(本文書ハ一九号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 北郷義久契状

(本文書ハ一五五号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 樺山満久起請文

(本文書ハ一五七号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 四三二 島津武久給分宛行目録

一たつはミの門 八反 たつはミ

○ 島津持久用契状

一宮せの門 一町 まへ田 三反 同所 卅 修正

(本文書ハ一三六号文書ト同文ニツキ省略ス)



田 卅 仏性田 二反 後廻 一反冊 よこい場

以上一町八反 惣已上十二町六反 都合廿二

町六反 町

文明十二年

十月十八日

榊山殿

○ 榊山信久契状

(本文書八一六五号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 町田忠如書状

(本文書八一六八号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 榊山長久起請文

(本文書八一五九号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 島津忠朝書状

(本文書八一七二号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 某請文

(本文書八一六〇号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 北原久兼書状

(本文書八一七〇号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 榊山宗栄長・同廣久連署契状

(本文書八一六三号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 北原久兼契状

(本文書八一六九号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 島津忠朝契状

(本文書八一六四号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 角田広継書状

(本文書八一七四号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 北郷忠相起請文

(本文書八一七一号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 島津忠朝契状

(本文書八一七三号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 新納忠勝書状

(本文書八一七五号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 四二三 新納忠勝書状

御札委細承候早云々、

極月十九日

忠勝判

樺山殿御返報

○ 樺山玄佐<sup>善</sup>起請文

(本文書八一八五号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 樺山玄佐<sup>善</sup>願文

(本文書八一九三号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 島津龍伯<sup>義</sup>久書状

(本文書八四二〇号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 新納忠元書状

(本文書八二〇八号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 別府景親書状

(本文書八二九四号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 北郷時久書状

(本文書八二〇四号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 新納忠元書状

(本文書八二〇九号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 島津勝久書状

(本文書八一七七号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 島津勝久書状

(本文書八一七八号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 島津勝久書状

(本文書八一七九号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 島津豊久書状

(本文書八二〇五号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 川上朮枕忠智書状

(本文書八二二三号文書ト同文ニツキ省略ス)

○四二四 飛鳥井雅教書状

好便之条祝着候而、先一筆令啓候、去年橘陰委細被申候哉、日暮御床敷計、来年者為忍之分以下向可申候、太守御意得憑入申候、委曲尚彼院可有演説候、

恐々謹言、

三月十五日

雅教(花押)

榎山安藝守殿

(本文書八「旧記雜録附録一」二九号文書ト同文ナリ)

○ 不断光院清誉書状

(本文書八二五九号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 北郷北方相分注文

(本文書八三〇号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 榎山資久申状

(本文書八二〇号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 本田忠親契状

(本文書八三八号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 息長道辰沾却状

(本文書ハ三九号文書ト同文ニツキ省略ス)

樺  
山  
文  
書  
目  
録

## 例言

- 一 本巻に収められた「樺山文書」中の文書を、底本の配列に従い、通し番号を付して収録したものである。
- 一 文書は、番号のほか、年月日、文書名を記載した。
- 一 文書の年月日のうち、原文書記載の年紀はそのままとし、補筆については底本に従って「」（墨書）又は『』（朱書）で囲んで区別した。
- 一 年紀を欠くものうち、推定しうるものは（ ）で示した。
- 一 月の異称は数字に改めたが、正月、朔日、晦日などはそのまま残した。

番号	年	月	日	文書名	番号	年	月	日	文書名
伝家亀鏡 一									
一	文保	二年	三月十五日	島津道義讓狀并関東外題安堵状	※(一七)	応安	六年	二月七日	今川了俊感状案
二	文保	二年	三月十五日	関東下知状并島津道義讓狀	一八	応安	六年	三月十一日	今川了俊感状
三	文保	二年	三月十五日	関東下知状并島津道義讓狀	一九	応安	六年	五月十四日	今川了俊軍勢催促状
四	文保	二年	三月十五日	関東下知状并島津道義讓狀	二〇	応安	二年	八月	榊山資久申状
五	文保	二年	三月十五日	関東下知状并島津道義讓狀	二一	応安	六年	十一月五日	今川了俊預々状
六	文保	二年	三月廿三日	関東下知状并島津道義讓狀	二二	応安	八年	六月七日	島津氏久举状
七	曆応	元年	十二月廿七日	足利尊氏下文	二三			正月廿五日	今川了俊書状案
八	建武	三年	二月九日	島津貞久下文	二四	永和	元年	七月十八日	今川了俊举状
※(八)	建武	三年	二月九日	島津貞久下文案	※(二四)	永和	元年	七月十八日	今川了俊举状案
九	曆応	元年	十二月廿七日	足利尊氏下文	二五	永和	元年	八月十一日	今川了俊書下
一〇	観応	元年	九月十二日	高師泰書下	二六	永和	二年	六月九日	今川了俊書下
一一	観応	二年	二月十三日	足利尊氏袖判下文	二七	天授	三年	三月十八日	征西將軍宮令旨
※(一一)	観応	二年	二月十三日	足利尊氏袖判下文案	伝家亀鏡 二				
一二	観応	三年	四月廿五日	一色範氏宛行状	二八	貞治	三年	七月廿五日	北郷道明讓状
※(一二)	観応	三年	四月廿五日	一色範氏宛行状案	二九	貞治	四年	閏九月廿六日	島津氏久宛行状
一三	文和	三年	二月十六日	一色範氏举状	三〇	貞治	四年	閏九月廿六日	北郷北方相分注文
一四	正平	十三年	六月十八日	征西將軍宮令旨	三一	応安	五年	十二月廿五日	今川了俊書下
一五	康安	元年	十月十六日	斯波氏経軍勢催促状	三二	応安	六年	十月一日	今川了俊官途吹举状
一六	(康安) 元年	七月廿日	斯波氏経書状	三三	応安	七年	七月廿日	今川了俊官途吹举状	
一七	応安	六年	二月七日	今川了俊感状	三四	永和	二年	六月九日	今川了俊書下
					三五			九月廿日	島津玄久氏書状

三六 天授 三年 六月廿九日 征西將軍宮令旨  
 三七 四月廿五日 樺山資久書狀  
 三八 明德 四年 七月廿九日 本田忠親契狀  
 三九 明德 四年 十月廿八日 息長道辰沽却狀  
 四〇 明德 五年 四月 七日 島津元久宛行狀  
 ※(四〇) 明德 五年 四月 七日 島津元久宛行狀案  
 四一 明德 五年 八月十五日 島津元久宛行狀  
 ※(四一) 明德 五年 八月十五日 島津元久宛行狀案  
 四二 應永 四年 五月十三日 渋川滿賴感狀  
 四三 應永 六年 十一月十九日 大和守幸久契狀  
 四四 應永 七年 二月 五日 平田親宗契狀  
 四五 應永 七年 二月廿四日 島津元久宛行狀  
 四六 應永 七年 三月 二日 島津元久宛行狀  
 ※(四六) 應永 七年 三月 二日 島津元久宛行狀案  
 四七 應永 七年 八月 三日 島津元久宛行狀  
 ※(四七) 應永 七年 八月 三日 島津元久宛行狀案  
 四八 應永十五年 八月 三日 重繼売券  
 四九 應永十五年 八月 十日 清正売券  
 五〇 應永十五年 八月十九日 平田玄親親宗売券  
 五一 應永十六年 三月廿三日 息長為幸質券狀  
 五二 六月廿七日 北郷知久書狀  
 五三 八月 七日 北郷知久書狀  
 五四 八月十九日 北郷知久書狀

伝家龜鏡 三

五五 應永十七年 二月十五日 島津元久宛行狀  
 五六 應永十八年 八月 島津玄喜久契狀  
 五七 應永十八年 八月 平田玄親親宗契狀  
 五八 應永十八年 九月 二日 北原久兼契狀  
 五九 應永十八年 九月 六日 島津玄喜久契狀  
 六〇 應永十八年 九月十一日 町田廣林清久契狀  
 六一 應永十八年 九月 卅日 備前守仲頼契狀  
 六二 應永十八年 十月 三日 前對馬守久重契狀  
 六三 十月 六日 島津久豊書狀  
 六四 應永十八年 十月 九日 樺山道春久讓狀  
 ※(六四) 應永十八年 十月 九日 樺山道春久讓狀案  
 六五 應永十八年 十月 九日 樺山道春久讓狀  
 六六(應永十八、九年頃) 十月十一日 島津久豊書狀  
 六七 應永十八年 閏十月廿五日 島津久豊安堵狀  
 六八 應永十八年 閏十月廿五日 島津久豊安堵狀  
 伝家龜鏡 四  
 ※(六八) 應永十八年 閏十月廿五日 島津久豊安堵狀案  
 六九 應永十八年 十一月 二日 北郷知久契狀  
 七〇 應永十八年 十二月 五日 本田元親契狀  
 七一 應永十九年 三月十八日 島津久豊安堵狀  
 七二 應永十九年 三月 廿日 島津久豊宛行狀  
 七三 應永十九年 三月 廿日 島津久豊宛行狀



七四(応永十八年)十一月十三日 島津久豊宛行状案并上小河村水田坪付

七五 応永十九年 十一月廿三日 幸滴契状

七六 応永十九年 十一月廿四日 島津久豊契状

七七 応永十九年 十一月廿四日 新納久臣契状

七八 応永十九年 十一月廿五日 島津久豊書下

七九 応永 廿年 四月廿九日 島津久豊安堵状

八〇 応永 廿年 九月廿五日 島津久豊宛行状

八一 応永廿一年 四月 二日 島津久豊書下

※(八一) 応永廿一年 四月 二日 島津久豊書下案

の二 応永廿三年 七月廿四日 北郷知久契状

の二 応永廿三年 七月廿四日 北郷知久副状

伝家亀鏡 五

八三 九月廿九日 島津久豊書状

八四 応永廿二年 十二月十三日 島津久豊加冠状

八五 応永廿三年 二月廿九日 本田元親賀券

八六 応永廿三年 十二月十四日 島津存忠久賀入証文

八七 応永廿五年 正月十四日 伊東祐立契状

八八 応永廿五年 四月 八日 沙弥秀貞契状

八九 応永廿六年 十月廿八日 島津忠朝契状

九〇 応永廿八年 九月十四日 伊集院道応頼久契状

九一 応永卅一年 四月廿五日 越後守久元契状

九二 十一月廿二日 島津久豊契状

九三 閏七月 九日 島津久豊書状

九四 三月十六日 島津存忠久書状

九五 応永卅二年 四月 十日 某坪付

九六 応永卅二年 四月 十日 某坪付

九七 応永卅四年 正月廿二日 久安賀券

九八 応永卅四年 二月 七日 某坪付

九九 永享 四年 七月十三日 榊山孝久書状

一〇〇 永享 四年 七月十三日 榊山孝久書状

一〇一 永享 四年 七月十三日 榊山孝久書状

一〇二 永享 四年 七月十三日 榊山孝久書状

一〇三 永享 四年 八月廿七日 島津好久用契状

一〇四 永享 四年 十二月十三日 島津忠国書下

一〇五 永享 五年 七月 八日 島津忠国書下

一〇六 永享 七年 六月十二日 島津忠国契状

一〇七 永享 七年 十月十四日 島津貴久忠起請文

一〇八 永享 七年 十月十四日 本田重経列十四名連署起請文

一〇九 永享 八年 六月廿四日 伊集院照久契状

一一〇 永享 八年 八月 三日 島津忠国書下

一一一 永享 八年 八月 三日 島津忠国書下

一一二 永享 八年 八月 十日 沙弥玄清契状

一一三 永享 八年 八月十三日 榊山孝久契状

一一四 永享 八年 八月十七日 島津貴久忠書状

一一五 永享 八年 八月十七日 島津貴久忠書状

一一六 十二月 七日 島津貴久忠書状

一七 六月十五日 樺山教久<sup>孝</sup>段錢目錢等差出控  
一八 永享十三年 五月十日 北郷知久契狀

伝家龜鏡 六

一九 永享十三年 五月廿八日 伴實兼契狀  
二〇 (永享十二年) 六月廿日 足利義教御教書  
二一 (永享十二年) 六月廿日 足利義教御教書  
二二 足利義教御教書案  
二三 (永享年中) 八月廿五日 大覚寺尊有<sup>義昭</sup>御内書案  
二四 (嘉吉元年) 四月十三日 足利義教御内書  
二五 拝領物目錄  
二六 嘉吉元年 九月十二日 島津持久<sup>用</sup>契狀  
二七 嘉吉元年 九月十二日 和田正存契狀  
二八 嘉吉元年 九月十二日 高木殖家契狀  
二九 嘉吉元年 十二月十二日 足利將軍家御教書  
三〇 嘉吉元年 十二月廿八日 信家沽却狀  
三一 嘉吉四年 三月八日 島津持久<sup>用</sup>安堵狀  
三二 文安元年 十月十四日 伊東祐堯契狀  
三三 文安元年 十月十四日 野辺盛吉契狀  
三四 文安元年 十月廿二日 高木殖家契狀  
三五 文安元年 十月廿二日 和田正存契狀(前欠)  
三六 文安二年 三月廿七日 和田正存契狀  
三七 文安二年 四月三日 伊東祐堯契狀  
三八 文安三年 九月十六日 伴兼忠外二名連署契狀

三九 文安三年 九月十七日 樺山孝久契狀  
四〇 文安三年 九月廿九日 島津忠國契狀  
四一 長祿五年 三月十二日 島津立久契狀  
四二 二月廿五日 島津好久<sup>用</sup>書狀  
四三 六月十四日 北郷知久書狀  
四四 六月廿五日 北郷知久書狀  
四五 八月廿三日 北郷知久書狀  
四六 九月廿六日 伊東祐堯書狀  
四七 十月三日 伊東祐堯書狀  
四八 十月八日 伊東祐堯書狀  
四九 閏六月八日 本田宗親書狀  
五〇 七月四日 宮丸知孝書狀  
五一 樺山教久<sup>孝</sup>書狀

伝家龜鏡 七

五二 永享四年 七月十三日 樺山孝久讓狀  
五三 永享八年 十二月十三日 島津貴久<sup>忠</sup>加冠狀  
五四 長祿四年 十月廿六日 左馬助忠俊起請文  
五五 長祿四年 十月廿六日 北郷義久契狀  
五六 十二月二日 島津忠昌書狀  
五七 八月五日 樺山滿久起請文  
五八 文明十二年 十二月十八日 某坪付  
五九 延徳三年 十二月廿五日 樺山長久起請文

伝家龜鏡 八

一五八 文明十二年 十二月十八日 某坪付  
一五九 延徳三年 十二月廿五日 樺山長久起請文

一六〇	延徳	四年	三月	某請文
一六一	延徳	四年	三月 六日	飛鳥井雅康蹴鞠道伝授状
一六二	明応	四年	六月廿一日	島津忠昌宛行状
一六三	永正十七年		七月 一日	榊山宗栄 <small>長久</small> ・同廣久連署契状
一六四	永正十七年		七月廿二日	島津忠朝契状
伝家亀鏡 九				
一六五	大永	七年	二月 六日	榊山信久契状
一六六	大永	七年	二月十九日	榊山信久契状
一六七	大永	七年	二月廿一日	島津忠良契状
一六八			二月廿一日	町田忠如書状
一六九	享祿	二年	十二月廿六日	北原久兼契状
一七〇			七月 七日	北原久兼書状
一七一	天文	五年	十二月 吉日	北郷忠相起請文
一七二			七月 二日	島津忠朝書状
一七三	天文	六年	八月廿五日	島津忠朝契状
一七四	「天文廿二年」		正月廿三日	角田広継書状
一七五			六月十五日	新納忠勝書状
一七六			十二月(十九日)	新納忠勝書状
伝家亀鏡 十				
一七七			六月廿八日	島津勝久書状
一七八			十月十六日	島津勝久書状
一七九			十月十八日	島津勝久書状
一八〇			十二月廿五日	島津日新忠書状

一八一				かすか書状
一八二	(弘治 三年)		五月十八日	島津義久書状
一八三	(弘治 二年)			島津義久弔歌
一八四			六月 廿日	榊山幸久書状
一八五	永祿	五年	六月 廿日	榊山玄佐 <small>善久</small> 起請文
一八六	永祿	五年	六月廿六日	島津實久起請文
一八七	「永祿 九年」		八月 九日	榊山玄佐 <small>善久</small> 書状
一八八	永祿	十年	七月十三日	島津義久起請文
一八九				榊山玄佐 <small>善久</small> 八朔献上物注文
一九〇	天正	九年	四月 三日	島津家久起請文
一九一	天正十二年		七月 十日	島津家久起請文
一九二	(天正十二年)		七月 十日	島津家久書状
一九三	天正十五年		六月 吉日	榊山玄佐 <small>善久</small> 願文
一九四			八月 六日	島津龍伯 <small>義久</small> 書状
一九五				島津龍伯 <small>義久</small> 詠草
一九六			七月 三日	島津龍伯 <small>義久</small> 書状
一九七	(天正 廿年)		十二月 廿日	島津龍伯 <small>義久</small> 書状
一九八	文祿	二年	九月十七日	榊山玄佐 <small>善久</small> 覚書
伝家亀鏡 十一				
一九九	文祿	四年	九月 七日	榊山玄佐 <small>善久</small> 寄進状
二〇〇			十一月廿二日	伊勢貞運書状
二〇一			三月 八日	伊勢貞運書状
二〇二				某書状

二〇三 七月 五日 小笠原清連書狀  
 二〇四 十一月廿三日 北郷時久書狀  
 二〇五 七月廿四日 島津豊久書狀  
 二〇六 伊集院幸佩忠書狀  
 二〇七 七月十二日 上井在執兼書狀  
 二〇八 二月廿三日 新納忠元書狀  
 二〇九 新納忠元書狀  
 二一〇 三月 六日 宗信書狀  
 二一一 三月十五日 宗信書狀  
 二一二 三月十五日 樺山玄清書狀  
 二一三 九月十七日 川上朮枕忠智書狀  
 二一四 正月 六日 祐圓書狀  
 二一五 六月廿一日 村田經安書狀  
 二一六 十二月十二日 相原前賴書狀  
 二一七 五月 七日 わかみ書狀  
 二一八 四月 三日 里村紹巴書狀  
 二一九 六月 十日 里村紹巴書狀  
 二二〇 八月廿一日 里村紹巴書狀  
 二二一 十月十九日 里村紹巴書狀  
 二二二 高城珠長書狀  
 二二三 伝家亀鏡 十二  
 二二四 二月廿九日 近衛植家書狀  
 六月廿七日 近衛植家書狀

二二五 三月 五日 近衛植家書狀  
 二二六 三月 五日 近衛植家書狀  
 二二七 三月十三日 近衛植家書狀  
 二二八 三月十三日 近衛植家書狀  
 二二九 四月十六日 近衛前久書狀  
 二三〇 三月 五日 近衛前久書狀  
 二三一 三月十三日 近衛前久書狀  
 二三二 九月十三日 近衛前久書狀  
 二三三 六月十二日 近衛前久書狀  
 二三四 六月十五日 近衛前久書狀  
 二三五 九月 二日 近衛龍山久書狀  
 二三六 九月廿六日 近衛信尹書狀  
 二三七 十二月十三日 近衛信尹書狀  
 二三八 九月十九日 某書狀  
 二三九 二月廿九日 日野町資將書狀  
 二四〇 九月廿一日 飛鳥井雅綱書狀  
 二四一 九月廿一日 飛鳥井雅綱書狀  
 二四二 三月十五日 飛鳥井雅教書狀  
 二四三 九月十一日 飛鳥井雅教書狀  
 二四四 三月十六日 四辻季遠書狀  
 二四五 伝家亀鏡 十三  
 二四六 四月十六日 進藤長治書狀  
 四月 十日 進藤長治書狀

二四七	六月廿八日	進藤長治書狀
二四八	三月 五日	進藤長治書狀
二四九	三月十七日	進藤長治書狀
二五〇	三月 九日	進藤長治書狀
二五一	九月 五日	進藤長治書狀
二五二	九月廿六日	進藤長治書狀
二五三	十二月十三日	進藤長治書狀
二五四	四月 二日	進藤長治書狀
二五五	四月 五日	進藤長治書狀
二五六	十月 八日	進藤長治書狀
二五七	三月十三日	進藤光盛書狀
二五八	三月 九日	進藤光盛書狀
二五九	九月廿四日	不斷光院清誓書狀
二六〇	三月十五日	不斷光院清誓書狀
二六一	三月 十日	不斷光院清誓書狀
二六二	三月十七日	不斷光院清誓書狀
二六三	三月十五日	不斷光院清誓書狀
二六四	九月廿一日	半松齋宗養書狀
二六五 (天文廿一年)	七月 九日	半松齋宗養書狀
二六六	四月廿六日	半松齋宗養書狀
伝家龜鏡 十四		
二六七	十一月廿六日	近衛信尹書狀
二六八	永祿十二年 閏五月十七日	島津伯圀久書狀

二六九	元龜 二年	四月 七日	島津義久起請文神文
二七〇	天正 三年	三月廿二日	島津義久書下
二七一 (慶長 六年)		十月廿八日	島津義久書狀
二七二		五月十一日	新納忠元書狀
二七三			樺山忠助進上目録
二七四			樺山忠助進上目録
二七五			樺山規久進上目録
二七六	文祿 四年	正月 七日	樺山紹劍忠助拜領物注文
二七七		閏五月廿七日	樺山久高書狀
伝家龜鏡 十五			
二七八 (慶長 九年)		十二月十九日	島津龍伯義久書狀
二七九 (慶長 九年)		十二月十九日	島津龍伯義久書狀
二八〇 (慶長 十年)		正月 十日	島津龍伯義久書狀
二八一 (慶長 五年)		十一月十五日	島津維新義久書狀
二八二 (慶長 十年)		正月 十日	島津維新義久書狀
二八三 (慶長 九年)		十一月 五日	島津維新義久書狀
二八四 (慶長 九年)		十二月十八日	島津志恒家書狀
二八五	慶長十四年	二月廿六日	島津龍伯義久外二名運署琉球渡
二八六	慶長十四年	三月	島津家久袖判覚書
二八七 (慶長十四年)		三月 廿日	島津家久書狀
二八八 (慶長十四年)		五月 二日	島津維新義久書狀
二八九		十月十二日	伊勢貞成書狀
二九〇 (慶長十三年)		十一月廿四日	島津家久書狀

二九一	十月 二日	本多正純書狀	三一	応永 卅年	九月廿四日	後迫兵庫・中崎道幾連署証文
二九二(元和 二年)	五月 三日	町田久幸・比志島国貞連署書狀	三二	正長 二年	四月十五日	平忠勝賀券
二九三	正月十八日	下総守之久書狀	三一三			年貢納入并未進注文
二九四	五月十一日	別府景親書狀	三一四	永享 三年		ゆうくわう売物日記
伝家龜鏡 十六			三一五	永享 五年		買物請取日記
二九五 元和 六年	三月 三日	島津久元外四名連署知行目録	三一六	応永卅二年	二月廿二日	為辛請取狀
二九六	四月 九日	相良頼兄書狀	三一七			進上物注文
二九七	七月廿四日	喜入忠高書狀	三一八			西保平園得分井田數注文
二九八	八月十八日	町田久充・児玉利昌連署書狀	三一九			三俣院岩滴谷坪付
二九九 寛永 六年	八月廿四日	樺山久高覚書	三二〇	文明十二年	十二月十八日	三俣院南方坪付
三〇〇 寛永 六年	九月廿一日	樺山久高覚書	三二一	文安 四年	六月廿一日	京都誂物日記
三〇一 慶長十五年	十月廿一日	飛鳥井雅庸蹴鞠伝授狀	三二二	応永 廿年	三月十五日	正経請文
三〇二	十月廿二日	飛鳥井雅庸蹴鞠伝授狀	三二三	応永十三年	六月 七日	清正質券
三〇三	十月廿二日	飛鳥井雅庸蹴鞠伝授狀	三二四	慶長十一年	六月 六日	樺山久成外二名連署書下
三〇四 永正十三年	十月十八日	三条西実隆書狀	樺山文書 一			
伝家龜鏡 十七			三二五	貞治 四年	閏九月廿六日	御きしの分坪付
三〇五 寛永十六年	八月 二日	御重物目録	三二六		九月廿八日	遣錢注文
三〇六		樺山家次第	三二七			むかへミやう田數注文
三〇七	八月廿六日	進上文書目録	三二八	応永十三年	三月十四日	北郷布廟坪付
樺山家古文書			三二九			未進米錢注文
三〇八		近衛前久書狀	三三〇			某覚書
三〇九		宗養書狀	三三一			元服祝金注文
三一〇 応永十七年	三月 五日	中野幸満賀券	三三二	永正 二年	正月 廿日	粮物請取日記

三三三	某所領注文	三三三	應永廿八年	三月 二日	河辺田上内坪付
三三四	兵糧殘米注文	三三四	應永廿八年	三月 二日	森某跡地配分注文
三三五	某坪付	三三五	應永廿八年	三月 二日	せのくち田地注文
三三六	某坪付	三三六	應永廿八年	三月 二日	平園年貢米の事置文
三三七	本田重経・平田氏宗連署坪付	三三七	應永廿八年	三月 二日	しやういん質券
三三八	某坪付	三三八	應永廿八年	三月 二日	為幸質券
三三九	島津之郡本大その坪付	三三九	應永廿八年	三月 二日	くま女・乙犬女連署証文
三四〇	出銭日記	三四〇	應永廿八年	三月 二日	某証状
三四一	遣銭注文	三四一	應永廿八年	三月 二日	ます女売券
三四二	河辺鹿児西方坪付	三四二	應永廿八年	三月 二日	平忠勝質券
三四三	西俣村平園水田年貢注文	三四三	應永廿八年	三月 二日	進上物注文
三四四	西俣村平園色々米注文	三四四	應永廿八年	三月 二日	樺山北方橋井・平井内検帳
三四五	北郷布廟別内検帳	三四五	應永廿八年	三月 二日	近衛前久書状
三四六	某坪付	三四六	應永廿八年	三月 二日	宗養書状
※(三四三)至徳元年	内検帳断簡	※(三四三)	應永十七年	三月 五日	中野幸満質券
※(三四二)至徳元年	西俣村平園色々米注文	※(三四二)	應永十七年	三月 五日	後迫兵庫・中崎道幾連署証文
三四七	西俣村平園水田年貢注文	三四七	應永十七年	三月 五日	平忠勝質券
三四八	明応書状	三四八	應永十七年	三月 五日	年貢納入并未進注文
三四九	今川了俊書下	三四九	應永十七年	三月 五日	ゆうくわう売物日記
三五〇	澁川満頼書下	※(三四九)	應永十七年	三月 五日	買物請取日記
三五一	足利將軍家御教書	※(三五一)	應永十七年	三月 五日	為幸請取状
三五二	足利將軍家御教書	※(三五一)	應永十七年	三月 五日	進上物注文
	青木新兵衛・細山田源次連署請取状	※(三五一)	應永十七年	三月 五日	西俣平園得分并田数注文

※(三一九) 三俣院岩満谷坪付

※(三二〇) 文明十二年 十二月十八日 三俣院南方坪付

※(三二一) 文安 四年 六月廿一日 京都詠物日記

※(三二二) 応永 廿年 三月十五日 正経請文

※(三二三) 応永十三年 六月 七日 清正質券

三六五 永享 五年 六月十一日 京都詠物日記

三六六 応永十五年 八月 十日 某買得田数注文

三六七 永享 十年 十月 廿日 金田むねちか借券

三六八 長祿 三年 三月廿六日 正寿寺詠物日記

三六九 湯水門坪付

三七〇 (応永卅五年) 正月廿九日 為州弔料書上日記

三七一 文正 二年 十一月 晦日 所領書上日記

三七二 永正 二年 九月廿六日 米請取日記

三七三 永正 二年 十月 買米日記

三七四 永正 三年 八月廿八日 兵糧請取日記

三七五 応仁 三年 六月十一日 石寺窪之五郎九郎証文

三七六 (文明 二年) 正月廿二日 某覚書

三七七 ぬくみの田数注文

三七八 内検帳

三七九 北郷千代年貢所当注文

三八〇 北郷田数注文

三八一 進上物注文

三八二 弁米注文

三八三 京都詠物之日記

三八四 祝物日記

三八五 引物日記

三八六 十一月 八日 引出物次第

三八七 某坪付

三八八 某覚書

三八九 樺山長久元服日記

三九〇 (文明十六~七年) 文明記抄

三九一 長祿 二年 文明年間諸所合戦注文

三九二 (文明年間) 文明年間諸所合戦注文

樺山文書 一一 射礼私記

三九三 延徳 四年 二月十五日

三九四 延徳 四年 三月 三日 小笠原宗信法量物口伝

三九五 伊勢千句

三九六 古今集序文并樺山善久識語

三九七 古今集古註并樺山善久識語

三九八 源氏物語古註并樺山善久識語

三九九 源氏物語古註并樺山善久識語

四〇〇 知頼書状

四〇一 二月 八日 某覚書

四〇二 満福寺墓碑銘注文

樺山家文書 全

※(七) 暦応 元年 十二月廿七日 足利尊氏下文





※(八〇) 応永 廿年 九月廿五日 島津久豊宛行状  
 ※(八一) 応永廿一年 四月 二日 島津久豊書下  
 ※(八四) 応永廿二年 十二月十三日 島津久豊加冠状  
 ※(八六) 応永廿三年 十二月十四日 島津存忠久實入証文  
 ※(一五二) 永享 四年 七月十三日 榑山孝久讓状  
 ※(一一四) 八月十七日 島津貴久<sup>忠</sup>書状  
 ※(一一五) 八月十七日 島津貴久<sup>忠</sup>書状  
 ※(一〇四) 永享 四年 十二月十三日 島津忠国書下  
 ※(一〇五) 永享 五年 七月 八日 島津忠国書下  
 ※(一〇六) 永享 七年 六月十二日 島津忠国契状  
 ※(一一〇) 永享 八年 八月 三日 島津忠国書下  
 ※(一一一) 永享 八年 八月 三日 島津忠国書下  
 ※(一五三) 永享 八年 十二月十三日 島津貴久<sup>忠</sup>加冠状  
 ※(一二四) (嘉吉元年) 四月十三日 足利義教御内書  
 ※(一二九) 嘉吉 元年 十二月十二日 足利將軍家御教書  
 ※(一三一) 嘉吉 四年 三月 八日 島津持久<sup>久</sup>安堵状  
 ※(一四〇) 文安 三年 九月廿九日 島津忠国契状  
 ※(一四一) 長祿 五年 三月十二日 島津立久契状  
 ※(一五六) 十二月 二日 島津忠昌書状  
 ※(一六二) 明応 四年 六月廿一日 島津忠昌宛行状  
 ※(一六六) 大永 七年 二月十九日 榑山信久契状  
 ※(一六七) 大永 七年 二月廿一日 島津忠良契状  
 ※(一八〇) 十二月廿五日 島津日新<sup>忠</sup>書状

四〇四  
 ※(一八二) (弘治 三年) 五月十八日 島津義久書状 某書状  
 ※(一八三) (弘治 二年) 島津義久弔歌  
 ※(一八六) 永祿 五年 六月廿六日 島津貴久起請文  
 四〇五 (永祿十一年) 四月 七日 島津貴久書状  
 ※(一九六) 七月 三日 島津龍伯<sup>義</sup>書状  
 ※(一九四) 八月 六日 島津龍伯<sup>義</sup>書状  
 ※(一八八) 永祿 十年 七月十三日 島津義久起請文  
 ※(二六九) 元龜 二年 四月 七日 島津義久起請文神文  
 ※(二七〇) 天正 三年 三月廿二日 島津義久書下  
 四〇六 永祿十一年 二月十六日 島津龍伯<sup>義</sup>書状  
 四〇七 天正 九年 十一月廿六日 近衛信尹書状  
 ※(一八六) 永祿 五年 六月廿六日 島津貴久起請文  
 ※(一八八) 永祿 十年 七月十三日 島津義久起請文  
 ※(四〇五) (永祿十一年) 四月 七日 島津貴久書状  
 ※(二六八) 永祿十二年 閏五月十七日 島津伯圃<sup>貴</sup>書状  
 四〇八 島津義久書状  
 ※(二七一) (慶長 六年) 十月廿八日 島津義久書状  
 四〇九 文祿 四年 九月廿八日 伊集院幸侃<sup>忠</sup>・本田三清<sup>親</sup>連署知行目錄  
 四一〇 文祿 五年 正月 廿日 島津忠恒<sup>家</sup>証状  
 四一一 文祿 五年 十二月 二日 伊集院幸侃<sup>忠</sup>知行目錄  
 四一二 (慶長 四年) 十一月廿五日 島津維新<sup>義</sup>書状  
 四一三 (慶長十一年) 六月 六日 島津忠恒<sup>家</sup>書状

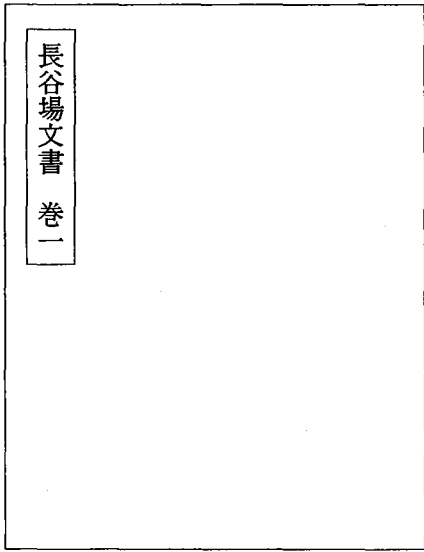
榊山文書目録

四二四「慶長十年」	十月十一日	高書上	※(一五三)永享八年	十二月十三日	島津貴久 <small>國忠</small> 加冠狀
四二五(慶長十四年)	三月 四日	島津忠恒 <small>久</small> 家書狀	※(一〇二)永享四年	七月十三日	榊山孝久書狀
※(二九五)元和六年	三月 三日	島津久元 <small>外</small> 四名連署知行目録	四二一 永享五年	六月十一日	ののみ谷詠狀
四二六 元和六年	三月廿七日	島津久元 <small>外</small> 四名連署知行目録	※(一一七)	六月十五日	榊山教久 <small>孝久</small> 段錢目録等差出控
四二七 元和六年	五月十三日	島津久元 <small>外</small> 四名連署知行目録	※(一一九)永享十三年	五月廿八日	伴貴兼契狀
四二八	四月廿六日	土井利勝書狀	※(一五七)	八月 五日	榊山満久起請文
四二九	三月十七日	榊山紹劍 <small>忠</small> 詠草	※(一二六)嘉吉元年	九月十二日	島津持久 <small>久</small> 契狀
※(一九五)	三月十七日	島津龍伯 <small>久</small> 詠草	※(一三六)文安二年	三月廿七日	和田正存契狀
※(一九七)(天正十五年)	三月十七日	島津龍伯 <small>久</small> 義書狀	※(一三七)文安二年	四月 三日	伊藤祐堯契狀
※(二八二)(慶長五年)	十一月十五日	島津龍伯 <small>久</small> 義書狀	※(一三八)文安三年	九月十六日	伴兼忠 <small>外</small> 二名連署契狀
※(二八四)(慶長九年)	十二月十八日	島津維新 <small>弘</small> 義書狀	※(一五四)長祿四年	十月廿六日	左馬助忠俊起請文
※(二七八)(慶長九年)	十二月十九日	島津忠恒 <small>久</small> 家書狀	※(一五五)長祿四年	十月廿六日	北郷義久契狀
※(二七九)(慶長九年)	十二月十九日	島津龍伯 <small>久</small> 義書狀	四三一 文明十二年	十月十八日	島津武久給分宛行目録
※(二八〇)(慶長十年)	正月 十日	島津龍伯 <small>久</small> 義書狀	※(一五九)延徳三年	十二月廿五日	榊山長久起請文
※(二八二)(慶長十年)	正月 十日	島津維新 <small>弘</small> 義書狀	※(一六〇)延徳四年	三月	某請文
※(二八三)(慶長九年)	十一月 五日	島津維新 <small>弘</small> 義書狀	※(一六三)永正十七年	七月 一日	榊山宗榮 <small>長久</small> ・同廣久連署契狀
※(四一三)(慶長十一年)	六月 六日	島津忠恒 <small>久</small> 家書狀	※(一六四)永正十七年	七月廿二日	島津忠朝契狀
※(二九〇)(慶長十三年)	十一月廿四日	島津家久書狀	※(一六五)大永七年	二月 六日	榊山信久契狀
※(二八五)慶長十四年	二月廿六日	島津龍伯 <small>久</small> 義書狀	※(一六八)	二月廿一日	町田忠如書狀
※(二八六)慶長十四年	三月	島津家久袖判覚書	※(一七二)	七月 二日	島津忠朝書狀
※(二八七)(慶長十四年)	三月 廿日	島津家久書狀	※(一七〇)	七月 七日	北原久兼書狀
※(二八八)(慶長十四年)	五月 二日	島津維新 <small>弘</small> 義書狀	※(一六九)享祿二年	十二月廿六日	北原久兼契狀
			※(一七四)「天文廿二年」	正月廿三日	角田広繼書狀

- ※(二七一)天文 五年 十二月 吉日 北郷忠相起請文  
 ※(二七三)天文 六年 八月廿五日 島津忠朝契狀  
 ※(二七五) 六月十五日 新納忠勝書狀  
 四二三 十二月十九日 新納忠勝書狀  
 ※(二八五)永祿 五年 六月 廿日 樺山玄佐善久起請文  
 ※(一九三)天正十五年 六月 吉日 樺山玄佐善久願文  
 ※(四二〇)(天正十五年) 三月十七日 島津龍伯義久書狀  
 ※(二〇八) 二月廿三日 新納忠元書狀  
 ※(二九四) 五月十一日 別府景親書狀  
 ※(二〇四) 十一月廿三日 北郷時久書狀  
 ※(二〇九) 新納忠元書狀  
 ※(二七七) 六月廿八日 島津勝久書狀  
 ※(二七八) 十月十六日 島津勝久書狀  
 ※(二七九) 十月十八日 島津勝久書狀  
 ※(二〇五) 七月廿四日 島津豐久書狀  
 ※(一一三) 九月十七日 川上朮枕忠智書狀  
 四二四 三月十五日 飛鳥井雅教書狀  
 ※(二五九) 九月廿四日 不斷光院清誓書狀  
 ※(三〇〇)貞治 四年 閏九月廿六日 北郷北方相分注文  
 ※(二〇〇)応安 二年 八月 樺山資久申狀  
 ※(三八)明德 四年 七月廿九日 本田忠親契狀  
 ※(三九)明德 四年 十月廿八日 息長道辰沽却狀

長  
谷  
場  
文  
書

〔卷子表紙〕



〔押紙〕  
「文書三拾式通」

○一 伴宗兼田地売券

依有要用奉沽渡本庄南郷内末弘名水田等事

合壹町参段者

右水田者、宗兼重代相傳之地也、雖然依有要用、對  
于同郷門貫次郎左衛門尉殿、代錢廿貫文仁限永代所  
奉沽渡也、若向後他人彼水田仁致違乱事候者、於彼

沙汰者、宗兼可明申候、但本證文者、願阿存生之時、  
為煙上皆以焼失候畢、今者彼文書宗兼之許七一紙モ  
無之候、此上者若散在之文書候天致沙汰人候者、兩  
御方仁訴申、可被處盜人之罪科候、若此条偽申候者、  
當御庄鎮守五社七堂御罰ヲ宗兼可蒙罷候、仍為後日  
放券之状如件、

正和貳年五月七日

散位伴宗兼(花押)

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一一五九号文書ト同文ナリ〕

○二 沙弥阿妙讓状

讓与 字乙房丸所

薩摩國覺嶋郡長谷場村内田蘭等讓状事

在水田壹町内長谷場森田参段  
内廂下貳段 但自坂下路  
東限

大田壹町内 伍段

在はせはの蘭内自山口溝限  
西方

右於彼水田蘭者、自時澄手讓得之、阿妙重代相傳所  
領也、しかるあいた字乙房丸仁限永代讓与ところな

り、何子孫たりといふとも、またくいらんをいたすへからず、但ちとうまい已下公事等二をいてハ、分けんニしたかて、惣領新五郎相共その弁をいたすへし、仍為後日自筆をもて讓狀如件、

元應貳年八月三日 沙弥阿妙(花押)

(本文書ハ「旧記雜録前編一」一二七四号・一二七九号文書ト同文ナリ)

○三 長谷場久純軍忠状

薩摩國長谷場六郎久純申軍忠事

去年<sup>建武</sup>十二月十日、為役落三保院兼重城、大將軍

御發向之間、令御共致每度合戰畢、仍二月廿九日、

於北野頸致合戰被矢疵<sup>二所右足頸</sup>之間、則被逐御檢見、

預兩軍御奉行書下之上者、早預御一見狀、欲備後證

龜鏡、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

建武四年卯月廿九日 藤原久純上

進上 御奉行所

(皇山皇額)  
「承了」(花押)

(本文書ハ「旧記雜録前編一」一九二七号文書ト同文ナリ)

○四 僧俊実園田曳文案

(端裏書)  
「末広名并門實本文書案」

僧俊實謹

奉曳渡南郷内門實山行善園壹所并前田事

副進本證文手継等

右、件園并田者、俊實之相傳領掌地也、而石根丸殿の女房方の御息、米肆石代仁相副本證文等、限永年所奉曳渡實也、仍為後日曳文狀如件、

天福貳年三月十八日 僧俊實在判

(本文書ハ「旧記雜録前編一」三七四号文書ト同文ナリ)

○五 僧智恵讓狀案

覺成房俊實讓与居園一所并前田事

在南郷門木山

右園并田、相副本證文讓与之畢、敢

(繼目裏花押)

不可有異論狀如件、

寛喜参年九月廿日

僧智恵在判

地頭所笠判

(本文書ハ「旧記雜録前編」一三六四号文書ト同文ナリ、尚本文ヨリ十五号文書マデノ繼目裏花押ハ「貞阿」ノ判ナリ)

○六 日下部太子園借文案

(門貫山園) かのきやまのそのハ、かわうのをんハうのさうて

んふたいのしりやうにて候、しかるにくさかへの(目下部)

をいこあるとこころ候はぬニよて、しはらくかりう(太子)

けまいらせてゐ候なり、のちのさまたけ候へからず、

あなかしこく、

(承心) せうきうにねん八月十日

くさかへのおいこ在判

(本文書ハ「旧記雜録前編」一三六九号文書ト同文ナリ)

○七 僧智恵愁状案

(外題) (繼目裏花押) 如折帚状者、非無其理哉、前と之地頭代と

無致沙汰故、任道理令免除之、

僧智恵謹言、

南郷内門貫山寺園宅所為郷地頭殿被押召難堪愁状、

件条、彼園者寺僧之領志、年序既積矣、所以御庄建

立主平大監季基朝臣之御子息平五大夫兼輔朝臣之時、

従大宰符奉呼越竹林房給与、所渡与給園也、仍竹林

房墓所眼前也、其後彼入室之弟子講衆成覺房快禅大

徳八十六年之間居住、其墓所眼前也、其後又講衆成

鏡房兼禅大徳請次四十二年、彼人死後二ハ、又講衆

快賢香禅房之所領也、快賢大徳之墓所也、又以顯然

也、其子息比丘尼妙法相傳、

(繼目裏花押)

彼時件園依有隙、藤先生正弘借文ヲ込テ暫居住、借

文明鏡也、雖然其後返早、比丘尼妙法如元居住志、

其子息比丘尼相傳志、自其手僧智恵令相傳天、常

樂寺御祈禱勤仕之間、宿房二定矣、爰以藤先生正弘

本主三返与之後、右衛門殿・大輔殿・藏人入道殿・

笠次郎殿代と地頭所之御時、全以無其妨、然當御時



被押領之条、難堪之致、(至カ)何事如之矣、仍蒙裁許、御

祈禱之間、宿房卜定天、欲致 本家・領家・大將軍

家・地頭家御祈禱之丁寧、録状言上、以解、

建曆三年四月 日 僧智恵上

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一三二九号文書ト同文ナリ)

### 〇八 平氏女園田売券案

たひらのうち

うりわたしたてまつるこかうせうはうのみそのなら

ひにみなみをもてのたのこと、みきくたんのたその(田園)

ハ、五たいさうせうのそのならひにたり、(相承)

-----  
(繼目裏花押)

きしようのたいしあるにて、かわうの御はうに、

はちしひきにうりわたしまいらせ給ふところなり、(八十疋)

このほかにまたくなんによの子そくのあひた二も、(全)

そのさまたけあるへからず、よてこにちのせうもん(後目)

のために、ゆつりしやうくたんのことし、ましてた

にんのあひたにも、さまたくへきひとさふらへから(本脱カ)

す、又くさうてんのゆつりふみてつきは、たひら(相伝)

のうちはの六十一のとし、せうまうにやきてさふ(焼七)

らふ、(承元)

せうけん二ねん三月十八日

たひらのうち  
在判

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一三三〇号文書ト同文ナリ)

### 〇九 地頭所下文案

地頭所下 南郷沙汰人

可早如元令安堵女房

千世松母堂屋敷事

-----  
(繼目裏花押)

右屋敷、如元所宛給千世松母堂也者、沙汰人存此旨、

可宛行之状如件、宜承知勿違失、以下、

承元二年三月三日

地頭  
在判

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一三二九号文書ト同文ナリ)

○一〇 藤井正弘園田借文案

藤井正弘謹言

奉借請園一ヶ所并少田事

右、所奉借請園并少田者、定方<sup>(方カ)</sup>之内所領也、然若

御莊と務間にハ、無他人所望、正弘奉借請候處也、

於後日者、本主可為定方沙汰云云、仍為後日證文請

文如件、

.....(繼目裏花押).....

建久八年三月二日

藤井正弘在判

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一七〇号文書ト同文ナリ)

○一一 僧兼賢置文案

僧兼賢謹言

改書字房前小田子細事

右件田、寄猴之託宣云、依令耕作前田、本師香禪御

房、成怨<sup>ト</sup>令付病惱給也、件田尼上渡進給ハ、日

内令平瘡病患<sup>ト</sup>、不可有害云、仍書渡文<sup>ト</sup>、尼上尔

雖渡進、不加證判、其故波令除瘡病惱、命生給畢波、

加證判永可渡進、虚言奈良波無益也登思故也、而其

後雖經數月、不令平瘡病患、於今者決定必死也者、

死去畢波、兼賢之門跡之中、可令耕作件田、尼上之

所持之渡文、全不可用處也、付中彼渡文者、只名許

波雖書付、不加證判、仍不能證文者云状如件、

承安三年潤十二月七日 僧在判

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一四九号文書ト同文ナリ)

○一二 僧兼賢愁状案

若宮不断經衆僧兼賢解 申請 御庄政所裁事

言上二箇條愁状

.....(繼目裏花押).....

一請被殊任本師快賢大德遺言、年来所令耕作田島於、

今年始為肥後殿押妨子細状、

右、謹檢案内、故本師快賢大德沈病床、及万死一生

之時、私領乃田地書別<sup>ト</sup>、讓与肥後殿給時、被仰云、

於讓状之外田共者、円如房与兼賢相互尔不成妨志<sup>ト</sup>、

兩人可耕作之由遺言早、於證人者、讓狀書給禪明房

眼前

眼前尔坐處也、仍円如房毛於兼賢之作田者、年來不

被成妨、又兼賢毛不成妨、是即遺言有限故也、就中

於兼賢之自作之坪者、從本師在生之時給<sub>三</sub>所耕作也、

而今年始為肥後殿、讓狀之外乃由於被押取之条、且

背快賢大德遺言、且似任我意者、法家之習、師長之

物、於弟子之請次事、田舍洛陽定方也、本師毛存此

旨<sub>三</sub>、円如房与兼賢讓狀之外田波可耕作之由遺言了、

是肥後殿之方可成加良牟尔讓狀不入給哉、道理又然

也、

一請被同任道理裁定、本師快賢大德存生時、所付屬

小法師字菊賀丸加身於不令服仕子細狀、

右、件小法師者、快賢大德存生之時、遺言云、於此

小法師者令生長<sub>三</sub>、闕伽水可令汲之由遺言了、於實

否者、小法師之母女并円如房被召問尔無其隱欵、仍

任道理為被裁定、言上如件、以解、

永曆二年三月 日

僧兼賢上

----- (繼目裏花押) -----

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」三七号文書ト同文ナリ)

○ 伴宗兼田地壳券案

(本文書ハ一号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 一三 沙弥音阿讓狀案

沙弥音阿子息左衛門尉盛貞讓与名田島等事

南郷末弘名并門貫山蘭三ヶ所

鹿屋院弁濟使職事

右、件名田島等者、養子平馬大夫入道顯阿手より、

本證文等を相副、音阿被讓与知行さをい

----- (繼目裏花押) -----

なし、然盛貞為音阿依忠教深候、殘一所讓与早、若

音阿子息等中、後日ゆつり状ありとかすめ申、この

下地いらんけいはうを仕候物いてきたり候ハ、兩

御方七申て、ぬす人のさいくわに申おこなハれ候へ

く候、仍為後日讓狀如件、

正中貳年十月八日 沙弥音阿在判

〔本文書ハ「旧記雜錄前編一」一四五二号文書ト同文ナリ〕

○一四 末弘名地頭得分米結解状案

〔外題〕  
「下公文所可勘申候」

南郷末弘名

注進 應長元年地頭御得分米結解事

合 「勘合了」

見作田壹町貳杖仲

除田參段壹丈仲

新用作壹丈 免田三反口

應輪田柒段壹丈

地頭用口 分米一斗二舛

定田柒段仲 斗二反廿

得田五段卅口 分米五斗七舛

請加郷地頭用口 分米七舛二合五勺

并米柒斗陸舛二合五勺

募申 神柱宮二季彼岸中大般若將軍家供料

米、

御倉納參斗陸舛參合、四斗在同返抄、

右結解注進如例、「藤太郎弁、十一月廿二日」

正和元年八月日 名主上

〔本文書ハ「旧記雜錄前編一」一五三三号文書ト同文ナリ〕

○一五 沙弥貞阿請取状

（継目裏花押）

講堂 留主所本壇供六十枚、請取候了、

正慶二年正月三日 上座代有榮

納留守所御壇供六十枚、末弘弁

正慶貳年正月八日 大宮

西御堂本旦供六十枚、末弘名弁

正慶二年正月十五日 寺家

毗沙門堂大旦供六十枚、留守所弁

正慶二年二月一日 寺家

曆應參年八月十九日 沙弥貞阿（花押）

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二〇九一号文書ト同文ナリ〕

○一六 僧隆増田園質券

奉入置本錢返南郷石永圖合田内田園等事

合直錢拾伍貫文者、

右田園等者、為本錢返所奉入置長谷場殿方実也、弁

本錢候程者、雖為何ヶ年可有御耕作候、仍彼田園坪

付別紙在之、如此契約申上者、縦雖有直錢明年三ヶ

年之間者不可請、若不慮之事出来有相違時者、以本

錢壹倍參拾貫文可弁勤候、仍本物返契約状如件、

曆應貳年十二月廿五日 隆増（花押）

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二〇七一号文書ト同文ナリ〕

○一七 僧隆増質入田園坪付

南郷石永圖合内田園等坪付事

得樂圖合田伍段 同所財方參段

同垣本參段 同所肆段

松本伍段

以上伍切貳町定

一定善古居蘭壹ヶ所

一実円房古居蘭壹ヶ所 以上貳ヶ所

右、彼圖合田并蘭等者、奉入置本錢返上者、御勤以

下可為本主沙汰也、仍坪付如件、

曆應貳年十二月廿五日 隆増（花押）

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二〇七二号文書ト同文ナリ〕

○一八 沙弥貞阿讓状

〔端裏書〕

「貞阿讓状正文」

讓与

日向國南郷末弘名水田壹町參段、門貫蘭付水田園田

貳段、前田貳段、千与木圖田參段、口無壹段廿、以

上貳町壹段肆丈坪と事、

上丸參段 下丸貳段 益太夫作貳段

又太郎作壹段 北原卅 門貫蘭田貳段 以上壹

町卅 蘭四ヶ所内門貫北園壹ヶ所 野間東園壹ヶ所

右、件水田園等者、沙弥貞阿重代所領也、而長谷場

兵庫殿為養子、限永代所讓与也、乍謂同養子有奉公

忠之間、彼所領讓渡了、有限領家御米者、五社のた

んく、春日大神正月廿一日もちい六十枚、北毗門堂

二月一日もちい六十枚、代米四斗、地頭米五斗内二

斗可勤仕、子息六郎(貞命)と致兄弟之契、成水魚思候、雖

後と末代、無他妨可知行、就中件下地ヲ有令活却事

者、与傍例真物於于一人可知行、更不可渡他人方、

如此讓上者、雖有何子孫全不可成吳論煩、若有左様

輩時者、永教(不脱カ)仁として、返て罪科可申行也、仍為後

日、以自筆讓状如件、

曆應參年七月十三日 沙弥貞阿(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二〇八号文書ト同文ナリ)

〇一九 源門貞命契状

(端裏書)

「六郎殿契約状」

日向国南郷末弘名水田貳町一反卅、園四ヶ所内水田

壹丁卅、園二ヶ所ハ、長谷場兵庫殿を貞阿之養子と

して、永代讓与所也、有限領家御米・五社檀供等ハ、

任親父貞阿讓状之旨可被弁之、於其外御公事成物者

被停止了、如此契約申上者、成一味同心之思、可全

知行候、若何成子孫あて、彼所にしさいを申さん時

ハ、相互加合力、をやの讓状にまかせて、さいくわ

に申おこなうへく候、但本證文ハ貞命ニあてたふ間、

案文をかき、裏を(封)ふしてたてまつるへく候、仍契約

之状如件、

曆應三年八月六日 源貞命(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二〇九号文書ト同文ナリ)

〇二〇 沙弥貞阿売券

(端裏書)

「門買賣之状正文」

ようく候によて、うりわたし候水田壹町卅坪と并

園事、

南郷末弘名内上丸三反・下丸二反・益太夫作二反・

又太郎作一反・北原卅・藺田二反門貫北藺壹ヶ所  
野間東藺壹ヶ所

右、件水田藺等等、貞阿重代相傳所領也、而長谷場

兵庫殿方代錢陸貫文、限永代うりわたし候事実也、

若彼下地違乱煩出来候はん時者、貞阿并子孫沙汰ト

して可明申候、若明不申候はん時者、元用途六貫文、

不実可弁申候、又子息等中に、後日有讓狀ト掠申て、

彼下地吳論申輩出来候はん時者、返て罪科可申行候、

領家地頭御年貢ハ子息六郎(花押貞阿)と寄合、半分宛可勤仕也、

仍為後日状如件、

曆應參年八月十九日 沙弥貞阿 (花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二〇九二号文書ト同文ナリ)

〇二二 一乘院政所下文

(押紙)  
「一乘院政所下七通之内」

一乘院政所下 嶋津庄日向方飫肥北郷

可早以藤原鶴一丸為弁濟使代官職事、

右、於當郷弁濟使職者、被附于給主之處、榮證法眼

并子息忠政等、掠号為私相傳之所職、押領地下、年

々令抑留御年貢以下不及弁濟之條、奸謀之至、太以

不可然之間、被停廢父子之所務畢、仍所被宛仰鶴一

丸也者、早隨彼所堪、御年貢以下恒例臨時之課役等、

無懈怠可令弁勤之状、依 仰下知如件、庄家宜承知

勿違失、故下、

康永參年十月三日 知院事權專當法師 (花押)

權專當法師 (花押)

權專當法師

權專當法師

上座大法師 (花押)

權專當法師 (花押)

寺主大法師 (花押)

勾當法師 (花押)

都維那法師 (花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二〇九四号・二一八九号文書ト同文ナリ)

〇二二 一乘院留守下文

(押紙)  
「一乘院留守所下」

留守所下 長谷場兵庫允久純所

可早依當知行安堵嶋津庄日向方南郷門貫・末貞兩名

壹町參拾并蘭貳箇所事、

右於田蘭等者、門貫二郎左衛門入道貞阿令讓与久純  
歟者、早任讓狀、至久純之子と孫と無相違可知行之  
狀如件、

康永四年三月十六日

留守所法眼和尚位（琳乘）（花押）

（本文書ハ「旧記雜錄前編」二二一九号文書ト同文ナリ）

〇二三 一乘院僧琳乘宛行狀

宛行 嶋津庄日向方飲肥北郷弁濟使代官并收納使職

等事

藤原鶴壹丸

右、依申重代之旨、被宛行御下文畢者、早致知行、  
御年貢内於參分貳者、毎年無懈怠可弁進之、至殘參  
分壹者、可為代官得分也、但致御領興行、御年貢令  
出來之時者、次第任現在、可被加增員數也、仍無指

不法者、致子と孫と、不可有相違之狀如件、

康永參年十月八日

給主法眼和尚位（琳乘）（花押）

（本文書ハ「旧記雜錄前編」二二九〇号文書ト同文ナリ）

〇二四 一乘院僧琳乘申狀

（端裏書）

「琳乘法眼」

嶋津庄内日向方飲肥北郷之收納使同弁濟使鶴一丸代  
官久幸申、榮證法眼并子息藏人大夫忠政等、以當門  
跡御領、掠稱私領之由、構城郭、令押領所務、致狼  
籍間事、重申狀如此候、子細見狀候欵、急速下給御  
舉狀、可訴申武家候、以此旨可有洩御披露候、琳乘

恐惶謹言、

（貞和二年カ）

八月六日

法眼琳乘

進上 兵部卿公御房

（本文書ハ「旧記雜錄前編」二二九二号文書ト同文ナリ）



〇二五 一乘院政所下文

一乘院政所下 嶋津庄日向方飲肥北郷

可早以藤原鶴一丸為收納使職事

右、當郷收納使職事、為給主進止之處、榮證法眼并子息忠政等掠号為私相傳之所職押領地下、年々令抑留御年貢以下不及弁済之條、奸謀之至、太以不可然之間、彼<sup>(被)</sup>停廢父子之所務畢、仍所被宛仰鶴一丸也者、早隨彼所堪、御年貢以下恒例臨時之課役等、無懈怠可令弁勤之狀、依 仰下知如件、庄家宜承知勿違失、故下、

康永參年十月三日 知院事權專當法師(花押)

權專當法師(花押)

權專當法師

權專當法師

上座大法師(花押)

寺主大法師(花押)

都維那法師(花押)

權專當法師(花押)

勾當 法師(花押)

〇二六 一乘院僧琳乘宛行狀

(端裏書)

「御宛正文」

(押紙)

「三条殿御判形也」

宛行 嶋津庄日向方飲肥北郷弁済使代官并收納使職

等事

藤原鶴壹丸

右人、被宛行彼職畢者、早致知行、御年貢内於參分貳者、每年無懈怠可弁進之、至殘參分壹者、可為代官得分也、但致御領興行、御年貢令出来之時者、次第任現在重令治定、員數可被加增也、仍所宛行之狀如件、

康永參年十月八日

給主法眼和尚位(花押)

(琳卷)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」(二一九)号文書ト同文ナリ)

〇二七 一乘院留守所下文

留守所下 長谷場十郎兵衛尉幸純所

可早任下知旨令存知嶋津庄日向方南郷中野助法橋

隆増跡石永圖合田内水田貳町并園貳箇所事、

右於田園者、隆増与長谷場十郎兵衛尉幸純令契約、

當知行之處、於御廳守公神春日大宮司、每月一日御

供米壹年中分貳石四斗者可致沙汰之旨、目代緣實定申之由、

出彼書狀之上者、早令相續彼田園、無懈怠可勤仕之、

爰有何子孫雖成違乱、此地為春日御供田、至于末代

不可有相違之狀如件、

康永四年三月十六日

留守所法眼（琳兼）和尚位（花押）

（本文書ハ「旧記雜錄前編一」二一九七号文書ト同文ナリ）

○二八 長谷場久純外八名連署契狀

（端裏書）  
（墨引）人々御契約狀

契約

一一乘院御領依面と拜領仕候、可興行事、

一於拜領地、他人競望之時者、不廻時日、契約衆中

奉寄合、捨身命、以自糧米可申見繼候、此上者、

互一諾輩知行分、不可有望之儀者也、

一同心知行分煩出来時者、面と致合力可全所務事、

右、如此申契約候上者、若和讒凶害仁出来時者、不

可叙用之、直可散不審候、但此中違事候時者、衆

中加評定、可依他分（多）之儀者也、若此條偽申候者、

日本国中神祇冥道、殊 春日大明神御討お各可罷蒙

候、仍契狀如件、

貞和貳年十月五日

沙弥純阿（花押）

沙弥了心（花押）

小野盛政（花押）

小野政範（花押）

小野盛貞（花押）

沙弥道慶（花押）

源 正信（花押）

藤原實純（花押）

藤原久純（花押）

（本文書ハ「旧記雜錄前編一」二二三八号文書ト同文ナリ）

○二九 永成奉書

(端裏書)  
「三条殿御教書」

春日兼一乘院領嶋津庄日向方飫肥北郷収納使并弁濟使職事、宛賜鶴一丸之處、水間榮證法眼・同子息藏人大夫守政、名字お号白河源藏人、稱武家御教書、被成島山修理亮直頭奉書之由、注進之間、相尋飯尾左衛門大夫・布施彈正忠之處、曾無其儀由令申上者、為謀書旨、渡邊弁狀分明也、然早致所務可備進御年貢、猶以不叙用者、与力人等交名急可注進、就其武家可訴申由、所御氣色候也、仍執達如件、

貞和三年八月十八日

永成奉

鶴一丸代殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二三五六号文書ト同文ナリ)

○三〇 一乘院門跡覺実御教書

春日社兼當門跡領嶋津庄日向方飫肥北郷収納使同弁濟使鶴一丸代久幸申、榮證法眼并子息藏人大夫忠政

等所務押領事、琳乘法眼狀(副軍申)、如此、子細見狀候(覺実)、由、一乘院前大僧正御房御消息所也、恐々謹言、

(貞和二年)  
八月六日

法印覺快

謹上 上杉伊豆守殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二三五七号文書ト同文ナリ)

○三一 一乘院僧琳乘奉書

嶋津庄日向方飫肥北郷収納使并弁濟使代官職事、申付之處、(水間)忠政以下惡黨等押領狼籍地下之由、其間候之条、以外事候、所詮當郷者春日御供嚴重料足地候上者、忿致所務、被收納年貢等可有進濟候也、仍執達如件、

(貞和二年)  
八月七日

琳乘

鶴一殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二三五八号文書ト同文ナリ)

○三二 沙弥道阿契状

契約申

右、依飲肥北郷山西弁濟使職事、申成 院家御下文、可宛賜道慶之旨奉候上者、相互捨身命、致無二軍忠、就公私可奉見繼候、此事によて、如此申一諾候うへハ、人いかやうに教訓申候とも、全以不可用候、但御敵静謐之後者有限御年貢以下、無懈怠竊一殿方に可被進濟候、若此条偽申候者、

日本国中小神祇冥道、殊當所十一所大明神御討を各可蒙罷候、仍契約之状如件、

貞和二年九月廿二日 道阿 (花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二三二六号文書ト同文ナリ)

〇三三 長谷場純阿讓状

讓与 兵庫允久純所

早可令領知薩摩國鹿兒嶋郡内田蘭等事、

在水田壹町内

坂本名長谷場伍段西七杖并尻加藤九郎入道年ヨリ山下隈焉

甘子木村内比牟田伍段矣、

在長谷場蘭貳ヶ所内山口谷下溝ヨリ西隈、

右於水田蘭者、以矢上五郎時證・阿妙・阿實讓状、純阿重代相傳所領也、而久純為次男之間、相副阿妙状所讓与也、然早全知行、兄弟成水魚之思、地頭米藍佃公方役、随分限可令勤仕、仍為永代相續、以自筆讓状如件、

貞和六年二月十五日 沙弥純阿 (花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二三二二号文書ト同文ナリ)

〇三四 長谷場純阿置文

定 置文条と

一國衙領家御年貢任御下知之旨、随水田分限ニ、寄

合兄弟可弁償事、

一 地頭米藍佃毎年不闕可致其弁事、

一 公方所役無懈怠可勤仕事、

右、守此旨、兄弟相互成水魚之思、迄于子と孫と不可有相違、若雖為段歩、於沽却他人者、此家門中可知行也、至背此旨仁者、不可有純阿子孫、仍置文之状如件、

貞和六年二月十五日

純阿(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」二二三号文書ト同文ナリ)

〇三五 長谷場実純契状

契約

日向國飢肥北郷山西弁分方内水田事

合拾町者

右水田者、所宛賜一乘院家御下文於鶴一丸也、而千

代熊丸仁有契約、被避与候上者、成水魚之思令知行、

御年貢以下臨時課役・御公事等、随分限鶴一丸方仁

可沙汰申候、若又敵方出来時者、一味同心可退治之

候、仍契状如件、

正平十年十二月廿七日

藤原千代熊代実純(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」二六〇八号文書ト同文ナリ)

〇三六 長谷場純阿・同実純連署讓状

長谷場内五段・甘子木村内西牟田五段、讓与兵庫允

久純之處、先主純阿令死去之間、鶴一丸仁相副本讓

状所宛讓也、有限於公方役并地頭年貢者、随分限可

致其沙汰、而惣領ニ成水魚之思、迄于後々末代、無

相違可知行之状如件、

正平十四年六月廿一日

実純(花押)

純阿(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」五九号文書ト同文ナリ)

〇三七 長谷場久武・同氏純連署状

御はかに御きしんの水田ならひにいのしり四つゑに

をいてハ、覚阿のいかやうにも御はからい候はんす

るを、いさゝかすゑくまでもいらんわつらい申ま

しく候、仍状如件、

貞治四年七月十三日

氏純(花押)

久武(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一五二号文書ト同文ナリ)

〇三八 覚阿讓状

〔端裏書〕  
「りふつの御房」

はせはのうちいのしりよつゑハ、かミこかうのたよりのために、かうあミた佛にまいらせ候、一こののちハ六らうに給ハるへく候、かやうにはからひ申て候を、わつらいいらん申候ハんする物ハ、なかくふ<sup>不</sup>けう<sup>考</sup>たるへく候、よて状如件、

貞治六ねん十月一日

〔覚〕  
かく阿 (花押)

〔本文書ハ「旧記雑録前編二」一八一号文書ト同文ナリ〕

○三九 覚阿讓状

〔端裏書〕  
「六郎との」

弥六とのかあとの水田はくの事、はせはの内にしのならつゑ、つきのミつゑ、四郎五郎つくりいたん、山下にたん、ひやうして五たん、かんしきのむらの内にしむた五たん、い上壺丁、にしそののハ、弥六子もなきあひた、しやてい六郎にとらするところ也、

弥五郎とのおやと思ひて、たの心なく、たかいに水魚の思ひをなし、ちきやうあるへく候、仍状如件、

貞治六年十月一日

覚阿 (花押)

〔本文書ハ「旧記雑録前編二」一八二号文書ト同文ナリ〕

○四〇 長谷場久武讓状

〔端裏書〕  
「ひやうハ」

弥六殿あとの水田やしき、覚阿はからわせ給て候にしたかい、六らうをやうしに<sup>〔養子〕</sup>候て、状をしてたてまつり候うへハ、すゑく<sup>〔養子〕</sup>までわつらいあらんあるましく候、身いまゝて子も候ハねハ、たがいにすいきよのおもひをなざるへく候、

仍状如件、

貞治七年五月十八日

久武 (花押)

〔本文書ハ「旧記雑録前編二」一九二号文書ト同文ナリ〕

〇四一 笠懸日記

(端裏書)

〔於薩劔新田宮ニ笠懸之日記、同年月翌日至高江ニも笠懸アリ、

文明十五年八月廿一日

御當家十一代 御屋形忠昌御不例之時、爲御立願、

文明拾五年八月廿一日、薩摩國於一宮新田八幡大

菩薩神前笠懸アリ、奉行嶋津十郎左衛門尉殿江被

仰付、射手本日記 寶殿ニ被籠之間、其日記写置處

也、同年月翌日至高江ニ笠懸日記、同書写畢、在別

帑、

嶋薩 薩摩守國久、後者法名爲圃、

嶋彦 河上殿一男、假名彦三郎殿、

伊左 伊地知左衛門尉方、後者被任周防守、

嶋源 薩劔之被官 阿多源左衛門尉殿、

嶋又 薩州被官也 川上十郎左衛門尉殿一男、又十郎殿

伊七 伊地知越前守方一男、又七郎方、

桑右 桑波田右馬助方、阿多領主、

長弥 長谷場弥四郎方、

嶋助 伊集院尾張守殿一男、助九郎殿、

嶋八 河上左近將監殿一男、又八郎殿、後者被任掃部助ニ

吉治 吉田治部太輔、後者被任參川守、

濫右 東郷右馬允、後者被任隱岐守、

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二一五五五号文書ト同文ナリ)

〇四二 伊勢貞昌書狀

先日伊路波哥被成御嗜、御用ニ御立候、珍重候、

此間者御うとくしく罷成、背本意候、當時被成御

出仕候ハて、御徒然推量申候、世上何そめてたき事

も御入候ハす候、仍雖不珍候、扇子卷本進入候、古

詩一書付申候、又哥ハ昌叱八月二日ニ遠行之辭世に

て候、名人の哥ニ候、まし而御一覽付墨候、右御本

返進候、可有御請取候、恐惶謹言、

九月五日

伊兵 貞(花押)

長谷場越州

人々中

○四三 文之撰筆長谷場宗純軍功覺書

長谷場越前入道宗純官暇之日撰出

龍伯尊君在世一代之政事而為令知於後人也、卷而懷

之者多年矣、尊君聞之謂、予曰頃所撰之政事之書、

我傳聞之、請願遂一覽、予謹承之、呈所撰之一卷、

尊君留於几案之間者三四月矣、此時夢中有發句并倭

歌、尊君告之於予、予記之、於翰遊集神威之所感

不亦奇乎、

前太閤殿下秀吉公西征之時、舍弟大和納言屯陣於

日州新納高城於此時也、我主君義久公令弟義弘、

歲久・家久二公、其外臣之抽忠者與敵軍挑戰、宗純

亦率薩州吉利・肥州竹迫富村輕勇之士三百餘人、鬪

戰者半日程矣、時人無不嘆嗟之、我今雖汗頰、豈復

可不記之乎、

朝鮮國征罰之時、

惟新少將二尊君為其先鋒、此時我息弥四郎實純十六

歲而司供奉之職、宗純在國有一職事、且復我薩・隅・

日三州不臣并肥・筑・豊前後六州不臣惟多、宗純抽

至忠致粉骨、寔修為士者之業者也、可羞々、

慶長十九甲寅小春、前関白令子秀頼守於摂州大坂城、

秀頼与

東関將軍有銚楯之事、於是將軍老父家康公、率

今將軍并東西諸軍赴摂州矣、於斯之時、

我島津氏家久君、亦率薩・隅・日三州之諸軍一萬五

千餘騎將赴摂州、此時我父子亦為從軍之役随侍

尊君、々々感宗純親子之勇力也、錫兵馬之強健者、

其促裝之驚人之目者記之一目錄矣、是皆伊勢氏貞昌

公傳 尊君之命者也、且焉艤大艦於細島之津、北風

雖惡一時解纜、強動櫓聲經數日而大艦着豊州森江浦、

維時冬月、山々鋪雪、浦々飄風、大艦亦漂於浪花之

中、棹郎塞目祈順風而已、時有上使之傳台帖者、其

帖曰、當此苦寒諸軍亦隨指折膚、不若先定和睦之策、

於是秀頼所築之華麗新城、四面之山郭使諸軍破之損

之、令曰諸軍早回於東西、

我家久尊君亦拜視此台帖、且承嚴命、於北風少休定

歸國策、



慶長廿年乙卯三月、大坂秀賴虛耶実耶、僉曰、背闕之東街談巷說聞於東西、於斯之時、家康公募之四方再欲揚義兵、將軍親子率東西諸軍、鞭兵馬而行近、於大坂城屯陣、於四方大坂運之衰也、出兵馬於城外其勢如不可當者、於是藤堂佐渡守与秀賴諸軍合兵闖戰、近江州飯野掃部助率諸兵、鬪者半日、於是秀賴与黨後藤又兵衝弓折矢竭、終結子路之纓、秀賴之黨上下無力、不知所避兵矣、翌日秀賴并萱堂以下至於宦官妻妾一時燒亡、五層樓臺亦一時焦土矣、哀哉、

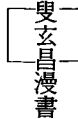
丁斯時也、我家久尊君曾於將軍親子、臺下親子感家久遠途之勞也、晝日三接錫馬、蕃庶四方之士識与不識莫不欲羨之、長谷場越前守与其子十郎兵衛尉從其軍矣、

尊君賜感者不一、萬歲々々、

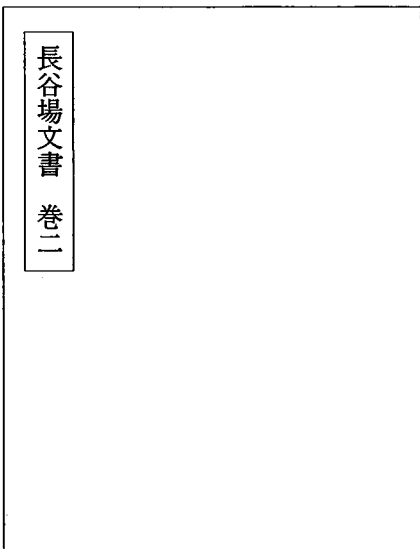
慶長二十年乙卯五月十三日

(朱印・玄昌)

前建長文之叟玄昌漫書



(卷子表紙)



(押紙) 「文書式拾九通」

○ 一 乗院政所下文案

(本文書ハ二五号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 一 乗院政所下文案

(本文書ハ二二号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 一 乗院僧琳乘申状案

(端書) 「御挙申留守所状」

(以下ノ文書部分ハ二四号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 一 乗院門跡覚実御教書案

(端書) 「一乗院御挙」

(以下ノ文書部分ハ三〇号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 一 乗院僧琳乘奉書案

(端書) 「南都御教書」

(以下ノ文書部分ハ三二号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 四四 行政書状案

(端書) 「御大将侍所状要段計自余ハ略之」

抑京都御状たしかに給候ぬ、これより返事申へきよし候、又かの所事、内と伺申候了、御ふにん(補任)の事、前立て承て候とこそ被語候つれ、此段これより八何

と返事申さるへき事にて候ハす候、うかゝい申ま

てにてこそ候へ、領家御計所にて候上ハ、(武家)ふけより

いろいろ申へきにあらす候、

十一月八日

行政在判

御返事

惶謹言、

十二月二日

尊氏

一乗院御房

○四七 一乗院家御教書案

(端書)

院家御教書

將軍家

〃〃〃

○四五 光厳上皇院宣案

(端書)  
院宣

門跡御領間事、院宣并將軍家状、各案文被遣之候、

此上者、更不可有子細候、若寄事於左右違乱事候者、

嚴密可有其沙汰由、可令下知鹿兒嶋給之由、御氣色

候也、仍執達如件、

十二月十九日

謹上 備中法橋御房

好專

門跡領事、可被全御管領者、院宣如此、仍言上如  
件、(日野)資明誠恐謹言、

建武三年十一月八日

參議判

進上 一乗院僧正御房

○四六 足利尊氏御内書案

(端書)

將軍家

院家御教書

〃〃〃〃〃

○四八 実辨施行状案

(端書)

御奉行人施行

御門跡領事、停止武士之違乱、可令全所務給候、恐

一乗院家御教書并院宣・將軍家状各如此、子細見状

候欵、此上事者、念々年貢以下可被備進候、若尚子

細候者、以申状可被申事次第候、就其可被經御沙汰

候之由、其沙汰候也、恐々謹言、

(建武四年)  
正月廿日

実舜

長谷場

十郎殿

(幸純)

○四九 光嚴上皇院宣案

(重長書)  
「院宣」

日向方飫肥事、可被全管領者、院宣如此、仍如件、

建武三年十一月八日

参議左少辨 在判

鶴一殿 (長谷場)

(本文書ハ「旧記雜録前編」一八八三号文書ト同文ナリ)

○五〇 一乘院僧琳乘書状

飫肥北郷間事委細承候了、武家奉書進候事、其子細

委令申純阿弥陀佛候、仍不及委細候、所詮自去年冬

比被河州合戦、當年正月之比被吉野發向、被閣他事

候之間、訴人等皆徒送日数候之處、又自去八月、將

軍御子息兵衛佐、為大將被責紀伊國住人歌川入道之

間、被閣雜務之沙汰候之間、沙汰始候者、早々可申

沙汰候、曾無等閑候、又三俣院事、故縁実付畠山候

欵、御教書事、文章何躰御教書候哉、尤不審候、以

後便委可承候欵、猶々此僧令俄立候之間、念申候、

委細申純阿御方候之間、依同事止候了、恐々謹言、

(貞和四年)  
九月十五日

琳乘

長谷鶴一殿御返事

○五一 長谷場鶴一丸代久幸重申状

一乘院御領嶋津御庄日向方飫肥北郷收納使并弁濟使

藤原鶴一丸代久幸謹重言上、

欲早下賜重御吹拳状、付進上杉豆州御方、被經急

速御沙汰、被成下御奉書者、西取以前致當郷所務、

春日社五所御祈等供祈全其沙汰間事、

右、以御拳状、去四月廿五日付進御管領上杉豆州御

方、則屬御奉行飯尾左衛門大夫、經申沙汰之處、榮

證構事於無窮、或稱重代私領、或自當院家被宛進日向大將之由掠申之、捧支状、及奸曲謀陳之間、于今不事行之條、希代未曾有次第也、如當時者、今年御年貢又為榮證・忠政等可被犯用之條、不可有疑者歟、佛神專用失墜以外事也、早下賜御拳状、被經急速御沙汰、於榮證・忠政等者、云本所御領押領狼籍之段、云佛神事析足犯用之條、旁為被召行重科、重言上如件、

康永四年八月 日

○ 一 乘院政所下文案

(本文書ハ二五号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 一 乘院政所下文案

(本文書ハ二二号文書ト同文ニツキ省略ス)

○五二 水間忠政与党交名注文案

(水間) 忠政与黨交名人等

一 楡井四郎頼理 一 吉田彦三郎入道

一 飢肥北郷地頭代 一 同郷加宇原平四郎入道

○五三 河辺郡知行目録

(増纂書) 薩加川邊郡園田町

河邊郡三百町十八ヶ村之田數之事

御屋形之御知行之村之事

一 宮下村 八丁 比志嶋河田本ハ被持候、

一 田邊村 十八丁 椀山殿・益山若狭殿・山田山

城殿被持候、今ハ長州被持候、

一 久邊田村 八丁 時任殿・かへ田殿・知覽殿被

持候、此内五丁御かり候て、

阿多のいなとミ殿ニ御つかハ

し候、其代ニ田嶋三丁ハちら

ミ殿御給候、長田之内鹿屋殿

之持ニ丁ハ時任殿御給候、

一 小野之村十八丁 知覽殿知行之分十五丁、三丁

八田嶋殿之持、今ハ別府殿被持候、

一野崎之村 廿五丁  
一清水之村 十八丁

一宮之村 廿五丁 遠江殿之持、今ハ長州被持候、

一神殿之村 十八丁

一平山之村三十丁 長門殿之持、此内さ、川はや

一野馬之村 十八丁

し五丁田尻殿之持、

一古殿之村 十四丁

一田邊田之村廿五丁 北郷殿・蒲生殿、其外山田之

窓以上十八ヶ村

御内之人と被持候、今ハ長州

七月十日

之持、

一長田之村八丁

鹿屋殿・愛徳殿・はせは殿・

○五四 足利尊氏御内書案

帖佐七郎三郎殿被持候、今ハ

(増裏書)  
「御内書案」

別府殿之持、

一地子之村八丁 平松殿之持、今ハ別府殿之持、

一乘院家領當國飢肥北郷之事押妨云、可被止彼妨

一大角之村十八丁 別府殿之持、

候、謹言、

一山田之村十八丁 城衆被持候、

貞和五 九月廿八日 尊氏 御判

一鹿兒村四十丁 別府殿今ハ持、

(直題)  
畠山修理亮殿

一河津之事ハ十八ヶ村之内とも申候、委ハ存知不仕

候、

○五五 行政奉書案

伊集院殿知行之分

(増裏書)  
「御奉書」

嶋津庄日向方飢肥間事、院宣并御内書各被成下候、

此上者更不可有子細候、若尚於違乱夏者、嚴密可有

其沙汰由、可令下知覺嶋給之由、御氣色候所也、仍

執達如件、

(建武三年)  
十二月十九日

行政判

長谷場武藏守殿

○五六 足利尊氏御内書案

(端裏書)  
「御内書」

日向國飲肥事、停止武士之違乱、可令全所務給也、

(建武三年)  
十二月二日 尊氏 御判

長谷場武藏守殿

○五七 石田三成檢地掟書案

(端裏書)  
「石治少掾御掟之写十卷ケ条」

一 今度就檢地浦役之事、年貢つもりニもり付候欵、

不然者、當座ノ見計可申付候、其村浦之躰ニよ

り可申候之条、何篇公方へ上り可申物令分別、帳

ニ可書載事、

一 山役之儀、右可為同前事、

一 綿之事、兎角公方へ上り可申物ニ候間、米成にて

も、又綿にて成共、百性も迷惑不仕様ニ、又公方

之失墜も不行様ニ、其所之桑之有様躰見合つもり

候て、帳ニ可書載候、然上者、桑之在之屋敷并畠、

何も上畠ニて不可在之事、

一 藪之事、其藪ノにて、としノ二十分一きり、

十分一之内を藪主ニ十分一可遣之候、たとへ八百

本在之やぶにて、一年ニ竹拾本きり、九本ハ公方

へ上り、一本藪主とり、九拾本ハ藪ニ立置分ニ相

定可書付事、

一 くらかねの事、是又見計、年貢つもりニ成共、米

つもりニ成共可仕候、公方へ上り物ニ候間、但ほ

り申をも迷惑不仕様ニ、念を入つもり可申付事、

一茶多ん之事、年貢をもり申間敷候、檢地仕候上ハ、

公方へ上り可申物ニあらず候、但ちや多ん在之屋敷并島檢地之時、少心持あるへき事、

一漆之事、是又其村とにて大形見計、米つもりニ成

共、又ハ錢つもりニ成共、但シうるし成共相定可書載、是ハ屋敷にて無之所在之うるし事にて候、

島ニ在之うるしも島主進退たるへき也、上分ニハ成ましき也、然ハうるしの木在之屋敷并島、上島にて可在之事、

一寺社并侍之居屋敷、又ハ町屋敷之事、檢地を相除分書立を以相定上ハ、其外ハ何も檢地可仕事、

一其むら／＼にて庄屋・肝煎、此兩人居やしき計可相除事、

一樹木之類、何も今迄之地主百姓進退たるへし、公方へ上り物にて在之間しく候事、

一川役の事、其むら／＼にて見計、年貢相定可申事、

已上

石治少様在判

文禄三年七月十六日

薩州奉行中

(本文書ハ「旧記雜録後編二」一三五二号文書ト同文ナリ)

○五八 島津氏領檢地掟書案

(端裏書)  
御朱印之写五ヶ条

嶋津分國檢地御掟条と

一右就御檢地、諸侍百姓以下他國へうせ走族於在之者、先く相改、擲取可出之旨、何方にても其領主

／＼ニ可申聞事、

一諸給人知行分、檢地之上にて引片付、所をかへ可被相渡之条、今迄之為給人、對檢地奉行人、諸事用捨之儀不可申理事、

一田畠畝圖斗代已下之事、礼物を出し用捨之儀於有之者、雖為後日聞付次第、出者取者共ニ可被加御成敗候之条、兼おとな百姓肝煎ニ申付在之、慥ニ

可相觸事、



一檢地奉行人ニ對し、慮外之仕置仕族有之者、其一在所可被行罪科候事、

一檢地之奉行猥之儀於有之者、其趣を不隠、地下人

百姓奉行物頭ニ可理事、

右条々若違犯之族於有之者、其身事ハ不及申、一類

一在所共ニ可被加御成敗之条、堅可申付候也、

文祿三年七月十六日

(本文書ハ「旧記雜錄後編」二一三五号文書ト同文ナリ)

○五九 島津氏領檢地石盛書案

(端裏書)

「御朱印写斗代盛」

嶋津分國御檢地斗代事

一五間六十間壹反事 但あぜ・井・ミそ除也、

一上ノ村 上田壹石六斗代 中田壹石四斗代

上島壹石式斗代 中島壹石代

下田壹石式斗代

下島八斗代

一中ノ村 上田壹石四斗代 中田壹石式斗代

上島壹石代 中島八斗代

下田壹石代

下島六斗代

一下ノ村 上田壹石式斗代 中田壹石代

上島八斗代 中島六斗代

下田八斗代

下島四斗代

一下ノ村 上田壹石代 中田八斗代

上島七斗代 中島五斗代

下田六斗代

下島三斗代

一惣国屋しき方 壹石代

一町方屋しき 但上中下可有之、  
壹石三斗代

右旨、入念可相究者也、

文祿三年七月十六日

(本文書ハ「旧記雜錄後編」二一三四号文書ト同文ナリ)

○六〇 長谷場宗純外二名連署軍功覚書

(墨引)

猶々末代之御見物砌ニ、各々可被成嘲哂之、雖迷惑候、且常不事成候物毎ニ、余所目者一段輒乍存、不及我力候之間、重神慮、且佛力天氣モ出度々、恐多奉存計ニ而、以上、

天正十四年六月十三日、国元被成御出馬、御大将

軍修理太夫義久様、相並而 兵庫頭義弘・左衛門督

年久・中務太輔家久・右馬頭・圖書頭、此外大小名

衆至諸軍兵衆迄、致前後御供、宛肥州八代ニ被成御

陳所者、先手之士卒拾万騎兩筑劔へ出勢也、其故者、

筑紫上総介并高橋乘運被致累年御當家ニ敵對之思間、

今度御成敗之事堅被仰出、然者討手之為御大將軍与、

嶋津圖書頭久長・伊集院右衛門太夫・喜入摂津守・

伊集院下野守・同名肥前守・鎌田出雲守・上井伊勢

守・山田越前守、此外之軍兵モ各々勇而合鞭鎧、日

數重高良山被挽着、八幡座主父子モ致御迎勢參陳、

坊中ニ奉申請而、則秋月種実父三人へ注進、開喜悅

眉、宛國中催役ニ而、為一同之參陳、御評定事濟而、

武蔵ト云ル在所迄被成御陳替、尔モ初當ニ菅丞相向

天ニテ、祈誓之功德天満大自在天神ト名号之降下天

地和合佳例トシテ彼麓へ被陳取、岩屋之城於被攻行

也、此在所ト申者、霧ヨリ上之高山ニテ、前後左右

者諸国軍兵陳取、野頸日劔衆車ニ石火矢打乘而、城

柳ヲモ被躰ヲ定メテ射崩、東之山者秋月ト高橋・長野

之陳衆一番ニテ、兩筑劔之陳所ニ大登小驗迄猛敷備

へ宛、秋吹風ニ觀世、修羅義勢トソ見得梟流、西薩摩

衆・大隅衆・兩肥州之陳所ニテ、夜詰日攻ニ万方ヨ

リ吐氣作り、天地モ動計也、被見之而、秋月種実使

僧ニテ、高橋乘運方へ被申通趣者、前々至國中干戈

者可為相違、是非共ニ於此度者、薩摩方ニ可被成御

奉公吏ト頻被致媒介處ニ、無其旨趣茂承引、弥々思

益鏡、曇羅努從月之都、忝被

上意仰下而、大閣様之御披官ニ、年来之主人大友

宗麟之被取成、拜領御着世長、無類事共者争カ忘却

可申、爲以恩者忠ヲ、秋月方へ數ヶ度致返答宛、被立臣之法於、僞者無是非敵對也、不可廻時日ト、比者天正拾四年文月廿七日寅剋、自万方押寄而岩屋之城槩ヲ平功攻ニシテ被詰梟ル、城内之兵者モ大手搦手口々ニ指合而防鬪刻、伊集院左近・矢上太良五郎・蓑田弥四郎戰死也、久富木摂津介痛手負退出ス、其場敵者用捨シテ、詰之城ニ引籠處ヲ追着而、於板城戸之本口、長谷場兵部少輔太刀始仕、脇太刀ヲ向江宮左衛門尉・中馬右衛門尉無比類被仕候事、此軍勞欲備末世之龜鏡候之間、以秀於御真実者、此書面ニ可有加判者也、仍軍陳之状如件、  
天正十四年丙戌文月廿七日

中馬右衛門尉重續（花押）

向江宮内左衛門尉純明（花押）

長谷場兵部少輔宗純（花押）

○六一 長谷場宗純申状

乍恐謹言上、貳月朔日、從 竜伯様各被 仰下御条

目之事、誠ニ忝畏而令聽聞候、御返事衆中頭雖申上候、銘々委書任可指上之由、捧愚筆候、拙子似合之至、御奉公前々茂無緩致勤仕候、於弥同心可奉存候、殊更任氣之振舞、不肯成身上努々以不可存候、畢竟御下知次第万叟所及心之可令調儀候由、愚息へ能々申付候、雖然生得田舎者故、不相屈事共候ハ、即剋御老中之可蒙御教訓之事、連日ニモ所希候、自然遠方へ御急用之飛脚、僞者軍役之儀共可被仰付候砌、俄之御用ニ難罷立候、其子細者鹿兒嶋中ニ惣知行廿三石門壺ツ雖被下候、百姓無所之、此外片道一日・二日ニ参着候在郷へ漸御加増之地依有之、何篇不如意至極之理御高察不及申上候、併酒女過料之入目一粒一錢も有間敷候、然者有国三寶不貯一宝茂而争武器以下一種之可致携之事不相叶候間、於外見自今以後不廻時日、御用等可被仰付事、忝似合ニモ難致忠勤様子校量仕候条、夜白一大事存計候、然處熟田相添、門数當所中又他所へも二三里之間御給分候衆、次ニ不罷成儘、心底毛頭雖無疎意候、御氣色恐多

奉得其意候、將亦旧冬二百四十石拜領之内、三分二者荒地候、剩百姓等不罷居候、此内卷を以二分三仕様可申事、無氣力而拙者少茂不動物三候之間、右段と被聞召助候様、且暮奉憑候外無他事存候、兼又主君様御上嘸衆之御儀、定致誂謗事中と為下茂不寄存知事三候、但 竜伯様 (惟) 維新様 少将様御爲三可罷成傳節共令承知候者、先年上置候起請文之趣三付、御内通可申上候、其時分者御旁以取捨、能様三御執達可目出度候、仍申状如件、

慶長六年二月吉日

長谷場越前守 (宗純) (花押)

相良新右衛門尉殿

伊勢兵部少輔殿

伊勢平左衛門尉殿

伊集院伴右衛門尉殿

参

○六一 長谷場宗純軍功覚書

申訴陳状支

慶長拾九年小春之比、天下物云出来、其故如何成、

撰津国大坂大將秀頼、對關東方被構鋒楯支依為眼前、

當將軍様 家康様 率扶桑国中之軍兵、被成御上洛、

追付而秀頼之在城三被路大陳、此時薩・隅・日州御

大將軍嶋津奥州家久様、為關東方一致被成御參陳、

此砌長谷場越前入道父子共ニ依致御供、為御感与、

御馬者福山野駁、御鞍者金梨子地、文帆懸船切付、

タイマイ、アヲリハ熊皮、紺鞆房、唐草鏡、カチン (泥障) (勝地)

ノ手繩、腹帶、替明珎ガ作拜領之ヲ、然則東前被成

御上京、雖為冬吹海路、森江迄運上、船着津之處ニ

御陳之軍氣、此節者無勝利之間、先被相調一和評定、

秀頼居城二之丸迄破捨、則如東国之依被成御開陳候、

諸軍勢歸国支被仰出、任御注進家久様下向候、此等

趣為後證之、仍状如件、

慶長廿年甲寅 正月三日

長谷場越前入道判

進上 大竜寺和尚

参玉床下

(本文書ノ天部中央ニ「玳瑁・泥障・勝地」トアリ)

〇六三 長谷場宗純軍功覺書

申訴陳狀夏 長谷場越前入道判

慶長拾九年小春之比、天下物云出来、其故如何成、

摂津国大坂之大將秀頼、對關東方被構鉾楯事依為眼

前、當將軍樣 大御所樣 率扶桑国中之軍兵被成

御上洛、秀頼在城被路大陳、此時薩・隅・日州御大

將軍嶋津陸奥守藤原朝臣家久樣、為關東方一致被成

御參陳、此砌長谷場越前入道父子共致供奉、然則蒙

御感之夏、御馬者福山野黑駁四白、御鞍者金梨子地、

文帆懸船切付、力革玳瑁、泥障熊皮、唐草鏡、紺鞆

房、勝地手繩、同腹帶、轡明珎拜領之夏、伊勢兵部

少輔殿執達、命者依儀輕諸軍衆有人口、然処順風宜、

雪月中旬、東前被成御上洛、雖為冬吹海上、不謂夜

白、森江迄運上、船數百艘着津之處相聞、此節者軍

氣無勝利之間、先被相調一和評定、秀頼在城二之丸

迄破捨、則如東国之依御開陳候、軍勢歸国夏被仰出、

任御往進家久樣御下向候處也、此等之趣為後證、

仍狀如件、

慶長廿年甲寅正月三日

進上 大竜寺尊老

參玉床下

〇六四 長谷場宗純軍功覺書

訴陳狀

慶長二拾年乙卯季春、天下亦物云出来、自大坂可雪

會稽恥辱由、世間之風聞被及關東聞食、儒者有天地

時、以爰被諸国仰渡而、主將御父子曳軍兵、仲呂

不圓鞭駿馬、秀頼在城近被着大陳砌者、梅天初六日、

從大坂之城敵運盡、弓拳如雲霞之扉懸處、廻張郎秘

術而、構踏武藝之道、先陳者藤土佐渡守、相双而者

近江国之住人飯野掃部助与名乘宛、懸合而致大合戰、

其太刀下二而五藤又兵衛被討取、任其武意追詰、天

王寺口陳取、翌月七日・八日、大坂之城責落、而秀

頼并御袋同心シテ籠一之丸天室、腹切而自火烧亡ス、

然則老若男女或焼失、或天河之水沈夏不知其數、此

時被抽忠貞旨趣、家久樣至天下足御名譽、因茲、

將軍秘藏之御馬被拜領、是御參陳之日也、去程兵船  
數百艘上着、此刻長谷場越前入道、同十郎兵衛尉依  
致御供、重疊モ上意被仰下處也、仍後判之狀如  
件、

慶長二拾年五月十三日

宗純判

謹上 大龍寺和尚

參侍衣禪師

○六五 長谷場宗純軍功覺書

一竜伯様御代之軍記相調、為末世之嗜置候亘被及聞  
召、可有上覽之由候間、進上之處、數月被召留、

其以來蒙御感返被下候時、御夢想連歌并御詠哥如  
上意之趣致載筆、然則神威新成亘者有翰遊集、

一関白様西国下向之時、日州表者御舍弟中納言為大  
將軍新納高城被着陣、於爰四月十八日二御大將軍  
義久・義弘・年久(歲)・家久其外諸大將率多勢、京陣  
懸相而各致合戰、於同所而宗純太刀打ス、依此軍  
忠、御人衆吉利衆・肥州竹迫之内富村足輕合而

三百人召烈候、

一高麗国(惟)三兵庫頭維新様・同又八郎家久様御渡海時

者、子息弥四郎實純十六歳三而致供奉候、拙者亘

令在国、一役之御奉公日夜相調候、其外薩・隅・

日三州至兩肥劬・二筑州・豊後・豊前迄、抽粉骨、

今生之雖達本望者、為備末代之龜鏡、尊老可奉拜

御感筆者也、仍證狀如件、 長谷場越前入道

元和二年丙辰霜月十五日

宗純判

拜室 大龍寺尊老

侍者禪師衣鉢閣下

○六六 島津義久詠草

御詠哥

法印龍伯様

弓を射は稽古を晴と思ひつゝ、

つゐにたしなむ心ゆるすな

くせは我が身にし覺ぬ物なれハ

人をたのみて科をきかなん

武士と生るからに弓と馬

へたとしりてもおもひ忘るな

慶長拾四年霜月朔日

純斎

右為末世嗜之写之候者也、

○六七 長谷場純斎詠草

奉追膳

夫以忝人皇五拾六代清和天王皇孫御代經給ひて至武

家、大納言二位右大將軍頼朝卿之三男豊後守号忠久

嶋津判官と申奉るハ七ヶ国、蒙院宣ヲ為其守護職与、  
被免行

鎮西御下国御座者、降雨之似国土ヲ潤、掌ニ者治世

之風ヲ吹せ、此云秘術者無如五常、末代迄モ憤々猶

シ厚クシテ、御當家十七代之御屋形兵庫頭義弘、

武藝之達者於天下無双也、爰ニ日本 大閣殿下對高

麗国会干戈ヲ給ニ付、和中之諸大將者率數万騎之軍

兵ヲ、比者天正十九年暮春上旬、名護屋之津ニ陳取、

次第不同被令渡海、既防戦年積、奥郡迄無残所被破

却砌、從漢南国王為朝鮮加勢与數千万軍如雲霞之噴

来、其時味方之諸大將軍衆等、日々夜々雖被致防戦、

敵軍不痛而為所々着陳送日月刻、  
令 兵庫頭義弘様從

我御陳合鞭鎧、リウ馬討出給而、運者無天有汝心ト、

一日之中ニ無隙モ、廻兵法之秘術ヲ、御太刀下被刎

廿万騎頸支、依義弘之御武威也、彼随計籌、敵軍則

降參仕ル、然者漢朝成一和而、唐土之兩使扶桑国渡

海、直令上洛足本望、變而漢土被送遣、其聞得天竺・

晨旦・秋津国迄 御名譽之支者更ト不可勝計、上中

下年久敷奉成歡喜踊躍、堺節電光朝露不定世界故、

元和五天初秋末二日、霜星積、八十五歳ニ而無常之

風被誘引給支、惜ミ悲ヌ人無シ、乍恐吊モ愁涙深ク

硯水ニ移テ、人口之不弁嘲哂ヲモ、欲生阿弥陀佛国

者、是諸人等皆得不退轉於阿耨多羅三藐三菩提聽聞、

余之支ニ六字名号句之上置、三十一字連ねて、奉備

松齡自貞庵主御靈前者也、寔ト且ハ老耄至極タリ、

且ハ哥道モ無嗜にてひがことおほからんも人ト見ゆ

るし玉ふへし、

純斎

南 名はかりはあり明ノ月のかけすみて

にし山の端あるこそおしけき

無むかしより言葉を六字となへ来て

およハすなからゑかうなりけり

阿あつき弓やたけ心を思ひきらて

露もあたる身やしらすらむ

弥水上のなかれすゝしき瀧の音

たえても名のミかくれあらしな

陀立かへるなミの真砂路雪つもり

あしへのたつやそらにゐぬらん

佛ほとけにと手向のはなのさく比に

みどりの姿は千代や經なまし

○六八 長谷場某書状

〔端裏書〕  
脇右衛門兵衛 まいる 長谷場

奈良の御門の御時、神龜五年、朝家ニ中衛の大将を始めをかれ、大同四年、中衛を近衛と改られしより以来、兄弟左右に相双事わつかに三四ヶ度也、文徳

天王ノ御時ハ、左に良房右大臣ノ左大将、右ニ良相

大納言ノ右大将、是ハ閑院ノ左大臣冬嗣ノ御子也、

(マ) 朱雀院ノ御子には左ニ実頼小野の宮殿、右ニ師輔九

条殿、貞信公ノ御子也、後冷泉院ノ御時ハ、左ニ頼

通大二条殿、右ニ頼宗堀川殿、御堂ノ関白ノ御子也、

二条院ノ御子にハ左ニ基房松殿、右ニ兼実月輪殿、

法性寺殿ノ御子也、是ハ撰籙ノ御子息也、凡人にと

つてハ無其例、殿上ノ交たにも被嫌人ノ子孫にて、

金飾雜案ヲ汰綾羅錦繡を身にまとひ、大政大臣ノ大

将ニ成テ兄弟左右ニ相双事、末代とハ云ながら、不

思儀成候事共也、

長越さま急便之由被仰候間、早案之本を先と令  
進覽候、追而書可進候、

○六九 騎射之書

〔端裏書〕  
キシヤノシヨ

蓋聞、武者尊主、安國之基、撥乱禁暴之本也、是以



和漢傳、無絶貴賤翫無上而、步射之管雖非無其德、

騎射之勦(勦)猶堪想其敵、繇荒馬上之作物雖有其數、當

時所用者流鏑馬・笠懸・犬追物也、流鏑馬・笠懸面

と雖有其益、猶於犬追物者射駢(駢カ)之簡要遂之妙術也、

然間鎌倉右大臣家御時、權擧(推心)之、入道將軍御代喜禎(喜)

年中、泰時号前武州并經時号中、彼時被評定、有興

行沙汰、或就矢所之批判ニ被定法ヲ、或以矢落之善

惡、為後日被記置、以來為武藝練習之最要、每逢政

務諮詢之間、暇擇(イハシマテ)家之才能、有處と騎射、匪云夏

雷有賞翫哉、催興宴偏為習武訓也焉、殊當御代ニ可

有賞翫哉、仍將軍御受用之間、諸人同々招引之由也、

而於矢所是非者人皆知之、至テ振舞善惡者其品不同、

古今見聞之言語雖意示區、當時覺悟之旨趣不可記是、

全非為外見、只深所恥弄言、君於子孫之中、自有好

士之器潛見之也、委曲載左而已、繇茲クダシルシ 雷駢ハ素

示シメス、

### 〇七〇 長谷場純堯覺書

純堯者、

純正ためニ者ヲイナリ、父戸右衛門尉着子(嫡)ニ而候ヲ、

ムコやうしニして家を相そく候、御兵具奉行被仰付、

御供立ニ而江戸上下節と仕、別而御前宜弓方など、別

而御かん二入、色と拜領仕候、百矢ノ臺をも拜領仕

候、有時上意科人有之、家籠仕候ヲ入候而打伏候ニ、

右左ノ手ニ手疵をおい候て、其きすいた(果)ミ相巢候、

乍殘多御奉公戰死無揆露仕合也、戰寛文十二年九月

十七日遠行也、年積カ四十八歳、丑之歳、女子三人

有、着女(總)ハ弟子丸右京ノよめ、二ハムコやうしを仕

候、

### 〇七一 長谷場純正覺書

筆法

一寄親の方へハ、吾傍輩成共少賞翫有へし、殊宿老

などならハ弥賞翫、譬傍輩なり共、若輩より親ハ

宿老ならハ恐惶謹言、なにかし殿まいる御宿所な

と可然、又より親主人ノ一族親類などならハ、恐

惶謹言、何かし殿まいる人と御中と可然、惣し而

長谷場平左衛門尉

傍輩成共、我より一ツも年まさりの方へハ文章な

元和五年未八月廿六日

純正（花押）

とも些心得て書、なにかし殿まいる御宿所と可書、

吾人を敬て書ぬれハ、人も我を敬ふ事なれハ、相

有はなくはきハ数そう

構而く蔑如すましき也、恐惶ニ筆つびすまいる

世の中にあハれいつれの

ニコシカゞますといへれハ、等輩たりという共、

日まてなけかん

互ニ敬ふ而可然候といへり、鹿苑院殿様の御代ニ

梅經寒苦、清香を

御伯父の佐と河殿と申人、御内書を御自筆ニ而被

はつまるぞ、萬能一心有

遣候時、恐惶謹言とあそバして、人と御中と御沙

つかふるに身はし頼な

汰有しを、于時今河伊豫守御前祇候し、是ヲ指南

思案肝要、

申而曰、上意様之御上ニ而恐惶など、あそばし

事不可然之由申しかハ、御定ニいはく、去者官位

○七二 国中寺社庄公總図田帳  
（日向国注進） 国中寺社庄公惣圖田事

加階たてなどハ公家なみに立並ての時の事、是ハ

内とノ儀也、わかためには親方なれば不苦之由之

合惣田数八千六十四町内 寺領田貳百三十八丁 弥  
勒寺領百十五丁

御意を承て、伊与守辱存感涙をおさへぬ、我等こ

権門 八条女院御領同富庄田代千二百二丁 一円  
（五脱カ）

ときの賤やから、位立をハ申なさめりと、探題の

庄三百八十二丁 加江田八十丁 在宮崎郡内

大草帚といふものにするせり、いかにも當世ハ書

地頭平五 加納二百丁 大田百丁 国富北郷

札賞翫してよしと也、

二百四十町 左右恒見百丁(久力) 隈野八十丁 吉

田三十町 源藤六丁 鏡淵六丁 今泉三十町

那河二百丁 田嶋破四十丁(院之) 袋十五丁 佐土

原十五丁 信木三十町(巻) 新田八十丁 下富田

百三十町

寄郡百二十丁 穗北郷七十町 鹿野田郷五十町

前斎院御領田代二百七十八町 平郡庄百丁 藤田太

別符二十町 久目田八丁 規於院百五十町(郷)

殿下御領 一田名二千二十町 北郷三百丁

中郷百八十町 南郷二百丁 救二郷百六十丁

財部郷百五十町 三俣院七百丁 嶋津破三百(院)

丁 吉田庄三十丁

寄郡千八百十七丁 新名五十町 浮目七十丁 伊

富形十五丁 新納院百二十町 宮頸三丁 穆

佐院三百丁 飢肥北郷四百丁 同南郷百十一

丁 救二院九十丁 真幸院三百二十町

没官御領田代六十八丁 三宅郷二十丁 三納郷四

十丁 間世田八丁

公領右松保田代二十五 在同部地頭土持太郎(重九) 信綱

塩見三十町(目) 在柏杵郡内 富高三十町在同郡内

舟曳五十町在宮崎郡内 安樂寺領六十三丁

馬関田庄五十町在諸縣郡内 湯宮十三丁在兒湯郡内

國分寺田二十丁 法元寺田二十丁同在同郡内

尼寺十丁在同郡内 安寧寺田十丁在同郡内

社領田代二千百十六町 宇佐宮領千九百九十三丁

縣庄百三十三丁(三十九) 在柏杵郡内

富田庄八十丁在同郡内 岡富庄五十丁并濟使在同

郡内 土持太郎信綱

多奴木田十町在同郡内 諸縣庄四百五十町在諸

縣郡内

浮田庄三百丁在宮崎郡内 廣原庄百三十三丁(百丁九) 在那

河郡内

新名爪別符八十丁在同郡内 宮崎庄三百町在宮

崎郡内 調石十六丁(殿力) 在兒湯郡内

鷹居別符四十丁在那河郡内 渡別符五十丁

竹崎別符四十五丁在同郡内 苳生野別符百丁在  
宮崎郡内

大墓別符二十丁在同郡内 細江別符二十五丁在  
同郡内

長峯別符十七丁在同郡内 畠田別符三十丁在諸  
縣郡内 伊佐保別符二十丁在同郡内

妻方宮領九十八丁 清水社六十丁在兒湯郡内  
江田社三十丁在那河郡内

高智尾社八丁在柏杵郡内 福野宮神田二十五丁  
在兒湯郡内

嶋津庄日向方本庄分田數事 三保院千町 北郷二  
百十四丁三反二丈

中郷内破木別符十一丁四反卅口 同秋永三丁  
六反十 同恒吉三丁一反卅口 同綿丸四十四

反卅 同益光四丁四反廿 迫万三丁一反廿  
南郷百五十七丁四反卅口 救二郷百二十八丁

廿 嶋津院百二丁八反十中 吉田村三十四丁  
七反卅 木野別符八丁一反卅 世多良志村十

所下

○七三 國中寺社庄公総図田帳裏書

四丁二反 早水社十三丁七反中 中霧嶋十三  
丁五反廿口 同寄郡 飫肥北郷五百七十町二

反中 真幸院四百七十八町七反十口 大隅方  
本庄 財部院四十七丁八段四丈 深河院八十

余丁 新富別符五丁九反十口 筒羽野村三十  
丁六反口 多祢嶋二百九十九丁九段 同寄郡

横河院六十一丁九反四丈 曾小河村三十七丁  
一丈 下大隅郡百二十五丁三反十 串良院八

十八丁三反卅 西保村十八丁七反廿口 小原  
別符四十丁五反卅 百引村七十四反十口 肝

付郡 薩摩方諸郷院合四千十町七段  
建久八年六月日 目大部依包 權拯矢田部

恒包 權介草部盛直(百下部) 權介草  
部行直 權介草部重直 權介

草部宿祢盛綱

四貫八百文

壬四月廿一日

京替錢之時進之、長谷場方

請取在之、

七舁

大宮虫祭花米、

五百文

壬四月卅日

伊崎大貳公請取在之、

八斗

市のうしろのつゝみつきの  
しきニ進之了、

一貫文

六月十七日

長坂七郎請取在之、

已上二石八斗四舁

五百文

七月十八日

平五郎上之時、そふつニ給

未進六舁

左近入道請取在之、

一作大豆六斗三舁内 一斗八舁 不作逃亡跡

四百文

岡本京上之時請取在之、

弁四斗五舁

延口一斗八舁五合 過分延定

五十文

雨こひの之時僧衆酒直、

并延大豆六斗三舁内

五貫百文

念阿請取在之、

三舁

九月中ニすりたうふニして進之、

已上拾貳貫參佰伍拾文

五舁

十月中ニ同前、

過上三百九十文

三舁

十一月中ニ同前、

一絹四兩行方内 三兩行方 不作逃亡ノ分

五舁

十二月御別時ニ同前、

弁一兩 念阿請取在之、

已上一斗六舁

一麥<sup>延</sup>地子四石三斗内 二石四斗 御免不作分

殘四斗七舁五合未進

定納二石九斗内

一苗十二把内

二把 給分

一石二斗 内山方ニ進之味曾料、

二把 逃亡

四斗 道智子請取在之、

弁八把

進之了、

三十七舁

同人請取、

一麻苧七十内

十五 不作

二十 未進

〔弁三十五 進之了、

(本文書ハ七二号文書ノ紙背文書ナリ)

頼朝右大將家御伴御内書十三通アリ、此之内御自  
筆御内書二通アリ、別ニナヲモアリ、  
畠山重忠ノ状アリ、

〇七四 島津家幡覚書

(端裏書) 「長谷場

慶純」

〇七五 島津家幡覚書

(端裏書)

盤谷

長谷場兵部少輔殿

進之

入道慶純」

嶋津

御當家御幡三流有、一流ハ雨ノフリタル所ヲ形ニ

付テ、十文字ヲ子リニテヌイ付テ、其トヨリノ地

ハ黒ク、其外ハ白カ<sup>シ</sup>ルヘシ、

一流ハ十文字ヲ子リニテヌイ付テ、其トヨリノ地

ハ黒ク、其外ハ白クアリ、

御幡一流、地ノ色ハ水イロニテ、上ニハ引両、下ニ

ハ桐ノタウノ文ナリ、是ハ尊氏將軍ノ御幡ナリ、

以上三流アリ、

御シルシハ流アリ、イツレモ白シ、文ハナシ、此

之内四ハ古ヒテ候、

一御當家御幡有、二流有、一流ハ雨ノフリタル所ヲ

形ニ書テ、十文字ヲ子リニテヌイ付テ、其トヨリ

ノ地ハ黒ク、其外ハミナ白ルシ、

一流ハ十文字ヲ子リニテヌイ付テ、其トヨリノ地

ハ黒ク、其外ハミナ白シ、

高氏之  
御幡一流アリ、地ハ水色ニテ上ニハ引両、下ニハ桐

ノタウノ文アリ、是ハ將軍ノ御幡ナリ、

十文字ノコンホン、以上三流、

一御シルシハ流アリ、イツレモ白シテ文ハナシ、此

之内四ハ古ヒテ候、

亦

頼朝右大将御伴御内書十三通アリ、此之内ニ御自

筆御内書二通アリ、別ニナヲモアリ、

十文字之書様、守護文一人タルヘシト御自筆ニ有、

又畠山重忠状アマタアリ、

〇七六 定物成覚書

(前欠)

内千六百六拾九石四斗六升五合

御請状米大豆

於残九百七拾石九斗九升五合

當免

定物成

此内三百拾石九斗五升貳合二勺

真米

口米六石一斗六升八合六勺六才

三百五石四斗四升五合六勺

赤米

口米三石五斗四升五合八勺

百貳拾二石六斗五升八合七勺

大豆

口米六斗九合四勺一才

右之口米十石三斗貳升三合八勺七才

石別二升宛

貳百三拾壹石九斗三升八合五勺

米 大豆

未進

〇七七 長谷場純齋覚書

おぼえ うぢがミまつり入目之事

一 ございの米一舂 但能米 純前より上申候

一 ひとよね二舂三合八 純前より上候上白

一 しどぎの米三合 純前より上候上白

一 にんくのさけハすゞびん一つい、すミぎけかしや 市米

うちうにてもありしたいにもたせ申候、大日寺た 市米

のミ申候、

一 やさい・たぎゞのしろハ、ぜにをまもらせ候事、

まへ／＼たんかう申たる事も候、みそ・しほ・す・

しやうゆハ、これよりもたせ申候、とし／＼此分

三可被申付候、一はし・やうじ五人ぶんもたせ

候、

一 御やしろハ、そのとし／＼かやにてつくりかゑ申

候、むかしより仕付三而候、しほいにてきよめ候、

以上、  
元和八年 ミつのは 十一月吉日 藤原純齋 (花押)

(卷子表紙)

長谷場文書 卷三

(押紙)  
「文書拾三通」

〇七八 内裏大番役支配注文案

内裏大番吏、任仰下之旨可令賞勤人(参カ)

「鎌倉時代ニ成テ御家人多出来候ト見得候、鹿兒嶋長谷場也、」

覺嶋郡司

河邊平次郎

別府五郎

顯娃平太

伊作平四郎

薩摩太郎

知覽郡司

益山太郎

高城郡司

在國司

牟木太郎

莫祢郡司

山門郡司

給黎郡司

指宿五郎

市来郡司

満家郡司

小野太郎

宮里八郎

萩崎三郎

伊集院郡司

和泉小大夫

右、各守注文之旨、明春三月中令參洛、可令見知役所給也、且鎌倉殿仰旨如此、早可被存其旨之状如件、

建久八年十二月廿四日

(島津忠久)  
右衛門兵衛尉

在判

薩摩國御家人御中

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一七六号文書ト同文ナリ)

〇七九 足利直義感状

鎮西凶徒誅伐事、致軍忠之由、畠山修理亮七郎所注申候也、尤以神妙、弥勵忠節者、可抽賞之状如件、

建武四年八月六日

(足利直義)  
(花押)

長谷場十郎兵衛尉殿

(幸地)  
(本文書ハ「旧記雜錄前編」一九五号文書ト同文ナリ)



○八〇 島津氏久一字書出

弥六氏純

氏久(花押)

康安二年十二月一日

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」二二〇号文書ト同文ナリ)

○八一 恕岳証狀

薩之龍山者、藤氏長谷場公之名字之地也、故其家門之禪侶在寺時者、加常住之扶助為堪忍者也、仍證文如件、

天文十年辛丑八月時正

(蓋印)(角印)

福昌住山恕岳老書(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」二四二四号文書ト同文ナリ)

○八二 島津義久袖判領知目錄

新知

(角印、印文「義久」)

薩州隈城之内領知目錄

西手名  
一 城岡之門 新納藏人先

貳畝廿步

尾さき

六畝

木の本

四畝拾歩

長の間

五畝

同所

三段五畝

長野間むた

三段八畝拾歩

同所

(繼目裏印)

貳段七畝

橋の口

三畝拾歩

八段田

六畝

渡あかり

三段四畝廿歩

橋の下

九畝

同所

壹段壹畝拾歩

曾井の下

六畝

橋の下

貳段三畝八歩

種子田

壹段七畝廿歩

竹のはすい

貳畝

種子田

五畝

口の町

地頭所  
畝段廿歩

木下帯刀先  
田邊田の前

壹畝拾歩

屋敷の下

(継目裏印)

已上貳町三段七畝廿八歩

加世田津貫名 田中門之内  
壹段貳畝廿歩

三杖田

益山名  
貳段貳畝拾五歩 浮免

大中庵先  
やげ田

畠方

市来大里名 八段貳畝之内浮免  
畝段 水口

来迎寺先  
柳田

九畝

嶋畠

別府田間  
壹段浮免

龍徳院先  
瀬戸の口

八段壹畝

蘭畠

畠方

山畑  
六段八畝

岡之嶺

五段壹畝廿三步屋敷付

四段

平

此内山畑二反

五畝

百姓居その

惣合畠山畑田ニシテ参町九段壹畝

山畑  
三畝

長の間

分米大豆三拾九石壹斗

貳段

川津留

鎌田出雲守

已上貳町壹段七畝

文祿貳年二月七日

政近(花押)

町田出羽守

村原名  
一ヶ所崎園屋敷

圓福寺先

久倍(花押)

七畝拾歩

道下

(継目裏印)

壹段五畝廿七歩

まうたり

長壽院

已上

盛淳(花押)

「右、新知三拾石外九石壹斗事者、加先知行而、六十石役為可被仰付二所被下也、」

長谷場越前守殿

〔本文書ハ「旧記雜錄後編二」一〇五五号文書ト同文ナリ、尚本文書及ビハ三号文書中ノ糖目裏印ノ印文ハ全テ「久倍」カ〕

〇八三 島津義久袖判領知目録

(角印、印文「義久」)

数年所被宛行

薩州諸所領知目録

加世田益山名

一 竹原崎之門

壹段壹畝十九步

青木の本

貳段八畝十九步

すわう田

叁段九畝廿貳步

中原

八畝七步

岩崎

貳段

かまふ田

壹段廿貳步

やけ田

(繼目裏印)

壹段十五步

島田

壹段廿八步

かまふ田

已上壹町貳段拾貳步

島方

貳段三畝十壹步

諏方の前

山畑 五段三畝七步

大園島

山畑 四畝廿六步

柳原

山畑 六畝

同所

壹段

百姓居やしき

已上九段七畝十四步

浮免島方

同地頭所名

貳段六畝

中嶋坊先  
中嶋島

右屋敷代ニ被下候、

市米院長里名

一ヶ所 横手屋敷

(繼目裏印)

壹段壹畝

井手の本

九畝五步

くすか丸

廿步

坂の下

貳段壹畝五歩

うら田

分米大豆廿五石八斗五升三合三勺壹才

已上四段貳畝

鎌田出雲守

島方

文祿貳年五月廿九日

政近（花押）

壹段六畝八歩

下横手

町田出羽守

山畑

坂の下

久倍（花押）

山畑

をはた

長壽院

田方

舟か山藤前寺先

盛淳（花押）

已上貳段壹畝廿三歩

長谷場越前守殿

島方

井上又七左衛門先  
ゆの馬場

（本文書ハ「旧記雜録後編二」一一三三号文書ト同文ナリ）

八畝拾歩 永代買

浮免

○八四 島津忠長外三名連署宛行状

（継目裏印）

惣合二百四拾石

中里名  
壹段廿三歩

四反か丸

右知行、為加増被宛行者也、

同名  
壹段六畝七歩

よこ手

鎌田出雲守

養母名  
壹段三畝

長野田

慶長五年十二月八日

政近（花押）

ゆた名  
壹段 永代買

長野助七郎先  
溝下

比志嶋紀伊守

惣合田方貳町壹段貳畝拾貳歩

国貞

島方壹町五段三畝十七歩

平田太郎左衛門尉

增宗（花押）

圖書頭

忠長

長谷場越前守殿

（本文書ハ「旧記雜錄後編三」一四一九号文書ト同文ナリ）

○八五 興福寺從儀師幸雅書狀

明日御進発必定候哉、御在京之間、細□不申承候、  
背本意候、又收納使職事、野邊殿ニ被申付候之由、  
自御在國之時其間候之間、御上洛候者、自然京都公  
事等者、被見繼申候欵之由存候之處、一事已上無其  
儀候、御上洛之時ニ染物、景光上洛之時、貳十貫御  
年貢内ニ後日被立用候上者、無念無申計候、今度之  
定、染物等御感得候欵、二斗被進候者可為御志候、  
不然者可被入御年貢染物内候欵、如被申候者、收納  
使職事、執沙汰之仁を不被定候之条、野邊殿沙汰も  
大分差候欵云々、所詮被處領家御事於聊尔故候欵、  
無申躰候、条々御對面之時被申趣、年内可被進入候

由、被申候上者、可被待申候也、恐々謹言、

九月廿二日

從儀師幸雅（花押）

謹上 長谷場十郎兵衛尉殿

○八六 某追申狀

（端裏書）  
「はせは助九郎

十二つう 封」

追申

水間法眼并子息忠政等事者、曾無申旨候、縱何様  
雖廻秘計候、曾不可許容候、於彼段者心安可被思  
給候也、又此狀、同山臥之便宜被事付候て、可令  
交替藤五候之由可被仰下候、下向之後、無何南都  
事等不奉存候覽とて、無殊子細候由申遣候也、  
又被繼用途事、七日以後、必可差上使者候、無相  
違候様可令用意給候也、宜敷□□様□由承  
候と存候、次三綱之□承候、何様□□又今一題  
目用意、一々可有御沙汰由、其内ハ承候き、御礼

可有哉、

〇八七 一乘院僧琳乘書狀

〔端裏書〕  
〔北小路殿御教書〕

兵庫殿へも改可進狀候、便宜之上無殊事候、祖賢房下向之段、委細申候了、今又此狀同御事候由可被申候也、

去三月八日御狀者、祖賢房六月廿日自京都下有向被付之候了、条々委承候了、而彼御返事条々、七月十七日被申候き、于今不被下着候哉、返々不審無極候、此九月六日御狀者、此御使十月十四日、自京都下有向給候了、条々委細承候了、自去八月下旬、官方之軍勢熊野・紀伊國・和泉・河内東条輩令蜂起候之間、自將軍家軍勢数千騎被差下、紀伊國・和泉・河内等へ被責候之間、已一兩度及合戦候了、兩方手負死人等多候也、然而官方者追日軍勢令減少、將軍方者軍勢多成候、如此候之間、

南都も不閑之間、用心之最中候、加様候程に、武家お沙汰も候へとも、先一大事候、此合戦之沙汰にて候也、

一龍長城被追落候欵之由者、山臥為高野參詣之上落候、其説とて祖賢房自境津粗啓申候き、仍其時状も尋申候き、實事候けり、而日向大将左様為水沼方人被取向城候て、被入軍勢候欵、言語道断之悪行候、申状両本并具書慥給候了、申院家御拳狀、念可訴申武家候也、就之候てハ只此申狀分候許にてハ、是ノ雜掌者重不審、自武家被申候段、地下事之様委細才學候ましく候、あはれ心得て候ハんする御代官を被上候へかし、一道申究候まて在京候ハ、可宜候、可為何様候哉、次神人篇にて候申候、否之段者於是申合、故實之仁候て可相計候、一地頭代居所正員等事注給候了、可存知候、彼縁者事無知音候、然而可尋搜候也、  
一正月過候者、沙汰事則雜掌と申定候て、致其沙汰候、而自南都も大和國惡黨宇陀并宇智郡住人等稱

官方、令抑留佛神用物候之間、依彼寺訴、神木自

去三月之比及御遷坐候之間、依如此事未道行候也、

一 眼代職事、押上弁殿就内外致秘計、雖望申候、如

當時者不可有御計之躰候、日来者了學房不調、弁

殿与楡井一躰之間候、無御許容候、仍野五殿事承

候之間、粗申入候了、いたく不可有子細之躰候之

間、起請文事令申野五殿方、祖賢房下着候者、定

彼状到来候欵、念可被申彼左右候哉、

一 飢肥南郷の此間給主兵衛督入道者、奉對院家聊依

不調事候、被改替候之間、為北郷沙汰可宜之由承

候之間、申給候了、則政所御下文・弁御教書案、

以祖賢房下向便宜、付石井入道方候了、當年年貢

事、無相違可被沙汰上之由、能く可被傳仰候欵、

先給主之時者、彼積具深川院年貢候之間、彼深川

院給主方へ令混乱被取候之間、及違乱候けると先

給主被申候之間、以外之次第候之由、為院家も及

御沙汰候て、依其御公事も無沙汰候き、今度知行

之時、無相違候之様可致沙汰候由、被仰下候也、

一 三俣院事承候之条、御沙汰無申限候、彼次第定被

注進東室法印方候欵、然者北郷事ニ指合候て可申

沙汰候也、

一 救二院事、返く以外候、此事者自京依被付、粗承

及候つ、給主令口入、先年及沙汰候欵、不可然事

候由存候了、謀て如此及空籠候欵、此自孫七殿方

も委承候也、始終落居不審候、

一 天龍寺事、相尋縁人候て可致沙汰候、交名人事承

候了、

一 自大将方被成候両人之許へ奉書給候了、沙汰之時

可申候、

一 尚く案内者の故實候ハんする、被上御代官候、旁

可宜之由思給候、

一 以前承候自武家被成奉書候と申候事、一定守政等

謀詐候欵、其子細祖賢房之時、渡邊弁公状進候了、

此御使大貳公南都ニ中ニ日逗留、下國事念申候之

間、不能一二候之上、祖賢房下向之時条く大概令

申候了、仍止候也、恐く謹言、

十月十七日

琳乘

〇八八 飢肥本郷留守所奉書

（端裏書）  
「三條殿」

（花押）

水間藏人守政就飢肥北郷濫妨惡行事、被見繼收納使方、各被致忠候之由、御使刑部注進申候、事實候者神妙候、始終無更改之儀、被抽忠候者、於當御領内事、雖為何事、面々可被申行恩賞候由、留守所御奉行所候也、仍執達如件、

（押紙）

「貞和二」

「康永三」十二月十二日

謹上 深河弁濟使野五殿

平良孫八殿

西俣彦兵衛入道殿

南郷收納使孫九郎殿

長井大輔公御房

石井三郎殿

末次孫五郎殿

長谷場五郎左衛門尉殿

同兵庫允殿

中嶋野六殿

〇八九 櫛間院領家下文

（押紙）  
「くしまの事の沙汰」

（花押）

下 日向國櫛間院

仰下雜事三箇條

一 可勤行佛神事、

右、云神事、云佛事、專守式日、宜令勤行矣、

一 可致農業事

右、土民之業、農作為不漏段歩、宜令滿作矣、

一 可勤仕課役事

右、恒例之勤・臨時之役、宜令致合期沙汰矣、



以前三箇條、所仰如件、以下、

康永三年正月一日

〔本文書ハ「旧記雜録前編」一三二八三号文書ト同文ナリ〕

○九〇 島津義久いろは歌

龍伯公御筆

色葉哥

法印龍伯

いつ迄も久しかるへき君か代を

なを萬代とまもれかミかき

ろかいたて袖もつなても打はへて

渚こきかふ船のゝとけき

春のはな茂る木すも秋の色に

うつれはやかて雪のふるさと

俄にはなにの稽古もならぬそと

心をかけよあきの日ことに

ほしきとてしるて所望ハ無益哉

いたすとなれハおしき物なり

へりくたる心のうちにつよけをは

さしはさみたる人ぞ床しき

徒然なるおり／＼ことに古草子

見てことハりに心つくへし

千はやふる神のめくミにたかハすは

祈らすとても隔やハある

利こんたてする人毎にあやまの

みにつもるをはしらぬ成けり

ぬしからをよくたしなミて主人には

忠をつくして奉公をせよ

瑠璃の壺不老あかたのくすりきへ

すくれは後ハ毒のちやうしやう

教をはそむかしかやしたらちねの

さためをきたる弓ふてのあと

わたつうミの底よりふかき心をも

よみあらハすややまことのは

かせの音なミのひゝきもこと／＼に

こゝろつくればたゝのりのこゑ

よそに見てうらめしかりし老らくの

我いたゝきにつもるしら雪

たれも身ハ主人次第とうち任せ

理たてをすてゝつかへてもかな

連歌をはしハしかひまもわするなよ

ことはつゝきもこの道にあり

そのかミの名たゝる人もいまの世の

人も五臓に六腑なりけり

つくくゝと世のうき事を案れは

我かなす科のむくひとそしる

ねたしとてさのミりんきの過ぬるハ

妻にあかるゝはしめとをしれ

南方の無苔のよるにゆかんとて

ねかふ勒ハさてもくるしや

らん拍子ふみそんしたる猿樂の

はちはいちこの雨夜とそなる

むかしよりつたハリ来るみちくゝを

たへすつゝけやす糸の代の人

歌の道らん舞茶のゆもたゆむなよ

かたらふ人のあひさつのため

井をはほる日ハありとてもふさく日ハ

あらし物をと人そかたれる

飲酒のしやうたいなきもせうしかな

あまりのまぬも人のかけみち

おく山の柴のいほりとおもへとも

月よはなよハすてぬはかなき

國もちハ四書や五きやうを学ふへし

そのよの事ハたいに第さん

夜半までかくもんしてもをこたらす

おき出まほししのゝめのそら

魔法をは修しかなへたる人ハたゝ

身の行す糸の用しんをせよ

賢人は聖人よりはおとれとも

それもせんりのハさとしるへし

ふようなは生れつきとは云ながら

はけますこゝろなきゆへとしれ

心にはせんをはおもひあしきをは

すてよわか身にあらしあやまち

えらふにハよきそまれなるとり所

ひとつもあらはそれをそたてよ

天道ハふたりのおやに孝あるを

守るへきとのちかひとそきく

あさに日にかんきんするといひくゝて

をこたるときそはちはあたれる

妨のあるましといふひとはいき

しやうのとききへたゐはとやらん

きミをしもかろしめてきへ科なきは

月はな雪のたハふれのととき

ゆふなるをむかしハほめしいまの世ハ

うつけたるとてわらハれやせん

面ほくをほとこすほどのかうミやうは

たのむ神りよのわきならてやハ

見る事も又きくことも耳と目に

とまらぬ人やたハけなるらむ

しらま弓やたけこゝろをもちてこそ

いつれのみちのおくもしるへき

会尺にはきやくの心をうかゝひて

をもきかろきハときによるへし

人のよきひとのあしきを見てハわか

身のみかくへきかゝみともせよ

文字もわかぬわれはきなから盲目に

おなし物とやひとのミるらむ

誓紙をはかろくとする人はたゝ

ミとせのうちの罰とするへし

推量ハおほかたあふとおもへとも

ときととからぬこゝろにそある

經陀羅尼よみてもよしや大それの

月まつ夜半ハおはらひそよき

一としもいまよりかすのはしまりて

ひやくおくまでもくらからぬなり

二なきいのちもきミかためならば

すゝしくかろくすてよものゝふ

三従に五しやうをくハへ八をしも

いかにのかれむあはれにようはう

四てんくの内證までハしらねとも

たふとゝハかりおかむ日所作

五躰をはやふりすてゝも六地藏

いまひとつをそ見付わつらふ

六十に余らはたれもこゝろせよ

時にあふましいまのよの中

七馬鹿といハるゝ人のうへになを

こゝろの底はようしんをせよ

八歳になれる龍女かしやう佛も

妙法華經のくとくならずや

九重に八重のさくらは十成を

いむこゝろにやはなもさくらん

十年をなゝつかさねてけふハはや

む月の二十三夜なりけり

此いろは歌五十八首は、慶長七年正月廿三夜、月ま  
ちの目さましに詠立、頓作といひ老耄と云、ひかこ

とあらむ所見ゆるし給ふへきものなり、

帑数拾枚有

于時慶長八季菊月吉日 主長谷場越前守（花押）

（本文書ハ東京大学史料編纂所所蔵ノ影写本「長谷場文書三」ヨリ採レリ）

長谷場系圖并略譜

藤原本系

●藤原本系 元中臣氏 后改藤氏

●天照太神五臣鏡作上祖石凝命、猿女上祖細女命、玉作上祖玉屋命、  
中臣上祖天兒屋根命、忌部上祖太玉命、

●天照太神天降之時、侍者八百万、天之押雲根命  
神中棟梁春日四所其一云云、 天之押雲平命

●天兒屋根尊—天押雲命—天多称伎命—宇佐津臣命

御食津臣命—伊香津臣命—梨迹臣命—神聞勝命

久志宇賀主命—國摩大鹿嶋命—臣陝山命—跨耳命

大小橋命—阿麻昆舍卿—真人大連—賀麻大夫

黒田大連—常磐大連公—可多能祐大連

一男 御食子 繼體天皇御宇人 一門上祖小德冠祭主大連公

二男 國子大連 二門上祖子德冠 母山邊歌子連子 中納言 右大臣

三男 糠平子大連公 三門上祖 國足 祭主大錦上 意美磨 清磨

母同御食子卿 大錦上 右大臣 金連 天武天皇元年八月被誅、

天智天皇八年十月十五日、任內大臣、則改中臣、  
天兒屋根尊廿一世孫、姓始為藤原朝臣、同被授

大織冠、

內臣 大錦上

內大臣 正二位 一名鎌子 內臣 內大臣始也、

又曰、

舒明皇后有夜ノ夢想ニ、白玉門藤生シテ、日本ニ蔓花咲ト見給ヒテ、懷任シテ七日ニ、白狐鎌ヲ加ヘテ來テ置枕上ト夢想有テ、體テ王子降誕仕給テ、鎌子ノ大臣ト号、天兒屋根ノ末孫也、是鹿嶋・春日之御夏也、白鳳五年乙丑、鎌足ノ内大臣ニシテ、國々ノ境ヲ分テ定年貢也、又入鹿ノ大臣ヲ誅スル、依功天智天皇始藤原姓賜大織冠、是也、建立多武峯、定惠和尚收遺骨、母大德冠大伴比子卿乙女智仙狼、

●●大織冠鎌足

天智天皇八季十月十六日辛酉薨、五十六歳、和州於藤原帝都、大中臣改藤氏也、從是藤原ニ四家ト云事有リ、鎌足ノ二男不比等者号淡海公ト、任左大臣、正二位、息四人有リ、第一武智磨、第二房前、參議、第三武部卿宇合、第四楓磨、左右京大夫、是ヲ四家ト云也、委者簾中最要集記之者也、

小錦上 小山中 刑部太輔 豊後守

垂目連 鳥磨 名代 伊賀磨 春日社神主等流、大中臣之祖、從四位下、從五位下

●●不比等

授刀資人四十人、右大臣、養老二年、太政大臣固辞不受、母東持國子君之女、与志古娘、諡曰文忠公、大政大臣、從二位、養老四三一病臥、為救大臣ノ病賜度者九十人、大赦天下、同日令

都下四十八寺一日一夜讀誦藥師經、同月三日薨、六十二歳、同年十月、詔贈大政大臣正一位、追又為淡海公、封近江國、

母同上

定惠 大和尚 多武峯本願 俗名真人、十一歳入唐、

夫人氷上娘 天智天皇女御

夫人五百重娘 〔後此人ニ淡海公密通、生參議磨卿〕 同天皇女御

●●南家祖

武智磨 贈太政大臣

大納言 賜帶刀、資人四人 式部卿 大宰輔

氏長者 左右大臣 從二位 正一位 母娍子同

房前ノ母、天平九年七月廿七日薨、五十八歳、  
贈太政大臣、子孫在左、

母右大臣大紫冠蘇我羅自古女嫌子娘也、此兄弟

其家在南北、授刀長官近江・若狭、按察使東海・

東山道、仍稱南家・北家、節刀使(度) 中衛大將

中務卿 參議 從三位、母右大臣大紫冠蘇我羅

古女嬀子、天平九丁丑、四十七薨、儀準大臣葬、

贈大政大臣正一位、

北家  
●房前  
祖

中衛大將

正三位 民部卿

母讚岐志度之浦海士之女也、此娘ニ不比等ノ契

約者、太織冠ニ從大國面向不背之寶珠被渡、於

海上ニ竜宮より取納ム、是ヲ無念ニ被思食、此

玉ヲ可取還眞實ニテ廻計籌ヲ、彼浦ニ御下着御

座テ、有競望故、此海底ニ飛テ入、宮中ヲ見渡

ハ、高檀ニ彼玉ヲ案置シテ、惡龍各是ヲ奉守護

有様ヲ物ニ僻ン方ソナキ、移時尅不成事、此水

良者利劔ヲ拔持チ、南無大慈大悲之觀世音ト本

願ヲ祈誓シテ、玉殿ニ走入者、毒惡龍ハ迷失ナ  
リ、其時宝玉ヲ取得テ上ヲラントセシ程ニ、惡龍

纏テ追懸ル、無為方餘ニヤ片脇ヲ切破リ宝珠ヲ

押入、兼諾之繩ヲ調者、其時人ト進ミ引上ケレ

共、此身者空成終リヌ、哀見ヲ垂給ヒ、大臣彼

浦ニ下着シテ、建立志度寺本尊者、南方無苦世

界主觀世音ヲ案置シテ、十三廻ノ延供養玉フ、

詠歌ニ、

東にし南の岸に堂立てきたの藤浪いまそ栄ゆる

ト有り、此玉者南都興福寺之本尊是也ト云云、

式家  
●宇合  
祖

常陸守 遣唐使 西海道節度使 太宰師(帥)

式部卿 參議 正二位 依兼式部卿稱式家、

母同房前、天平九八五薨、四十四、贈太政

大臣正一位、

京家  
●磨  
祖

權參議 兵部卿 左右京大夫 從三位 山陽

道鎮撫使 依兼京職大夫稱京家、母大織冠女

五百重夫人淡海公異母妹也、天平九七十三薨、

四十三、贈太政大臣正一位、

國母

皇太后宮子 文武天皇妃、皇太后 母正四上賀茂

朝臣比賣女、勝宝元六七崩、諡曰于

尋葛藤高知天宮姓之尊、聖武天皇母

后、

國母

皇后光明 興福寺西金堂本願十一面尊形令涌現世、

孝謙天王母后、母正三位懸大養橘宿祢、

贈從一位氏三千代婦人也、

聖武天皇妃

多此能 從三位左大臣諸兄公北方

從五下

鳥養 民部卿 皇后宮大夫 右大弁 皇大傅 式

部卿 中納言 正三位 大納言 正二位

母從五下春職首老女、延曆十三七一薨、六

十二歲、母從四下犬養公鳴曆女、弘仁九十

一十四薨、贈從一位、

永平 式部卿 中納言 不叙五位真叙從四下不經、

任中納言、母大宰帥美濃王女或云、母治部

卿撰津大夫美収王女、正三位、牟備女王、

●●● 真楯

贈正一橘大夫人、左大臣諸兄公妹云々、左

大臣從一位云々、宝龜二廿二薨、五十八、

左衛門督 氏長者 式部大輔 大宰帥 母

同永平三、大納言 正三位 中務卿

天平神護二三十二薨、五十二、式部卿、授

刀大將、本名八束、贈太政大臣正一位、

内曆

贈太政大臣從一位 号閑院左大臣、号后長岡

大臣、母從五下安部常丸女、弘仁三年十月十

六日薨、五十七、

日野

●●● 真夏 参議 從三位

母從七位上百濟永繼女、或本云、母正五下

飛鳥部奈正曆女、

●●● 冬嗣

氏長者 藏人頭 始式部大輔 右少弁 大



判司 左衛門大尉 左大臣 正二位  
母同真夏三、天長三七廿四薨、贈太政大臣  
正一位、号閑院左大臣、

●長良

贈大政大臣正一位、齊  
衡三七三日薨、五十五、  
母阿波守真作女、  
權中納言 左衛門督  
從二位 号枇杷中納言、

國經

按察使 法性寺  
祖 藏人頭 正  
二位 大納言  
左衛門督 母從  
五下難洲女、

●遠經

正二位 大納言 左衛門督 右大弁 從四  
上 内藏頭 右少弁 右兵衛督 正四下  
母同國經、

●良範

正二位 大納言 左衛門督 大宰少貳 筑

前守 從五下  
母大和守明成女、

武家始  
●純友

鎮守府將軍 從五下 伊豫丞 藏人頭  
右兵衛佐 按察使 左馬助 西海也、  
依勅定、日本國兩將軍ニ被定、西三十三  
ヶ國將軍ニテ、伊与國ウハノ郡ニ在城、  
有説ニ依謀叛御改易歟、東國ハ政門將軍  
ト云、是も逆心ニテ誅罰セラル、也、

●●良房

基經

左衛門督 大學頭 小納言 右大臣  
右大臣 右近大將 左近大將 准三后  
准三后 按察使 頭 按察使頭 攝政  
攝政 太政大臣 從 關白 從一位 大  
一位 氏長者 隨身 政大臣 實者長良  
兵杖象輔佐詔、 卿男、子孫多と有  
六位 母尚侍美都子、 里、贈正一位、

長良卿同母、五藏 母贈大政大臣繼  
藏人 貞觀十四年三月 无位 緇女大夫人、寛  
九日依病賜度者 藏人 平三年正十九薨、  
八十人、大救天 五十六、贈正一  
下、同年九月四 位、

日薨、贈正一位、

諡曰昭宣公、封

美濃國、号白河

殿、又号染殿、

越前國、

●直純

薩・隅・日州上古者、依為春日社領、南都一

乘院令下知早、然間鹿兒嶋之郡司承、弁濟取

納使職ニ而堅固ニ致運上處也、

弥四郎 左衛門尉 号鹿兒嶋越前守、

師純

任書下、弁濟夫取納使職堅固ニ南都春日ノ社

ニ令上納者也、仍状如件、  
弥四郎 左衛門督 号鹿兒嶋越前守、

●永純

此時構城郭東福司云リ、

弥四郎 左衛督 伊豫守 後ニ号鹿兒嶋越前守、

又長谷場十郎兵衛トモ云リ、日州飢肥北郷之

夏辨濟使并取納使職、從一乘院榮澄法眼承處、

白川藏人ト名乗テ、企狼籍事頻也、依致言上

此旨、尊氏將軍直安堵之御内書令拜領、南

郷・北郷加下知處也、其證文于今有之、建武

四年之事也、

●遠純

薩・日州取納辨濟使運上、弥四郎 左衛門督

伊豫守 号鹿兒嶋越前守、後号十郎兵衛尉、

●行純

日州飢肥南・北郷弁濟夫并取納使也、号十郎  
兵衛尉、伊豫守 越前守 弥四郎 左衛門督、  
從寔島、日向ノ国飢肥兩郷者掛而申付候處  
也、

●經純

弥四郎 左衛門督 遠江權頭 号伊豫守・  
越前守、又有馬共云リ、此時代、肥州高來  
之被仰付郡司辨濟夫取納使、是同從鹿兒島  
懸テ加下知也、法名臺雲坐蓮

●朝純

弥四郎 後号弥五郎 左衛門督 遠江權頭  
伊豫守 越前守共、法名德翁、此時迄茂  
日州飢肥・鹿兒嶋・有馬共ニ似テ、任御内  
書致下知候處也、兼又日向之國櫛間院雖被  
仰下、致斟酌候早、

●家純

弥四郎 左衛門督 伊豫守 号鹿兒嶋 遠  
江權頭 越前守、此時ニ有馬者舍弟ニ被讓  
渡也、然処日州櫛間之院ヲ被仰下故ニ、抽  
忠貞候早、

連澄

弥五郎 後弥六 号有馬左衛門大夫、被移  
肥州有馬、高來之郡司於代々成本領也、法  
名平江宗治、

●資純

弥四郎 左衛門督 伊豫守 遠江權頭 越  
前守 始ハ鹿兒嶋六郎ト名乗也、此代ニ當  
郡内二十四ヶ村之中十箇村被讓与他腹嫡子  
國秀、其外十四ヶ村・居城并長谷場之居屋  
敷共ニ、重代之文書加相、為家督分差渡者  
也、日向之國飢肥・櫛間弁濟取納使職不可  
有相違之事、

●國純

弥四郎 左衛門督 伊豫守 号遠江權頭  
越前守、此時鹿兒島郡内十四ヶ村并住城・  
文書・居屋敷方共ニ、為嫡子分髓永代請取  
處也、仍從他人若雖有虎口ノ讒言、成思兄  
弟水魚、臣下之法ヲ不可相違事也、日州ノ  
兩所使職不可有相違事、證狀如件、

國秀

忠良

他腹、弥太郎 雅楽 号矢上 弥太郎  
助 号矢上 伊豆守、 後ニ雅楽助也、  
此代鹿兒嶋西原(備馬楽カ)ニ在 此時依背守護方、  
城也、是二十箇村ヲ 軍兵ヲ被指向間、  
被相付早、雖為嫡子、 不相叶落去シテ、  
他腹之故家ノ不成惣 肥州高来ノ有馬之  
領、 郡司依為親類被打  
登候、

●宗純

弥五郎 兵部少輔 号十郎兵衛尉 遠江權  
頭 鹿兒嶋・飢肥・櫛間三郡司、越前守是  
也、

●純連

弥五郎 兵部少輔 遠江權頭 越前守、如  
右致三郡司也、

時純

弥五郎 五郎左衛  
門尉 十郎兵衛尉  
遠江權頭  
日州飢肥南郷・北郷  
先祖以來辨濟使并取  
納使職支被仰付之處  
ニ、櫛間院共ニ重テ

澄純

弥五郎 十郎兵衛  
遠江權頭 母櫛間女、  
霧壹丸  
五郎左衛門尉  
此時代、依為少年名  
乘白川藏人、飢肥・

(經純ヨリ)

承り、家督者薩州鹿  
兒嶋郡ニ依有之、彼  
地ノ為靜謐、早速被  
相移早、

●久純  
号鹿兒島六郎、又  
云兵部少輔 越前  
守  
此時ニ嶋津御屋形自  
元久様令拜領御宇、  
抽忠勤候早、然則鹿  
兒嶋ニ構守護所、住

榎間弁濟夫并取納使  
職雖企押領、堅長谷  
場方ニ被仰下上者、  
不可有永代違輩之由  
蒙御内書事、一家之  
可為名譽者也、

晴澄

弥六 六郎兵衛尉  
母同甥ノ為軍代也、

女子二人

秀純

号鹿兒嶋六郎 兵部  
少輔 又越前守

此代ニ佐多殿次男ヲ申  
請妹智ニ取成シ、下伊  
敷一ヶ村被進、号伊敷  
殿ト、御當家内縁之儀  
ニ才覺如此、弥被抽忠

城東福司并長谷場居

屋敷共ニ差上テ、水

流吉御在処被見立、

清水ニ御館造畢、御

動座ヲ申請奉リテ、

今御繁昌目出度候也、

應永元年甲戌ニ建立

福昌寺、開山石屋大

和尚、俗性伊集院、

右名字ノ地者令寺地

是也、去程ニ家ノ者

成出家時ハ衣食共ニ

末代迄モ可為寺家之

恩之衷、開山掟ヲ承

處也、

貞者也、雖然改名字長

谷場ト名乘事 義天之

御代以來也、又日州江

被遣、時純者薩摩方ノ

為与力、号長谷場十郎

兵衛尉、言上訴陳狀、

建武之比也、

忠純

号弥次郎 左衛門佐

遠江権頭

伊敷殿是也、

女子二人

僧一人

女子三人

●則純

号長谷場六郎 兵部少輔 越前守 法名道了  
上座

此時ニ從鹿兒嶋市來江被召移、其謂者伊集院方  
ニ与同シテ、依有二心、

立久様御代ニ被追罰、然者早為世治之、各市來  
方ノ捨城ニ致在番堅固故、陳之内五箇所ノ居屋  
敷モ假屋元ニ被下置處也、

在天和尚 石屋より四代以後也、

●治純

号六郎 兵部少輔 越前守 法名心丁

陳ノ内五箇所、居屋敷鹿兒嶋ト市來ヲ懸テ奉  
公也、

曇知 客出家

惟純

弥三郎 五郎左衛門

尉

康純

弥三郎 五郎左

衛門尉 神五郎

竺知<sup>(管)</sup> 客出家

玲監坐 右同

女子二人<sup>一ハ始良徳丸妻  
一ハ高城郡大川妻</sup>

僧一人

高純 号神四郎、

廣純 号河崎三郎九郎、

女子一人 日高妻、

●貞純

号長谷場弥四郎 兵部少輔 越前守、市來ニ

有假屋、市來更者鹿兒島ノ外城戸、亦ハ渋谷  
山北之依為往返ノ塚目、別而可致忠節之由、  
從 忠昌様被仰聞、至彼表令奉公者也、

法名中叟淨因

重純

号九郎、廿四歳於

隅州吉田戦死、

法名道宗

女子一人

御屋形様十一代

之時、上原長門

守妻、

●慶純

号長谷場弥四郎 兵部少輔 越前守 法名山  
高盤谷居士、七月十九日薨、八十八歳、

此時川上道安斎三弓馬之蒙御免許、悴家被施  
名譽世間、然者川内於新田八幡ノ馬場笠懸御  
法樂之時者、手組衆十二騎ノ内ニ被加召候、  
亦馬上御狩之時者、四目之役被仰付、彼在  
所ノ河邊内月白山、市來之内大峯山所也、  
或ハ武勇ニ度々高名、或歌鞠之二道共ニ令致  
奉公忠勤者也、

純里

純富

号伴三郎 治部少 弥次郎 十郎左  
輔 備前守 衛門尉 備前守

女子三人

伊東御退治之刻、

一八野田妻、二山田 日州平井ノ城ニ被

民部妻、三坂本妻、 召移、

純真

弥次郎 出雲守、豊州ニ京勢下向之時、於

水流崎主從八人戰死、五十七歳、天正十五  
三十五日也、供養僧一人、

純徳

弥次郎 雅樂助 肥州於隈部郡致軍劣、

純房

弥七郎 賀左衛門尉 三郎兵衛尉 筑前至  
岩屋城攻ノ時、十六歳而太刀始ス、其外日  
州・豊州於御弓箭、度々致高名早、稻津乱  
之時、日州穆佐之城ニ攻來之刻、松下同  
心、兩人而指答門ヲ固ケル間、稻津引退所  
也、

純正 平左衛門尉 實純 依無男子為養子、

純秀

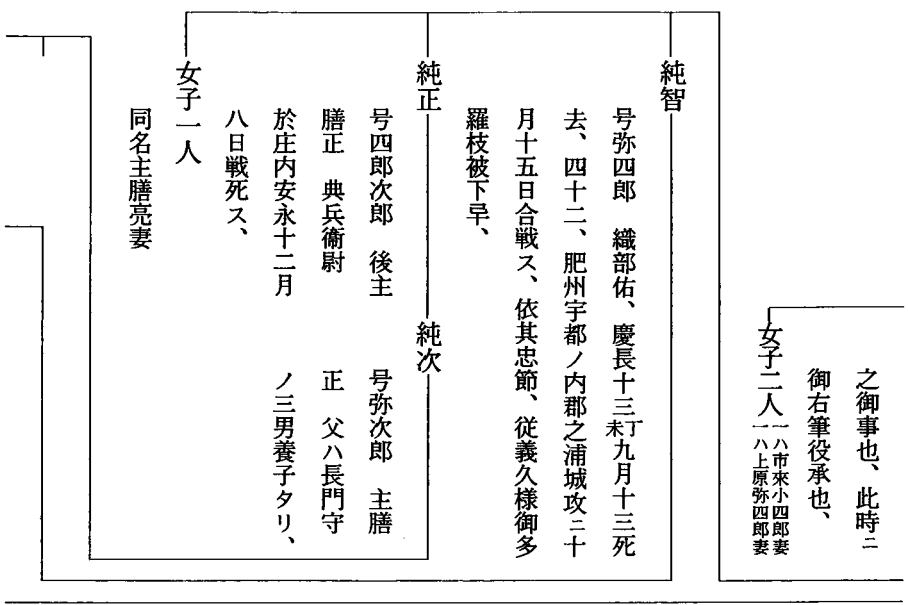
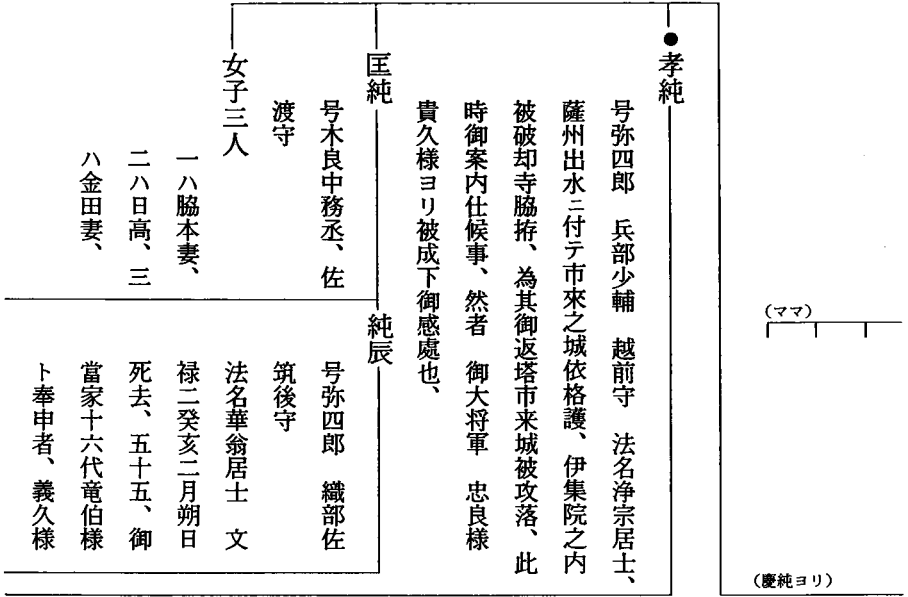
純堯

(ママ) 形部少輔 戸右衛門 平左衛門尉

尉

女子一人 田中妻

女子





(ママ)

愛壽丸

部當

女子 高崎弥六妻

●治純

天正十四九十日死去、六十八、法名香庵淨栄居士、母八大寺ノ姫、

号弥六 兵部少輔 長門守、此時父子同心ニ市來城攻致案内者、薩州郡山・日州小林ノ致西軍ニ太刀打蒙疵、日州之高城ニ着陳、豊州之大将大友宗麟同新太郎卒二十万騎攻ル故ニ、薩摩方ニ先手大將軍嶋津中務太輔家久彼城ニ被籠城之時令供奉、然處開御運刻、父子三人共ニ高名仕ル、其時次男ハ戦死ス、

女子一人 平田石見守妻

●宗純

法名徹山慶薰庵主

号弥四郎 兵部少輔 越前守、渋谷退治之時者被移川内、伊東退治之時ハ被移日州飢肥、元和十年十月七日命落ス、七拾八歳、母宮原出雲守娘、

日州於小林之城攻父子共ニ致合戦、同心ノ衆間瀬田刑部左衛門尉・田尻荒兵衛尉也、此時父者面ニ得鑓疵、私者左手蒙鑓疵早、年廿一、永禄九年十月十五日・同十一年三月廿三日、大江従求麻菱刈弓箭之時、至一山ノ麓、敵一人躰ヲ射伏ル、同心本田掃部兵衛尉、愛徳・鬼丸名字也、其後下大隅於垂水野頸之城戸、郡山名字ノ敵一人射殺、同心者関主殿助・前田又左衛門尉、其次者牛根坂城戸破之時、矢軍稠仕ル、同心衆吉田若狭守・祢答院新兵衛尉・曾木圖書助、天正元十一廿三日ノ事也、又菱刈大口城ヲ取卷三日、初日敵一人仕ル、次日ニ一人射殺ス、此時同心者初日真連山伏宮原助太郎權藤太、次日間瀬田刑部左衛門尉・

上床源六兵衛尉・伊地知新三郎・茂山源三右衛門尉、又於根占横尾ノ軍致合戦、同心衆野村兵部少輔・鎌田助五郎也、此時得河上上野守褒美、其外諸侍ヨリ得感悦播面目事、是偏神慮恐深處也、日州高原城詰之時、一番衆間瀬田刑部左衛門尉・濱田右京進・宮原越中守・同名右京亮・四本半八郎・井尻早左衛門同心ニ致軍勞也、其後日州御手裏之刻、海江田ニ打入テ忠貞仕ル、然處天正七年戊子十一月十一日、從朝軍至夕日迄、折田権五左エ門尉兄弟同心シテ、松山敵陣ヲ攻落、令軍勞、此日ニ弟者戰死仕ル、同十二日、豊州陳衆切テ懸ル、敵勢者廿万騎ト云リ、味方者雖為小勢、顯張良秘術、打勝タル、其時ニ敵二人打テ、彼等両馬ニ乗替リ、美々河迄此日ニ懸詰ル、翌日、山陰堺ヨリ豊後衆逃通ヲ追着テ一人搦捕、又肥後之國內矢崎之城攻時致合戦、同心者多田和泉守・塚之脇駿河守也、此時得鎧疵

三箇所、敵一人討捕、其以後同国ニ於堅志田落城之刻、敵一人討捕、又同國中竹迫之住人合子藏人追討之砌、抽忠節故ニ、御大将義弘様上意者、長谷場忠之上ノ忠ヲ仕候由被仰下、至同席筵、新納武藏守祝儀ヲ承候早、然者此郡内ニ富十二町村之地頭職被下、而筑前・筑後・豊後ノ御在陳ニ軍衆ヲ召烈、致忠懃也、次ニ從高良山筑紫上野守カ居城ニ軍兵被差向、其境内限代ト云ル大河アリ、諸軍勢此川ニ打望ミ、舟渡リヲ被相待處ニ、越前守薩州吉野ノ大黒毛ノ馬ヲ嗜、於于爰先陳シテ掛渡ル、是ヲ被見伊集院右衛門大夫者諸勢ニ加下知被渡、後陳衆彼馬ヲ一日ニ三度被見物、褒美不少、軍陳軍旅之高名者、弓馬ノ道ニ極欵、又豊後守宗麟之被官高橋入道ハ、筑前國岩屋ノ城ニ楯籠ル、彼ヲ亡ント被懸責、天正十四年丙戌七月廿七日之事成ニ、三二ノ圍ヲ攻破一丸ニ切上リ、太刀始仕ル、脇太刀者薩州衆ニ

向江九郎・中馬右衛門尉、肥後衆ニ井手田親綱、同州高橋二人也、又豊後國破却之時、入田・邊次・朽網・野上・武宮・府内・三重、日州縣・高城・都於郡迄令供奉、此所ニテモ碎手軍勢、至根白ノ京陳致合戰、同心者木下帶刀長、又伊集院源次郎依存野心、庄内ニ被成御着陳之時、慶長四季<sup>辛</sup>亥十月十六日、於三俣ノ高城若武者卅騎計所及難儀、本田助左衛門尉致同心懸入テ相助候早、其後同十二月八日、至安永御方ノ敗軍ニ小川之渡口ヲ限ニ持勘利運仕ル、又慶長五三月九日、山之口城ニ詰入り、本田内蔵丞難遁處ヲ見續助命、是偏ニ神明佛陀之非感應哉、

純時

母同、

号弥九郎、豊州衆日向國ニ着陳シテ軍ノ時、

碎手戦死、十九歳、

法名善林上座、天正七季戊子十一月十一日之

「六年戊寅ノ誤ナリ」

合戦也、

女子三人

一ハ長野民部少輔妻、二ハ大田兵部少輔妻、  
三八田実妻、

●實純

女子一人アリ、純正為智養子相繼也、

号弥四郎 十郎兵衛尉、高麗御帰陳以後、中山琉球國為被入御手裏、柁山権左衛門尉・平田太郎左衛門尉兩大將シテ、数百艘ノ兵船被遣、其時者御兵具奉行ニテ致渡海候、其後大坂御陳立之時節モ、宗純ト父子致供奉、右之奉行承處也、元和四年三月十日、病死、卅八歳、法名仙翁宗鶴居士、

前太閤殿下秀吉公於于朝鮮征伐之時、君我義弘様与其御子家久様走從、其軍数年之間勞於軍務、時ニ實純十七歳、令奉供致一騎之武者役、吾軍屯於泗川者僅一萬餘、較之大明諸軍豈翹九牛一

毛哉、大明諸將令數百萬之軍攻我泗川之城、  
主君義弘親子胸中自有數萬之兵甲不戰而屈人之  
兵、是故自提三尺、直進入百萬之軍、一時爪如  
潰追亡遂北、伏尸者八萬有餘、流血漂楯矣、於  
是有參謀大夫龍涯者求和義、於我軍中義弘御父  
子謀之曰、武豈可久黷乎、且止二人之戈、是謂  
之武、竟應於參謀之求、令大明將茅涓濱為質載  
之与、俱歸日本矣、

太閤殿下為賞其功、賜親子似寶劍且復賜薩州之

「以方」

地和泉・高城二郡以為其履矣、日本東西之諸將  
無不稱贊其武名者、可謂義弘・家久樣被成克我  
國家者也、此時實純泗川在陳、而遂少年數度之  
高名之吏、且先世善業且佛神三寶被垂哀憐哉、

●純正

号平左衛門尉 兵右衛門尉、為實純之智養子、

純房嫡子也、法名印英宗傳庵主、

從若年家久公御子大隅守光久御兩殿樣ニ奉仕候、

關東エ之御奉公及度々ニ、有馬御陣立ニハ普請  
奉行、於御國元ニ御兵具奉行、其後御吟味役ニ  
被召加、萬治元年戌年、日州松山地頭職被仰付、  
同二年、琉球國押エ奉行被仰付、二月十二日、  
致出船腰ヲレ哥一首仕、

櫻島コキワカレツ、行船ニ花ノ香ソエテヲクレ  
春風 ト如此侍リ、風ニ任テ走行ケルホトニ、

三月二十一日、琉國エ着船仕、三月二十八日ニ  
王位樣エ御目見得仕所也、翌年六月十二日歸帆  
仕、首尾能相勤候、同心衆麿島衆岩切諸右衛門・

國分衆三宅七兵衛・出水衆長谷場五郎右衛門・

松山衆吉田次郎四郎也、先奉行川上將監殿エ交  
替也、翌年松山エ初地入仕、衆中寺社家町在郷

不殘酒飯振舞、所之仕置申付候畢、次年、日州

真幸吉田地頭被仰付候、吉田吏ハ依境目ニ被仰

付候、堅固ニ御奉公可相勤之上意被仰下所也、

依其、寛文六年午ノ春、吉田エ初地入仕、衆中

寺社家町在郷無殘致振舞、所之掟申渡候也、

(ママ)

●純堯

女子四人 一ハ純堯妻、二ハ深栖、三ハ新原、四  
ハ徳尾妻也、何レモ子孫多々有之也、